

平成17年12月5日 開 会

平成17年12月22日 閉 会

平成17年第4回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

12月5日（月曜日）第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	3
開 会（午前10時00分）.....	4
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	4
日程第2 会期の決定について.....	4
日程第3 議第86号から日程第17 議第100号まで	4
平野市長提案説明.....	5
散 会（午前10時31分）.....	10

12月14日（水曜日）第2号

議事日程.....	11
本日の議会に付した事件.....	12
出席議員.....	14
欠席議員.....	14
説明のため出席した者の職氏名.....	14
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	15
開 議（午前10時00分）.....	16
日程第1 質 疑（議第86号から議第100号まで）	16
22番 久保田 均議員質疑.....	16
小林教育長答弁.....	17
22番 久保田 均議員質疑.....	17
小林教育長答弁.....	17
22番 久保田 均議員質疑.....	18
小林教育長答弁.....	18
16番 藤根圓六議員質疑.....	18

松影産業經濟部長答弁.....	19
16番 藤根圓六議員質疑.....	19
松影産業經濟部長答弁.....	19
16番 藤根圓六議員發言.....	19
13番 寺町知正議員質疑.....	19
垣ヶ原總務部長答弁.....	20
13番 寺町知正議員質疑.....	20
垣ヶ原總務部長答弁.....	20
平野市長答弁.....	20
13番 寺町知正議員質疑.....	21
嶋井助役答弁.....	21
13番 寺町知正議員質疑.....	21
長屋市民部長答弁.....	22
13番 寺町知正議員質疑.....	22
長屋市民部長答弁.....	22
13番 寺町知正議員質疑.....	23
長屋市民部長答弁.....	23
13番 寺町知正議員質疑.....	23
長屋市民部長答弁.....	23
13番 寺町知正議員質疑.....	23
長屋市民部長答弁.....	23
13番 寺町知正議員質疑.....	23
長屋市民部長答弁.....	24
13番 寺町知正議員質疑.....	24
休 憩（午前10時29分）.....	24
再 開（午前10時30分）.....	24
船戸企画部長答弁.....	24
13番 寺町知正議員質疑.....	24
土井保健福祉部長答弁.....	25
13番 寺町知正議員質疑.....	25
土井保健福祉部長答弁.....	25
13番 寺町知正議員質疑.....	25

土井保健福祉部長答弁.....	25
13番 寺町知正議員質疑.....	26
土井保健福祉部長答弁.....	26
13番 寺町知正議員質疑.....	26
土井保健福祉部長答弁.....	27
13番 寺町知正議員質疑.....	27
土井保健福祉部長答弁.....	27
13番 寺町知正議員質疑.....	28
土井保健福祉部長答弁.....	28
13番 寺町知正議員質疑.....	28
松影産業経済部長答弁.....	28
13番 寺町知正議員質疑.....	28
船戸企画部長答弁.....	29
小林教育長答弁.....	29
13番 寺町知正議員質疑.....	29
船戸企画部長答弁.....	29
小林教育長答弁.....	30
15番 中田静枝議員質疑.....	30
平野市長答弁.....	30
15番 中田静枝議員質疑.....	30
嶋井助役答弁.....	31
15番 中田静枝議員発言.....	32
15番 中田静枝議員質疑.....	32
土井保健福祉部長答弁.....	33
松影産業経済部長答弁.....	33
15番 中田静枝議員質疑.....	34
平野市長答弁.....	34
15番 中田静枝議員質疑.....	35
垣ヶ原総務部長答弁.....	35
15番 中田静枝議員質疑.....	35
長屋市民部長答弁.....	36
15番 中田静枝議員質疑.....	36

土井保健福祉部長答弁.....	37
15番 中田静枝議員質疑.....	37
船戸企画部長答弁.....	37
15番 中田静枝議員質疑.....	38
長野基盤整備部長.....	38
15番 中田静枝議員質疑.....	38
長野基盤整備部長.....	38
22番 久保田 均議員発言.....	38
18番 藤垣邦成議員質疑.....	39
嶋井助役答弁.....	41
18番 藤垣邦成議員発言.....	41
日程第2 委員会付託（議第86号から議第100号）.....	42
休 憩（午前11時32分）.....	42
再 開（午前11時45分）.....	42
追加日程第1 議第101号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊 り上げに伴う損害賠償請求訴訟の提起について、	
追加日程第2 議第102号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第7号）.....	42
平野市長提案説明.....	43
追加日程第3 質 疑（議第101号、議第102号）.....	44
22番 久保田 均議員発言.....	44
13番 寺町知正議員質疑.....	44
垣ヶ原総務部長答弁.....	44
13番 寺町知正議員質疑.....	44
垣ヶ原総務部長答弁.....	45
13番 寺町知正議員質疑.....	45
垣ヶ原総務部長答弁.....	45
18番 藤垣邦成議員質疑.....	46
嶋井助役答弁.....	46
18番 藤垣邦成議員質疑.....	46
嶋井助役答弁.....	46
13番 寺町知正議員質疑.....	46
垣ヶ原総務部長答弁.....	47

追加日程第4 委員会付託（議第101号、議第102号）	47
散 会（午後0時04分）	47

12月20日（火曜日）第3号

議事日程	49
本日の会議に付した事件	49
出席議員	49
欠席議員	49
説明のため出席した者の職氏名	49
職務のため出席した事務局職員の職氏名	50
開 議（午前10時00分）	51
日程第1 一般質問	51
1.9番 影山春男議員質問	51
（1）佐賀地区焼却場跡地の管理は	51
垣ヶ原総務部長答弁	51
（2）市企画のイベントについて	52
松影産業経済部長答弁	52
影山春男議員質問	53
平野市長答弁	54
影山春男議員要望	54
2.6番 村瀬隆彦議員質問	54
（1）IP電話利用状況について	54
船戸企画部長答弁	55
村瀬隆彦議員質問	56
船戸企画部長答弁	56
（2）国道256号バイパス建設に伴う通学路変更について	57
長野基盤整備部長答弁	57
村瀬隆彦議員質問	58
船戸企画部長答弁	58
村瀬隆彦議員要望	59
3.4番 宮田軍作議員質問	59
（1）伊自良湖周辺再整備計画について	59

松影産業経済部長答弁.....	59
宮田軍作議員質問.....	61
松影産業経済部長答弁.....	61
(2) 伊自良湖防災対策について.....	62
長野基盤整備部長答弁.....	62
宮田軍作議員質問.....	63
長野基盤整備部長答弁.....	64
宮田軍作議員質問.....	64
平野市長答弁.....	64
休 憩 (午前10時56分)	65
再 開 (午前11時10分)	65
4 . 8 番 河口國昭議員質問.....	65
(1) 市北部地域の振興と交流拠点 (観光施設) の拡充対策について.....	66
松影産業経済部長答弁.....	68
河口國昭議員要望.....	70
5 . 16番 藤根圓六議員質問.....	71
(1) 敬老会の運営のあり方について.....	71
土井保健福祉部長答弁.....	72
藤根圓六議員質問.....	73
平野市長答弁.....	73
藤根圓六議員要望.....	74
休 憩 (午前11時51分)	75
再 開 (午後 1 時00分)	75
6 . 12番 横山善道議員質問.....	75
(1) 小学校統廃合について.....	75
小林教育長答弁.....	75
横山善道議員質問.....	76
小林教育長答弁.....	78
(2) 小学校の安全確保について.....	79
小林教育長答弁.....	79
横山善道議員質問.....	80
小林教育長答弁.....	80

横山善道議員発言.....	81
7.5番 田垣隆司議員質問.....	81
(1) 山県市過疎自立促進計画について.....	81
船戸企画部長答弁.....	81
田垣隆司議員質問.....	82
平野市長答弁.....	83
田垣隆司議員質問.....	84
平野市長答弁.....	85
8.2番 尾関律子議員質問.....	86
(1) 子育て支援について.....	86
土井保健福祉部長答弁.....	86
尾関律子議員質問.....	87
土井保健福祉部長答弁.....	88
(2) 乳幼児医療費助成の拡大について.....	88
土井保健福祉部長答弁.....	89
尾関律子議員質問.....	90
平野市長答弁.....	90
尾関律子議員発言.....	91
休 憩（午後2時03分）.....	91
再 開（午後2時20分）.....	91
9.1番 吉田茂広議員質問.....	91
(1) 笑い与健康事業について.....	91
室戸教育次長答弁.....	93
吉田茂広議員質問.....	94
土井保健福祉部長答弁.....	94
(2) 市の文化振興について.....	94
嶋井助役答弁.....	96
10.10番 後藤利利議員質問.....	97
(1) 下校途中の安全確保について.....	97
小林教育長答弁.....	98
後藤利利議員質問.....	100
小林教育長答弁.....	100

後藤利丸議員発言.....	101
延 会（午後3時02分）.....	101
12月21日（水曜日）第4号	
議事日程.....	103
本日の会議に付した事件.....	103
出席議員.....	103
欠席議員.....	103
説明のため出席した者の職氏名.....	103
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	104
開 議（午前10時00分）.....	105
日程第1 一般質問.....	105
11.13番 寺町知正議員質問.....	105
（1）残土での埋め立て（ゴルフ場）の経過や背景について.....	105
嶋井助役答弁.....	107
寺町知正議員質問.....	109
嶋井助役答弁.....	110
（2）市の一般ゴミの処理計画はあまりにも経費が高すぎる.....	111
長屋市民部長答弁.....	113
寺町知正議員質問.....	115
長屋市民部長答弁.....	116
寺町知正議員質問.....	117
平野市長答弁.....	117
（3）市民保護と多重債務者問題について.....	119
船戸企画部長答弁.....	120
休 憩（午前10時48分）.....	121
再 開（午前11時10分）.....	121
12.15番 中田静枝議員質問.....	121
（1）高額療養費・出産一時金の受領委任払い制度の導入を.....	121
長屋市民部長答弁.....	122
中田静枝議員質問.....	123
長屋市民部長答弁.....	123

中田静枝議員質問.....	124
土井保健福祉部長答弁.....	124
(2) 介護保険の高齢者負担(保険料・利用料)に関して.....	124
土井保健福祉部長答弁.....	125
中田静枝議員質問.....	126
土井保健福祉部長答弁.....	128
(3) 市学童保育の改善を.....	129
土井保健福祉部長答弁.....	130
中田静枝議員質問.....	131
土井保健福祉部長答弁.....	131
中田静枝議員発言.....	132
休 憩(午前11時54分).....	132
再 開(午後1時00分).....	132
13. 18番 藤垣邦成議員質問.....	132
(1) 第1次総合計画における実施計画について.....	132
船戸企画部長答弁.....	133
藤垣邦成議員質問.....	134
船戸企画部長答弁.....	134
(2) 行政改革の進捗状況について.....	135
垣ヶ原総務部長答弁.....	136
藤垣邦成議員質問.....	137
垣ヶ原総務部長答弁.....	138
(3) 次世代育成支援行動計画について.....	139
嶋井助役答弁.....	139
藤垣邦成議員質問.....	140
嶋井助役答弁.....	141
藤垣邦成議員質問.....	142
平野市長答弁.....	143
14. 11番 谷村松男議員質問.....	144
(1) アスベストの使用実態調査とその対応について.....	144
垣ヶ原総務部長答弁.....	145
谷村松男議員質問.....	145

20番	村瀬伊織議員答弁.....	171
13番	寺町知正議員質疑.....	172
20番	村瀬伊織議員答弁.....	172
13番	寺町知正議員質疑.....	172
20番	村瀬伊織議員答弁.....	172
日程第7	討 論.....	173
13番	寺町知正議員反対討論.....	173
15番	中田静枝議員反対討論.....	173
日程第8	採 決.....	174
休 憩	(午前10時55分).....	175
再 開	(午前11時19分).....	175
日程第9	発議第9号 議会制度改革の早期実現に関する意見書について.....	175
20番	村瀬伊織議員提案説明.....	175
日程第10	質 疑.....	176
13番	寺町知正議員質疑.....	176
議長	小森英明議員答弁.....	176
13番	寺町知正議員質疑.....	176
20番	村瀬伊織議員答弁.....	177
13番	寺町知正議員質疑.....	177
20番	村瀬伊織議員答弁.....	178
13番	寺町知正議員質疑.....	178
20番	村瀬伊織議員答弁.....	178
日程第11	討 論.....	178
13番	寺町知正議員反対討論.....	178
18番	藤垣邦成議員賛成討論.....	179
15番	中田静枝議員賛成討論.....	180
日程第12	採 決.....	180
日程第13	議会運営委員会・特別委員会中間報告について.....	181
日程第14	質 疑.....	184
日程第15	委員会閉会中の所管事務調査報告について.....	184
日程第16	質 疑.....	187
日程第17	委員会閉会中の継続審査について.....	187

閉 会（午後 0 時06分）.....	188
会議録署名者.....	188

山県市議会定例会会議録

第1号 12月5日(月曜日)

議事日程 第1号 平成17年12月5日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議第86号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議第87号 山県市収入役事務兼掌条例について
- 日程第5 議第88号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議第89号 山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例について
- 日程第7 議第90号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第91号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第92号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第93号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第11 議第94号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について
- 日程第12 議第95号 岐北衛生施設利用組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第13 議第96号 平成17年度山県市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第14 議第97号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議第98号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議第99号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議第100号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議第86号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議第87号 山県市収入役事務兼掌条例について
- 日程第5 議第88号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について

日程第6	議第89号	山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例について
日程第7	議第90号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8	議第91号	山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9	議第92号	山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10	議第93号	証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
日程第11	議第94号	岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について
日程第12	議第95号	岐北衛生施設利用組合規約の一部を改正する規約について
日程第13	議第96号	平成17年度山県市一般会計補正予算(第6号)
日程第14	議第97号	平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第15	議第98号	平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
日程第16	議第99号	平成17年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)
日程第17	議第100号	市道路線の認定について

出席議員(22名)

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
収入役職務代理者 会計課長	遠山治彦君	教育長	小林囿之君
総務部長	垣ヶ原正仁君	企画部長	舩戸時夫君
市民部長	長屋義明君	保健福祉部長	土井誠司君
産業経済部長	松影康司君	基盤整備部長	長野昌秋君
水道部長	梅田修一君	消防長	高橋信夫君
教育次長	室戸弘全君	総務部次長兼 企画部次長	和田真吾君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林宏優	書記	棚橋和良
書記	堀達也		

午前10時00分開会

議長（小森英明君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、平成17年第4回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（小森英明君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、1番 吉田茂広君、13番 寺町知正君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（小森英明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から12月22日までの18日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日より12月22日までの18日間と決定しました。

日程第3 議第86号から日程第17 議第100まで

議長（小森英明君） 日程第3、議第86号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第4、議第87号 山県市収入役事務兼掌条例について、日程第5、議第88号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について、日程第6、議第89号 山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例について、日程第7、議第90号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議第91号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第92号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第93号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について、日程第11、議第94号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について、日程第12、議第95号 岐北衛生施設利用組合規約の一部を改正する規約について、日程第13、議第96号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第6号）、日程第14、議第97号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2

号)、日程第15、議第98号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)、日程第16、議第99号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)、日程第17、議第100号 市道路線の認定について、以上15件を一括議題といたします。

平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長(平野 元君) 皆さん、おはようございます。

本日は、平成17年山県市議会第4回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には、師走に入り大変御多忙の中、早朝より御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、国と地方の税財源のあり方を見直す三位一体改革は、終盤に来て、生活保護費を補助金削減の対象に含めるかどうかについて、国と地方が最も激しく対立したところでございます。11月30日の政府・与党合意を経て、12月1日の国と地方の協議の場において、地方六団体も政府・与党の合意内容を受諾する意向を表明いたしました。その内容は、もともと地方改革案にない生活保護費の補助率引き下げが回避されたことや、施設設備費補助金を削減対象に取り入れたことなどから、地方の意見が一部反映されたからでございます。

一方では、児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、地方が主張してきました真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も含まれておるところでございます。

今回の内容は、地方分権の第一段階と受けとめ、今後も市長会において、地方六団体が共同して、地方の意見を尊重した税源移譲と、地方分権を推進するよう求めてまいり所存でございますので、議員各位の一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

次に、平成16年度から工事を進めてまいりました高富中学校建築事業のうち、第1期工事分の校舎とランチルームがこのほど完成し、11月7日から新しい校舎での授業を始めております。また、11月12日には、PTA授業参観にあわせて、市民の皆様にも新校舎を見学していただいたところでございます。第1期工事の総工費は約21億円、鉄筋コンクリートづくり一部鉄骨づくり4階建て、延べ床面積8,752平米であり、教室や廊下に美山杉等の県産材を使用したほか、自然採光や明るく開放的な空間を備えるとともに、屋外には回廊を設け、学習環境に潤いとゆとりを与える施設となっております。今後、本年度中に、旧校舎の解体を終えて、来年度には、プールの改築とグラウンドの改修を行ってまいりたいと考えております。

また、美山中学校の改築事業につきましては、鋭意推進中でありまして、9月8日に開催しました美山中学校整備推進委員会では、学校敷地は現在位置で、敷地を東側に拡張し、体育館は社会体育の開放施設も兼ねた規模の施設にしてほしいという要望等もまいっております。11月15日に開催いたしました第1回美山中学校改築設計候補者審査委員会では、公募型プロポーザルコンペ方式により、広く提案を求め、最も適した設計候補者を選定すること等が協議されました。平成21年3月の完成を目指して、懸命に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

それでは、本定例会の提出案件につきまして、御説明申し上げます。

資料ナンバー1、議第86号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、現在、市内では8名の方に人権擁護委員へ御就任をいただいております。そのうち、山県市大森449番地にお住まいの島戸一夫氏が平成18年3月31日をもって任期満了となります。

このため、新しく山県市平井784番地の1にお住まいの鬼頭 勇氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、資料ナンバー2、議第87号 山県市収入役事務兼掌条例につきましては、平成16年11月の地方自治法の一部を改正する法律の施行により、町村だけでなく、10万人未満の市においても、条例により収入役を置かず、市長または助役にその事務を兼掌させることが可能となりましたので、このたび収入役の事務を助役に兼掌させるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

なお、附則におきまして、山県市特別職報酬審議会条例、山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例、山県市職員の旅費に関する条例の規定中、収入役に関する部分を削る改正をしようとするものでございます。

続きまして、資料ナンバー3、議第88号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例につきましては、当該基金の運用において、介護保険法に規定する介護給付費納付金の納付に要する費用にも充てることができるように、改正をするものでございます。

続きまして、資料ナンバー4、議第89号 山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例及び資料ナンバー5、議第90号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成17年10月12日付で、青波保育所の財産処分、転用の承認がされましたので、これを廃止し、かわりに、乳幼児から高齢者までの交流の場、生活支援の場を提供すべく青波福祉プラザを設置しようとするものでございます。

この施設の休館日は、日曜日と土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日と年末年始とし、使用時間は午前9時から午後5時までを原則としております。使用料につきましては、地区公民館の会議室等を勘案して各部屋1時間につき210円とし、冷暖房を使用する場合は30%加算としております。

また、この青波福祉プラザの管理方法につきましては、地方自治法第244条の2の規定に基づき、指定管理者制度を導入できるように明記いたしております。同制度につきましては、前回までの一般質問の折にもお答えしておりますように、民間能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、行政コストの節減等を図るための手法の1つとして、その導入を予定しているものでございます。

指定管理者の業務は、施設等の維持管理、使用許可のほか、施設の設置目的を達成するための自主事業を考えております。また、指定方法につきましては、指定を受けようとする団体から事業計画書等を提出していただき、市民の公平な利用の確保、施設効用の発揮、管理経費の縮減を図られる中で、施設の設置目的を最も効果的に達成できることができる団体を指定したいと考えております。なお、指定管理者の管理を行う場合の利用料金等につきましては、別途取り交わす協定書等の中で明記して行いたいと考えております。

続きまして、資料ナンバー6、議第91号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び資料ナンバー7、議第92号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましても、指定管理者制度を導入できるよう、改正するものでございます。これら指定管理者制度の導入を予定している施設に関する今後の事務手続につきましては、それぞれ施設ごとに指定管理者の候補を庁内の選定委員会等で審査し、適正な団体が決定した折には、具体的な指定議決案件を3月定例会に上程し、平成18年4月以降から導入したいと考えております。

また、指定管理者も市も同様に、情報公開条例、個人情報保護条例が適用されるような条例の改正を現在検討しており、これらの条例改正につきましても、3月定例会へ上程いたしたいと考えております。

続きまして、資料ナンバー8、議第93号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議及び資料ナンバー9、議第94号 岐阜県市町村会館を組織する市町村数の減少につきましては、平成18年3月27日に廃置分合により、養老郡上石津町と安八郡墨俣町が大垣市に編入され、廃止となることに伴うものでございます。

続きまして、資料ナンバー10、議第95号 岐北衛生施設利用組合規約の一部を改正する規約につきましては、現在、組合の収入役に山県市の収入役が当たることになってお

りますが、先ほど御説明申し上げましたように、本市に収入役を置かないようにするため、当該組合の収入役の事務につきましても、当該組合の助役に兼掌をさせるべく、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、資料ナンバー11、議第96号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に5,870万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を140億5,987万3,000円とするほか、新たに繰越明許費の設定と、債務負担行為の追加及び地方債の補正を行うものでございます。

その内容につきましては、歳出の款ごとにその概要を御説明いたします。

まず、総務費につきましては、収入役退任に伴う給与費864万6,000円を減額計上いたしております。

次に、民生費につきましては、来年4月1日から障害者自立支援法が施行されることに伴い、市民に制度の周知を図るべく、啓発パンフレットを作成する経費53万9,000円を計上いたしているほか、ピッコロ療育センターの運動療育ルームの増築工事に係る設計委託費27万7,000円、休園となっている青波保育園を青波福祉プラザとして使用できるため改修工事費340万2,000円、老人保健特別会計への繰り出し金1,302万6,000円をそれぞれ追加計上いたしております。この青波福祉プラザの改修費の財源としましては、県補助金105万円を計上いたしております。

次に、農林水産業費につきましては、クリーン農業推進のため、高性能大型機械自脱型コンバインを購入する大桑機械化営農組合への補助金245万3,000円を追加計上いたしております。そのほか、緊急に小規模修繕を要する用水路等の修繕経費として100万円、伊自良地域藤倉地区の農道舗装事業が県単独土地改良事業に採択されたことにより、工事請負費332万円をそれぞれ追加計上いたしております。これらの財源は、県補助金で、自脱型コンバイン購入に対する補助金に245万3,000円、農道舗装事業につきましては、事業費の40%に当たる136万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、土木費につきましては、工事との関連性及び地元要望の強い未登記箇所の処理を行うための登記手数料に不足を生じたので、200万円を追加計上いたしております。そのほか、市営住宅サンセイス美山の入居者の退去に伴うリフォーム経費63万1,000円、早急な修繕を必要とする道路等の維持補修費440万円、都市計画道路南・八京線において、未拡張部分の用地費及び補償金について、地権者の承諾が得られましたので、今般、これに要する経費と工事請負費、合わせて1,688万2,000円をそれぞれ追加計上いたしております。

次に、教育費につきましては、平成18年度に、肢体不自由の障害ある児童を伊自良南

小学校で受け入れることに伴い、身障者用のトイレ設置と図工室を特殊学級用に改修するための経費603万1,000円及び当該児童と特殊学級の他の児童生徒送迎用のため、リフトつきの車両購入費440万円を追加計上いたしております。

そのほか、美山中学校建設プロポーザルコンペ審査回数増による審査委員会謝礼11万7,000円、同中学校用地取得に伴う不動産鑑定手数料50万2,000円及び家屋補償等調査委託費625万8,000円、伊自良図書館冷暖房用の燃料費不足分61万6,000円、花咲きホールに駐輪場を設置するための工事請負費150万円をそれぞれ追加計上いたしております。

次に、歳入につきましては、ただいま申し上げました県補助金のほか、起債の借入額が確定したことにより、住民税減税補てん債150万円及び臨時財政対策債910万円、今般の補正に必要な財源として、前年度繰越金4,324万5,000円を追加計上いたしております。

繰越明許費につきましては、公共林道開設事業、日永地区でございますが、年度内に完了しない見込みのため、2,000万円を計上するものでございます。

債務負担行為につきましては、山口市イベント実行委員会への補助金900万円及び花咲きホールイベント事業500万円を新たに追加するものでございます。これは、両事業とも、イベントにおける出演者等の交渉など、今から準備していく必要がございますので、債務負担行為の追加をするものでございます。

次に、資料ナンバー12、議第97号 平成17年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出の総額に7,129万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を31億45万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、老人保健医療費拠出金や介護納付金等につきまして、今年度の拠出額が確定したため減額となっておりますが、療養給付費等が当初の見込みより大幅に増加したため、今般、追加補正をお願いするものでございます。

歳出補正額に連動して増加となる国庫支出金、療養給付費交付金等につきましては応分の追加補正をし、なお不足する財源につきましては前年度繰越金を計上いたしております。

資料ナンバー13、議第98号 平成17年度山口市老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に1億7,898万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を30億9,166万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、国民健康保険と同様に医療給付費等が大幅に増加したため、今般、追加補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、支払基金交付金、国・県支出金、一般会計繰入金を負担割合に基づきそれぞれ計上いたしております。

続きまして、資料ナンバー14、議第99号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的収入及び支出と資本的支出を補正するものでございます。

収益的支出につきましては、給与改定に伴う人件費330万7,000円及び平成16年度企業債借入利息の確定による支払い利息141万円を減額計上いたしているほか、大桑・桜尾地内の漏水調査を緊急に行うための委託費130万円と修繕工事費1,456万7,000円、平成16年度固定資産取得に伴う減価償却費105万8,000円、高富南地内配水管布設がえによる資産減耗費181万7,000円、消費税に係る雑支出50万円を増額計上いたしております。

収入につきましては、水道使用料1,232万5,000円と、雉洞にあります増圧ポンプ装置の落雷故障による保険金220万円を計上いたしております。

また、資本的支出につきましては、国道256号の拡幅に伴う配水管布設工事費500万円及び市道の改良工事に伴う配水管布設がえ工事費1,100万円を増額するとともに、高富水源地受変電電気設備更新工事等の請負差金2,430万円を減額計上いたしております。

続きまして、資料ナンバー15、議第100号 市道路線の認定につきましては、地域住民からの強い要望を受け、佐賀地内の市道高1198号線から国道256号バイパスの歩道への連絡道路を建設するため、これを市道路線高1198 2号線として認定しようとするものでございます。

次に、高富地内の市道高1131 1号線及び市道1131 2号線につきましては、民間により宅地開発された区域内道路の寄附採納手続が完了したことに伴いまして、認定しようとするものでございます。

以上で本定例会に提案いたしました議案につきまして御説明申し上げましたが、十分な御審議を賜りますとともに適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長(小森英明君) 市長の提案説明が終わりました。御苦労さまでした。

議長(小森英明君) 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

あす6日より13日までは、議案精読のため休会とします。

なお、14日は午前10時より会議を再開いたします。

本日は、これにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時31分散会

山県市議会定例会会議録

第2号 12月14日(水曜日)

議事日程 第2号 平成17年12月14日

日程第1 質疑

- 議第 86号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 87号 山県市収入役事務兼掌条例について
- 議第 88号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第 89号 山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例について
- 議第 90号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 91号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 92号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 93号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第 94号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について
- 議第 95号 岐北衛生施設利用組合規約の一部を改正する規約について
- 議第 96号 平成17年度山県市一般会計補正予算(第6号)
- 議第 97号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第 98号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議第 99号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第100号 市道路線の認定について

日程第2 委員会付託

- 議第 86号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 87号 山県市収入役事務兼掌条例について
- 議第 88号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第 89号 山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例について
- 議第 90号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 91号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部

- を改正する条例について
- 議第 92号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 93号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第 94号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について
- 議第 95号 岐北衛生施設利用組合規約の一部を改正する規約について
- 議第 96号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第6号）
- 議第 97号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第 98号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第 99号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第100号 市道路線の認定について
- 追加日程第1 議第101号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の提起について
- 追加日程第2 議第102号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 追加日程第3 質 疑
- 議第101号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の提起について
- 議第102号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 追加日程第4 委員会付託
- 議第101号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の提起について
- 議第102号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第7号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 質 疑
- 議第 86号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 87号 山県市収入役事務兼掌条例について
- 議第 88号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第 89号 山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例について
- 議第 90号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 91号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例について

議第 92号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第 93号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について

議第 94号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について

議第 95号 岐北衛生施設利用組合規約の一部を改正する規約について

議第 96号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第6号）

議第 97号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第 98号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）

議第 99号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）

議第100号 市道路線の認定について

日程第2 委員会付託

議第 86号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第 87号 山県市収入役事務兼掌条例について

議第 88号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について

議第 89号 山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例について

議第 90号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第 91号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第 92号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第 93号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について

議第 94号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について

議第 95号 岐北衛生施設利用組合規約の一部を改正する規約について

議第 96号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第6号）

議第 97号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第 98号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）

議第 99号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）

議第100号 市道路線の認定について

追加日程第1 議第101号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の提起について

追加日程第2 議第102号 平成17年度山口市一般会計補正予算(第7号)

追加日程第3 質 疑

議第101号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り
上げに伴う損害賠償請求訴訟の提起について

議第102号 平成17年度山口市一般会計補正予算(第7号)

追加日程第4 委員会付託

議第101号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り
上げに伴う損害賠償請求訴訟の提起について

議第102号 平成17年度山口市一般会計補正予算(第7号)

出席議員(22名)

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利汎君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
収入役職務代理者 会計課長	遠山治彦君	教育長	小林囿之君
総務部長	垣ヶ原正仁君	企画部長	船戸時夫君
市民部長	長屋義明君	保健福祉 部長	土井誠司君
産業経済	松影康司君	基盤整備	長野昌秋君

部 長		部 長	
水道部長	梅 田 修 一 君	消 防 長	高 橋 信 夫 君
教育次長	室 戸 弘 全 君	総務部次長兼 企画部次長	和 田 真 吾 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 宏 優	書 記	棚 橋 和 良
書 記	堀 達 也		

午前10時00分開議

議長（小森英明君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

議長（小森英明君） 日程第1、質疑。

質疑は、5日に議題となりました議第86号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから議第100号 市道路線の認定についてまでの15議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 久保田 均君。

2番（久保田 均君） 私は、議第96号、一般会計補正予算について質疑をいたしますが、その前に、実はこの一般会計の補正予算の予算書について、これは質疑じゃございませんが、要望としてお願いをしておきます。

まず、この96号、一般会計補正予算のうち、9ページの3目農業振興費の245万3,000円、これは大桑であります。また、同じく9ページの5目農地費332万、これが藤倉、10ページ1目土木総務費200万、これは西深瀬伊自良、同じく10ページから11ページにわたって3目街路費1,688万2,000円、これは南・八京線であります。また、12ページ1目学校管理費687万7,000円、これは美山中学校、13ページ3目文化施設費150万、花咲きホール。今、私が読み上げましたのは、いわゆる一般会計の補正予算に出ておる数字であります。説明欄を見ますと、今私が大桑、藤倉、西深瀬伊自良と申し上げまして、これが全然この予算書の中には記入されていない。

それで、市長の提案説明でよくわかっておりますが、しかし、補正予算ですので、この説明の欄には、今言いました大桑、藤倉、あるいは南・八京、美山中学校という、こういう特定されている場所を予算書に記入するべきじゃないかなということを思っておりますが、これは、企画部長に実は質疑をしようと思ったんですが、きょうは幸い各部長もお見えですので、企画部長のところへ来たときは多分草案そのまま部長は記入されていると思います。ですから、各部長にお願いしたいのは、特に補正予算については、説明欄にもう少し記入をしてくれた方がいいんじゃないかなと。

これは、後日になって、ここはどこだったかなと見直すときにも、特定の場所が記入してあればわかりますが、わざわざ記入しなくて説明だけというのはどうかなと

思いますので、これをつけ加えて要望としてお願いをいたしております。企画部長、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。答弁をいただくと、質疑に入っていないので、よろしく。これは、皆さんはプロフェッショナルなのでわかりますが、私ども素人には非常に予算書というのは見にくいんですわ。ですから、後日になって見る时候にも、記入がしであればだれでもわかるということなので、もう少し親切、丁寧に書いてくれるといいかなということをお願いいたしておきますのでよろしく。

それでは、質疑に入ります。議第96号、一般会計補正予算のうちの12ページ1目学校管理費、役務費として50万2,000円ありますが、これは土地だけの鑑定料と思いますが、何筆で何平米なのかお答えをいただきたい。

そして、また、同じく12ページ1目学校管理費、この委託料、同じくであります、625万8,000円、これは、係る家は多分5軒だと思いますが、正確に何軒で、この家もトータル何平米になるのかお答えをいただきたいと思います。

議長（小森英明君） 教育長。

教育長（小林圀之君） ただいまの久保田議員の御質問にお答えしたいと思います、最初に土地鑑定料の方でございますが、鑑定を依頼いたしますのは、抽出した4ポイント分で700.11平方メートルでございます。それで、全体は、民地、私有地、全体で22筆分で、4,940.36平方メートルでございます。

それから、委託料の方でございますが、これは、ただいま5軒ということでございましたが、倉庫等も含めると全体で7軒分で、建坪でいいますと3,585平方メートルでございます。

以上でございます。

議長（小森英明君） 久保田 均君。

22番（久保田 均君） 土地につきましては、今、22筆で4,940平米とおっしゃいました。50万2,000円かかるのかなと思っておりますが、家屋の委託料ですが、調査費7軒で3,585平米、625万8,000円とありますが、約1軒当たり100万近くになっていくということになるんですが、この鑑定料というのがそんなにかかるのかなということで、もう一度質問いたします。

議長（小森英明君） 小林教育長。

教育長（小林圀之君） 役務費の方も委託料の方につきましても、ちょっと見積もりをいただいておりますが、特に今御質問の委託料の方につきましても、聞きますと、引っ越しといいますか、本当に細かい荷物にしてどれくらいあるかとかというようなこと

るまでを調べるというようなことをごさいますて、これだけかかるというふうに一応見込んでおるわけをごさいます。

議長（小森英明君） 久保田 均君。

22番（久保田 均君） 家屋の補償のいわゆる委託料で調査するのに、いわゆる家計の、本当に、今教育長が言われた細かいところまで、今までにある調査でそこまでやられているのかなと思いますが、ちょっと今教育長の答弁は詭弁かなと思いますが、そこまでは多分普通はやらないと思います。

やっぱり、前に1軒こういう例がありまして、これはこの家を鑑定するのかといいましたら、ある幹部が、これは固定資産のいわゆる評価額あたりを基礎にしてということで、鑑定をしないということも聞いたことがありますが、実際にそこまで金をかけて委託をしなければならないのかな。するとしたら、もうちょっと家屋補償だけで、家庭のいわゆる細かいところまで、私は普通はやらないと思っていますので、どうかなと思っています。

何度か質疑ができないので、終わりますが、この金額については、なるべく下げてひとつやってほしいし、見積もりをもらっているとおっしゃいますが、その見積もりについても、いわゆる家屋補償といえば、これは調査費ですので、もうちょっと安くなるんじゃないかなということで、最終的にはこれは予算ですので認めていきたいと思います。最終、やっぱり委託する場合は、担当者はもう少し金額的には何とかならないかとか、あるいは、細かく調査をして、そして委託をされるといいかなと思いますので、よろしくどうぞ。

議長（小森英明君） 小林教育長。

教育長（小林圀之君） 今御指摘いただきましたように、執行するに当たりましては、他の部局の方の先例等も参考にさせていただきまして、適切に執行させていただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

議長（小森英明君） 以上で久保田 均君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 藤根圓六君。

16番（藤根圓六君） それでは、質疑をさせていただきます。

資料番号7番の議第92号、美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、現在、ここには森林組合と漁業組合、そして福祉課の関係のハッピーライフ相談室、そしてあとそこはふれあいサロン等に使われているわけですが、このページ3の第8条の施設及び設備の維持管理に関することと、使用の許可

及び制限に関すること、まあひとつ(3)、これが指定管理者の業務になっているわけですが、これ、現実に複合の入居者があった場合に、要するに、維持管理と使用の許可、制限に関することについての、今後どう変わっていくのかということ、お尋ねします。

議長(小森英明君) 松影産業経済部長。

産業経済部長(松影康司君) 藤根議員の御質問にお答えします。

今藤根議員御指摘のように、現在、美山山村開発センターにつきましては、岐阜中央森林組合と美山漁業組合が使っていただいております。それにつきましては、今、行政財産の使用料の上限によりまして、市に許可をいただきまして使用料を決定して今までどおり使っておりますし、また、ハッピーライフとかふれあいサロンにつきましては、使用許可を出していきまして、減免措置ということで免税を行っております。

維持管理につきましては、今、協議事項、協定書を作成しておりますので、協定書の中で協議・検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長(小森英明君) 藤根圓六君。

16番(藤根圓六君) それはわかったんですけども、そうすると、今後、市民として便利になった点というのは、直接指定管理者がどなたになるかわからんですけども、支所の方に届け出するんじゃないかと、指定管理者と話し合いをするということになるわけですね。

議長(小森英明君) 松影産業経済部長。

産業経済部長(松影康司君) 指定管理者になったら指定管理者の方に申請いただければそこでお話しできます。よろしく申し上げます。

議長(小森英明君) 藤根圓六君。

16番(藤根圓六君) できるだけ、あそこは一部ハッピーライフの相談室にもなっていますし、ふれあいサロンにも使っていますので、どうか前より使用勝手がよくなったなという形の方向で運営をお願いしたいと思いますので。

以上でございます。

議長(小森英明君) 以上で藤根圓六君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番 寺町知正君。

13番(寺町知正君) それでは、議第87号、資料の2の方ですけど、収入役の事務を実質的に助役が兼務するという条例、これについてですけども、まず、2条のところですけども、助役に事故があるときまたは欠けたときというふうに定められているわけですけども、こういったときというのは十分想定されるわけですね、これは首長で

もそうですけれども。そういった場合に、この条例を見る限りは、細かい事務の委任とか専決とか、あるいは時に代決とか、そういったようなことが見えてこないんですけど、そういった部分の欠けたときの補完関係、そういったものはどのようになっているのか、されるのかということですね。

それから、今回は助役にということですけども、そうすると、助役の下に会計課長が来るというふうに想像されますが、それでいいのかどうか。それでいいなら、どの部分までは助役の決裁、どの部分からは課長の決裁というふうに区分けをされるのか。例えば、それは金額とか支出の行為によって違うんでしょうけど、そのあたりの説明をお願いします。

〔吉田議員 出席（10：19）〕

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） これは、条例だけ載っておりますけれども、これに関して、規則を変えたり何かせんらんことはありますので、そちらの方はそちらの方で手はずを進めておりますので御理解をいただきたいと思います。それから、もちろんその中には、金額で会計課長決裁とかそういうことも出てきます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） これは、今度の1月1日施行というふうになっていますね。可決されればそうなるということだと、今の規則などの改正の準備をしているということですが、それまでにきちっと全部できるのかどうかということと、もう一点、先ほどの2点目で、助役と会計課長などとの線引きは、今抽象的な答えでしたけど、幾らぐらいとか、どういう行為は助役でどういう行為は課長とか、具体的に説明をいただきたいです。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） いつまでということですが、もちろん今月、1月1日施行でございますので、それに間に合うようにやらさせていただきます。

それから、後のことは、現在の……。ちょっと2問目、もう一回よろしゅうございますか。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） ただいまの件でございますが、収入役がなくなるということでございますが、会計事務と申しますか、収入役室と申しますか、そういった面で大変重要な部署でございますので、3月議会等に向けてその辺の組織的なことも含めて十分検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御了承願いたいと思います。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 部長を遮って市長が答えていただきましたけど、1月1日施行でいくわけですから、実際の事務は1月から始まっていくわけで、3月に人事とかいろいろな体制をとということではないわけですよ。それで間に合うのかと、諸規定、手続も間に合うのかということをお尋ねしたかったわけです。

それから、もう一点、支出のいろんな行為があるパターンの中で、どれを助役の決裁に、あるいは幾らを決裁に、それ以下は当然下部の職員というのが普通のシステムですから、その線引きを、やっぱりこの条例案を出す以上、どこまでを助役に預けるのか、明確にしていただかないと、こちら判断ができないわけです。

議長（小森英明君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） 御質問にお答えしたいと思います。

ちょっと私ごとで申しわけないんですけども、私についての御質問でございまして私が答えるのもちょっとおかしいかと思いますが、今まで収入役が存在していたこと、規則は何ら変えることはありません。決裁の金額も変更ありません。したがって、私の附属機関として会計課長が存在するということでございまして、今市長が申し上げましたのは、その会計課長が1月1日からは規則どおり行いますが、3月の議会に対して、行政改革の一環として組織の見直しもあるかもわからないから、そのときはまた御相談を申し上げますと、こういうことでございますのでよろしく申し上げます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） わかりました。

次の質問に行きますけど、議第88号、国保の条例、資料の3ですけども、国保の基金の条例を改正するということでもあります。これについて、資料の2ページ目、新旧対照表のところを見ますと、1条の説明の2行目に、介護保険法、この規定による介護保険給付費納付金の納付に要するという言葉が加わるということですね。従来、国保は国保、介護保険は介護保険ということで、市の特別会計でも、それぞれ事業は独立した特別会計がある。そこで、これはなぜ一緒にするのかと、非常に理解しにくく思いました。

そこで、ちょっとお聞きしたりしたんですけども、部長にお聞きします。ここで介護保険というのが国保に入ってくる理由、あるいはこういうふうに変更する趣旨、なぜこうしなければならないのか。非常に、申し上げたように2つの会計がちゃんとあるのに基金だけは1つにする、介護保険の基金もちゃんとあるのにするというのがよく理解できないということで、この趣旨、目的を説明していただきたいということですね。そ

れから、当然、介護保険との競合関係になるのかならないのか、そういったところもお願いいたします。

議長（小森英明君） 長屋市民部長。

市民部長（長屋義明君） 寺町議員の御質問にお答えいたします。

今回の、まず改正させていただきます理由につきましては、介護保険法が平成10年4月1日から施行されましたが、山県市の国民健康保険基金の運用につきまして、介護納付金の納付に要する費用に充てる必要もありますが、当該条例に介護保険に係る規定がありませんでしたので、このことにつきまして県の国民健康保険課の財政自治指導で指摘を受けましたので、今回、介護保険に係る規定を追加いたしまして、介護給付納付金の納付に要する費用に不足が生じたときに充てるように一部改正を行うようにしたのが理由でございます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 今の説明だと、要は、実態的に今まで国保で介護の部分も持っていた、これは法律の定めだということですが、現在の山県市 多分旧3町村一緒ですよ、介護保険は一緒にスタートしましたから が、実際のお金のやりくりはともかく、条例の定め上非常にまずいことをやっていて、県から直せと指摘されたからというふうに受けとめたらいいのかどうか、裏返しとして、実際のお金の収支には関係がないのかあるのかということ、そこをお聞きしたい。

それから、2条の2項で納付金の12分の3までという上限が設定されているわけですが、上限が設定されるという特殊な例だと思うんですが、この理由、なぜこういう数字が出てくるのかということ。

それから、これは1つの数字なので、他の自治体も同じように12分の3という設定をしているものなのかどうかということをお聞きします。

議長（小森英明君） 長屋市民部長。

市民部長（長屋義明君） では、初めに12分の3から御説明したいと思います。12分の3といいますと、3カ月分の納付金を確保したいということで12分の3というふうに、12分の3に相当する金額に達するまでとなっております。

また、各自治体につきまして今御質問がありました、県下、市が21ありますが、そのうち私が一応調べました範囲では、岐阜市と高山市には基金条例がございませんでした。12分の3とうたってありますところもありますし、中には、予算で定める額、また、決算上余剰金が生じたときはその額の2分の1以内を積み立てる、余剰金が生じたときは余剰金の額を定めると、各市それぞれ統一はされておられませんので、お願いしたいと

思います。

13番(寺町知正君) 前の方、県の指導でこういうふうになったのかということと、実際のお金には関係がないのか関係があるのか。

議長(小森英明君) 市民部長。

市民部長(長屋義明君) 県の指導によって行いましたので……。

13番(寺町知正君) お金は関係ないですか。

市民部長(長屋義明君) お金は……。どういうことですか。

13番(寺町知正君) この条例を定めることによって出入りが従前と変わってくるのか変わってこないのかということです。

市民部長(長屋義明君) 今までどおり積み立てておりましたので、今までどおり変わらないと認識しております。以上です。

議長(小森英明君) 寺町知正君。

13番(寺町知正君) ざっくばらんに言えばちょっとまずかったから条例の文言を直したという理解ですね。

先ほどの数字、山県は12分の3とする。県内に幾つかそういうところもある。逆に岐阜市とか高山市は基金そのものがないというデータもあるようですね。それで、私が調べたら、介護保険の基金条例は1カ月分なんですね。今の国保の方の説明は3カ月分ということで、山県市として非常にアンバランス。国保の条例を県内見てもばらばら。ないところもある。その額といいますか設定の幅も違う。山県市を見ても、介護保険の基金の方は、それは1カ月分見ている、国保の方は3カ月を見るというのは、山県市という中で見ても非常に不整合ではないかと。不整合であるということは3カ月も必要じゃないのではないかと、1カ月でいいのではないかとということにもなるんですけど、そのあたりはどういうふうに説明をされるのか。答弁者はこちらはわかりませんので、適切な人が。

それから、もう一点ですけど、国保と介護保険が、2つが1つの国保の基金の中にあるということで、剰余金が出たら当然そこに行くわけですけど、そのときに、これが介護保険関係、これは国保関係というふうに振り分けがあるのか、常に同じ比率でぼんと乗っていくのか、あるいは足りないとき持ってくるのか、その比率の関係、いいですか、山県市の事業は、介護保険の特別会計と国保の特別会計があるので事業は違うわけですから、1つの中に基金を押し込んでしまったときにどうなるんだろうという疑問が出てきますので、その割り振りを教えていただきたい。

議長(小森英明君) 長屋市民部長。

市民部長（長屋義明君） お答えします。

比率の関係ですが、介護保険は国から年間の納付の予定額が参りますので、それによりまして国から2分の1の補助が参ります。その2分の1に対しまして税をかけた上で、その税のかけた中から社会保険支払基金の方へそれを拠出してまいります。ですから、まず現在でいきますと、納付金、保険税のうちから、範囲内で支払いが行っております。それから、もう一件の、国保12分の3、介護12分の1と出ましたが、国保は国民健康保険条例の基金条例に入れますと、老人保健拠出金も同じですが、同じ12分の3という金額に達するまでと、同一步調を基金条例がとっております。

議長（小森英明君） 今の答えでよろしいですか。

13番（寺町知正君） いや、だって、介護保険基金というのは、現実に1カ月しかないわけですよ。そこを、執行者できちっとどなたか適切に答弁してください。山口市が、国保は3カ月要ります、介護保険は1カ月ですということを、それでいいんだとおっしゃるなら答弁だろうし、だめだというなら改めてもらわなきゃいけないですし。国保の中じゃなくて、介護保険の方は、1カ月分……。

議長（小森英明君） 暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

議長（小森英明君） 会議を再開いたします。

船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） ただいまの介護保険の基金の12分の1、国民健康保険の今回の介護保険の12分の3につきましては、まず国民健康保険につきましては、市民部長が申しあげましたように、国民健康保険の基金条例の中に医療費の3カ月分、また老人保健の拠出分3カ月分ということでございますので、介護の納付金につきましても同一步調を合わせて3カ月分ということに合わせさせていただいておりますし、介護保険の会計におきましては12分の1ということでございますが、こちらにつきましては、それぞれ被保険者の加入の状況と、また医療費の支出割合が違いますので、このようなふうに設定いたしておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） じゃ、次の質問に行きますけど、議第89号、資料の4、青波の福祉プラザの設置ということであります。これは、他に保育所の廃止の条例も出ていま

すけども、その場所に新しく設置したいという趣旨のような説明を受けました。それで、まずお聞きするんですけど、その指定管理者というのは、山県市にとっては新しい制度ということで、理解もまだ十分ではないところもあると思います。そこで確認したいんですけども、まず、この福祉プラザというのはどういう事業をやるようとしているのかということ、それから、具体的にその中身は何かということ、そのための費用、もちろん来年度でしょうからその予算のめど、それからスタッフ、人間的にどれくらいの人員、スタッフを予定しているのか、そういったところの説明をお願いいたします。

議長（小森英明君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 寺町議員の御質問にお答えいたします。

山県市青波福祉プラザに関係いたしましては、事業の内容は、生きがい活動の支援事業とか子育て支援事業、また子育てサークルの活動を予定しております。

あと、申しわけございませんが、年間の事業費ですか。

13番（寺町知正君） そうですね。費用とか人件費的なものとか、具体的なところですか。

保健福祉部長（土井誠司君） 今の費用と人員等に関しましては、基本的にまだ詳細な費用の積算とか人員の検討は出ておりません。

以上でございます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 条例をつくるときの基本というのは、予算の担保がなければならぬというのは当然の原則なんですね。それで、これが継続事業ならともかく、新しい事業をする、一応古い建物といいながら新しい施設を使って新規にするわけですから、具体的に内容と予算、人のイメージがなくて、自治体ってやっていけないわけでしょう。まだ予算がないなんてことじゃなくて、それは何円とか何十何円ということをお聞きしているんじゃないから、漠然としたところ、例えば10万円ぐらいか100万円ぐらいか1,000万円ぐらいか、それは示していただかないと。自治法の考え方としては本来補正予算に上がってきてもいいぐらいの新規の事業なわけでしょう、予算を伴うわけですから。だから、もうちょっと具体的に説明をいただかないと、とてもこの条例案の審議にはならないと思うんです。さらに、具体的な中身と金額を聞きたいのと、じゃ、相手方のめどもあるのかということが当然心配になりますのでどうでしょうか。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） この青波福祉プラザに関しましては、議員御承知のように、青波の保育園の建物を利用するということでございます。それで、指定管理者制度

に、今回、その制度にのっとして、これからこの建物をコミュニティーとして管理していこうと考えております。現在、これは基本的に公募を予定しておりますから、最悪の場合、ひょっとして手を挙げるところがないということも、まだ考えの中にはある、ないわけではございませんが、基本的に地域のいろいろな自治会を含めた団体をお願いしようと思っておりますし、金額的には、まだ従前から委託しているところがもし指定管理をなされるようでしたら大きな金額の増減はないというふうに思っておりますし、また、内容的には、今回もここに補正の方で上げさせてもらっていますように、県のまちかどふれあいプラザの補助を得て部分的にリニューアルをいたしますから、その分で、指定管理者をされるところ次第で金額の変動はございますが、どういう表現が適切かわかりませんが、この青波福祉プラザに関しては大きな管理費は必要ではないと、そのように理解をしております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 非常に歯がゆいんですけど、じゃ、最後ということで、この制度を初めて導入するわけです。従来、この議場で市長や総務部長の答弁は指定管理者を導入するかどうかは各担当に任せますというふうだったのでお聞きしたいんですけど、土井さんの方の部では今後この指定管理者で何かやっていこうという予定はあるのか、もちろん来年はこれなんだろうけど、それ以外、続いてあるのかということはどうでしょうか。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 寺町議員の御質問にお答えいたします。

保健福祉部では、これは山県市全体でございますが、民間にできることは民間にゆだねると、そういう基本的な方針にのっとりまして、各種のものをすべて見直しをかけております。私どもの方も、児童福祉審議会を本年度設立いたしましたから、どのようなことでも検討するということは、すべてに関しまして検討の方は図らせてもらうという予定でございます。

以上でございます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） じゃ、次ですけど、議第91号、資料の6ですけど、市の老人福祉センターのやはり同じ指定管理者というところ、これについては新規の事業ではないということで、従前の維持管理の部分だというふうに理解していますが、じゃ、具体的にこの制度を導入した場合に伴う費用、市からの具体的な支出はどれくらいかという

こと、人間的な影響、職員の人数に関する影響、当然規模からいっても、1人増えるとか減るとか、そういったような1人単位ではないことはわかりますので、職員で見て1日のうちの半分ぐらいの事務量が指定管理者の方に行きますとか、1日で言えば10分くらいですとか1時間ですとか、そういったようなめどでいいんですけど、そのあたりを示していただきたいというふうに思います。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 寺町議員の御質問にお答えいたします。

資料ナンバー6の山県市老人福祉センターの設置に関します条例につきまして、指定管理を検討しているところは、山県市の市内に存在します老人福祉センター3カ所のうちの2カ所の美山と伊自良の老人福祉センターを指定管理というふうに考えております。この老人福祉センターは議員も御承知のように従前から社会福祉協議会の方に委託管理を行っておりますから、基本的には社会福祉協議会の方をお願いをしたいと、そういう方向性を持っておりますが、金額的にはやはり指定管理を導入する上では今の委託管理費と同等かそれ以下を検討しておりますし、職員の方は、山県市職員は現在社会福祉協議会の方に1名出向しておりますけど、その職員の増減も基本的には変わらない予定というふうに認識をしております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 管理費が現在と同等かそれ以下と。抽象的じゃなくて、幾らぐらいを指定管理者という制度の上に乗せていくのか、その金額的なところを示してほしいということですね。それから、従来から社協に職員が1人行っているわけですけど、それも、指定管理者という部分に乗っかる部分の仕事量はどれくらいなんですかと。1日ではないでしょう。1日のうちの1時間なのか10分なのかわかりませんが、その辺を具体的にどれくらいか示してほしいと。指定管理者という制度に乗っかる部分の話ですよ、仕事の。そこをお聞きしたいです。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 寺町議員の御質問にお答えいたします。

現在17年でございますが、17年度、社会福祉協議会の方に、おおむねですけど年間で5,400万円ほど、私どもの方から委託で契約をしております。そのうちに、今回新しく来年度から指定管理をする分におきまして、指定管理制度の中の仕事の分担というのは、割合は、おおむねでございますが3割から4割相当を見込んでおります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

13番(寺町知正君) 人員的なところは、事務量ですね。

保健福祉部長(土井誠司君) 事務量は、その率よりは低いと予定をしております。実際に老人福祉センター自身で収益というものが余り想定できませんものですから、そのところはどうか御理解のほどをお願いしたいと思います。

議長(小森英明君) 寺町知正君。

13番(寺町知正君) ちょっとすれ違いの議論になるみたいなので、それは直接後でお聞きします。

次に行きますけど、議第92号、資料の7、山村開発センターということで、先ほども質問がありました。委員会の方で細かいことをお聞きしますけども、基本的なところですけど、先ほども美山のことでお聞きしましたけど、今後この山村開発センター以外にも広げていこうという、部としてそういうつもりがあるのかどうか、あるいは具体的に、来年はともかく再来年以降こんなところをというふうに考えているのかどうか、そのあたりを示していただきたい。

議長(小森英明君) 松影産業経済部長。

産業経済部長(松影康司君) 寺町議員の御質問にお答えします。

先ほど市民部長、福祉部長がお答えしましたように、民間のことは民間でございます。私ども、いろいろな施設がございますので、今後検討してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

議長(小森英明君) 寺町知正君。

13番(寺町知正君) それでは、議第96号、補正予算についてですけれども、2点だけお聞きしたいんですけど、1つはまず、予算書の4ページの表の3で債務負担行為というのがあって、ここの補正がかかっています。提案説明などでは来年度の出演者のための予算枠を確保したいという趣旨というふうに受け取るわけですけれども、まだ本体の予算もついていないわけですね。そういう中でイベントの中のある一部の部分のものを債務負担として立てていくというのは非常に考えにくい方法なんですけど、こういう方法は過去にもされたのかどうか、あるいは一般的であるのかどうか、そのあたりをお聞きしたいということですね。

もう一点、11ページですけど、11ページの下の方に教育費の小学校費があります。ここの右下に設計管理などが出ていて、伊自良南小学校のというような提案説明もありましたが、伊自良の場合、自治体の合併の前後に小学校を統廃合しようというようなこともあって、現在は、今、そういった声は一応出ていないようなんですけども、そのあたりの関連で、これは単純に伊自良南小学校の従来の校区の子供さんが来るからなのか、伊自

良全体を見てなのか、そのあたりについて説明をお願いします。

議長（小森英明君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 寺町議員の、まず第1点目の債務負担行為の補正についての答弁をさせていただきますが、今回イベント実行委員会と花咲きホールのイベントの債務負担をお願いいたしておりますが、議員発言がありましたように来年度の準備ということで、これは、過去も、昨年度も同じようをお願いして議決をいただいておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（小森英明君） 小林教育長。

教育長（小林圀之君） 御質問の該当の児童は北小校区の子供でございますが、北小学校の方には特殊学級を設置しておりませんので南小学校の特殊学級へ就学すると、こういう事案でございます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） まず、企画部長に再質問ですけれども、昨年もあったということですが、それは山県では過去にもあったとして、行政の財政を担当する皆さんの知識としてお聞きしたいんですけど、あちこちの市町のレベルでこういった手法というのは通常よく行われるのか、あるいはごくまれなのか、私はそういったことを初めて認識したのでお聞きしたいんですが、まれな方法をやっているのか通常なのかということをお聞きしたいです。

それから、教育長に再質問ですけど、北小には特殊学級がないから南でそういう施設の介助をしますという趣旨なわけですね。それは単純に額面どおり受け取っていいのか、先ほどもお聞きした背景にいずれ統廃合という伏線があるのかどうか、そのあたりはいかがお考えなんですか。

議長（小森英明君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） ただいまの再質問にお答えいたしますが、他市町村のことはちょっと把握しておりませんので申しわけありませんが、通常出演者をお願いするに当たっては、最低半年等必要かと思ひます。ただ、イベントの開催時期によりまして債務負担をお願いしないとできないものもあろうかと思ひます。特に今回お願いしています山県市のイベント実行委員会は毎年5月に行われておりますので、当然出演者だけじゃなしにほかの経費等も契約等が必要になりますので債務負担をお願いするものであります。その時期によって、通常、まれということの判断になろうかと思ひますので御理解賜りたいと思ひます。

議長（小森英明君） 小林教育長。

教育長（小林圀之君） あくまで施設改修をするということでありまして、学校統合の問題に関しましては、それをどうするこうするというようなことでの考えに立った上での南小への、特殊学級への就学ということではございません。純粋な就学指導の観点からの予算をお願いしておるわけでございます。

議長（小森英明君） 以上で寺町知正君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位4番 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 通告してあります順番にいきますが、議第87号、資料ナンバー2の収入役の事務兼掌条例を制定するという案件についてですけれど、山県郡の3町村が合併をして山県市になって、財政規模というのは以前に比べて非常に大きくなってきております。全国の市町村を見ますと非常に財政規模の小さい自治体もありますけれども、そういうところに比べましても、本市の場合は140億から150億というような予算規模になっておりまして、それを、収入役を置かないということで、助役が兼務をするという今度の案件ですけれども、市長の命令部門に対しての、執行機関としての1つの独立した機関の収入役としての仕事があるわけですけれども、そういうふうに大きな財政規模、予算規模になった本市においては事務処理の公正確保ということが一層重要になってきているというふうに思うんですけれども、そこら辺で、やはり助役が兼掌していくということには無理があるのではないかというふうに思います。まず、これについて、どなたが答弁していただくのが一番いいのかわからんですけれども、市長さんをお願いをしてあるんですけれども。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

ただいまの助役兼掌条例、収入役事務兼掌条例の件でございますが、提案説明の場合にも申し述べましたとおりでございます。地方自治法の改正がございまして、人口10万人以下の市においては収入役を置かなくて助役が兼掌できるというような規定もできました。そんなことございますので、山県市としましては、行政改革の一環ともなりますし、いろんな面を考慮しましてこの条例を提案したわけでございまして、その中で事務処理は的確に行っていけるということをお判断しておりますので御了承願いたいと思います。

以上でございます。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 今までずっと、私は高富町の時代からの話なんですけど、収入役さんが座っておられまして、それなりの仕事を、毎月の報酬も安い報酬ではなくて

必要な仕事をやっていただいていたと、長年そういう形でやっていただいていたと思うんですけども、それがすぽっと抜けてしまうということに今までの収入役さんの仕事というのは一体何だったんだろうというような疑問を私は単純に考えてしまうわけでありませう。

『注釈地方自治法』という本が議会の図書室にもありますけれども、第一法規の出版ということで、そこにも、収入役の役柄について、人口10万人未満の市についても収入役を置かないことができるというふうに今市長がおっしゃったように改定はされたけれども、収入役は岐阜県なんかですと出納長ということになるんでしょうか、地方自治法の収入役を置くということについての趣旨が、市の財政に関する、収支に関する命令機関と執行機関を分離して事務処理の公正を確保しようとしているということを考えてみると、よっぽど会計事務が簡素であって、そして、だからそのために独立の機関を特に設けなくても公正な運営が期待できるというような場合を除いて収入役を置くのが望ましいというふうに、ここにはそういう意見が載っているわけなんですけど、我が山県市の場合も、よっぽど簡素な市の予算規模だというふうには私は思えないで、複雑で複雑で、なかなか私自身も理解できないところばかりなんですけれども、そういうような意見がここに載っております、私はやっぱりこの立場をとった方が後々市のためになるのではないかというふうに思うんですけどもいかがでしょうか。

議長（小森英明君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） 先ほど寺町議員からの御質問でお答えしましたとおり、今までの収入役は何だったかというような御意見もございましたけれども、実は、規則の方で会計課長が代行するというようになっておりますけれども、先ほど議員のおっしゃいました事務量が增大しているがということに関しましては、今後、人員配置とかそういうものに向けて検討していきたいというふうに市長からは聞いておまして、市長もそういうおつもりで今回兼掌条例を提出したということでございますけれども、もともと前回の議会のときに、市長はすぐさま収入役を任命できる状態じゃないというようなふうにお答えしましたし、その折も今後検討していくという答弁をさせていただいておりますが、今見てみますと、市全体の中でも、岐阜県の市の中でも、山県市より大きい市でも兼掌条例を設置しているところがございます。6市ぐらいございますけれども、そういう意味で、行政改革と申しますか、経費の節減と申しますか、そういうことで法改正されたということでございますので、私自身としましては、間に合いません領分でございますが、一生懸命頑張っただけで務めてまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 助役さんを目の前にして発言するというのも何かいいのかなという感じがするんですけど、本当は退席していただいて議論するぐらいの気構えが必要かなというふうにはちょっと思ったんですけども、感情的になってもいけませんし、なっていただいても困るわけでございますので、私としては別に助役さんの器量の大小を言っているわけではございませんので誤解のないようにいただきたいと思いますが、そういうわけで、私としては、今少し説明はいただきましたけれども、やっぱり収入役の重要性についてちょっと再検討というか再確認をする機会にすべきではないかなというふうに思います。

議長（小森英明君） 中田君の意見でよろしいですね。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） じゃ、次の質疑に移りたいと思います。

資料ナンバー4番と6番と7番ということで、指定管理者制度の導入についての議案ですが、今回具体的にこういう形で幾つかの施設について導入を図っていくということで、そのための条例の改定という案なんですけど、指定管理者制度を導入するに当たりましては、やはり住民の福祉に照らし合わせてどんなメリットがあるのかということがやっぱり具体的に把握をされなければならないというふうに思います。それから、選定先については、既に御答弁なさっている部分もありますけれども、選定先についてどのように考えているのかということ。それから、委託料、指定管理者に管理料というふうな形で料金を払うことになるんですね。そうすると、その委託料というんでしょうか、それと、条例の中には住民の利用に当たっての利用料の規定もありますけれど、利用料についての部分は指定管理者の収入として扱うことができるというふうな中身になっておりますので、そこら辺の指定管理者への委託料と住民の利用料とのかかわりというのをどのように考えたらいいいのかなということでよくわからない部分がありますので、説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、それぞれこの条例改定に当たっては経費の縮減が図られることということが1つの条件になっているんですけども、経費の縮減、既に質疑の中で問題にもなっているわけですけども、経費の縮減というのは……。

議長（小森英明君） 質疑は簡潔にお願いします。

15番（中田静枝君） 人件費の削減というのは往々にして大きな目的にされている部分があると思うわけですけども、経費の削減が市民の利便性の削減につながらないか

というようなことで疑問に思いますので、まず、この89、91、92号の3件について、各担当部長さんに質問をしたいと思います。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

山県市の青波福祉プラザのメリットと申しますか、そういう点でございますが、従前から青波保育園として存続していた建物が休園によりまして地域でだれも人が集まらなないと、そういうときに、コミュニティーと申しまして、小さい方から、乳幼児から高齢者の方までが、そのコミュニティーとしてその施設を活用すると、まさしく山県市の北部地域の1つの拠点にどうしてもしたいというような思いで、今回そのような指定管理のこの制度導入に踏み切りました。従前から職員というものは配置しておりませんから、今回も、もし指定管理で委託先を見つけることができましたら、基本的に公募でございますが、そこと委託契約を結んで対応したいと思いますし、委託金額は先ほど寺町議員のときにも申しましたように、基本的には少額と申しますか、かからないというのにはちょっと語弊がありますが、相手先によっては少額でいきたいというふうに考えております。

そして、老人福祉センターの方ですが、こちらの方も、先ほど申しましたように市の職員は1名は現在出向しておりますが、基本的に職員は1名、従前どおり行っておるだけの指定管理というふうな方向を見ておりますから、その辺で今以上のサービスというのは、今でもそうでございますけど、管理委託している以上は、指定管理でもっといろいろな細かいことのサービスが図れるように対応していきたいと。それは、後々、協定書でそういう各項目の方は羅列をさせていただこうと思っております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 中田議員の御質問にお答えします。

美山山村開発センターにつきましては、使用料、使用許可とかそういうのは、今、市の職員が行っていますが、管理委託した場合にはその事務につきましては管理委託先の職員が行うということで一部削減になります。また、指定管理の相手先でございますが、岐阜中央森林組合を一応今のところは予定しております。また、委託料につきましては、先ほど福祉部長が申し上げましたように、協定書の中で今後協議していきたいと思えます。それと、あと、施設の申請につきましては、先ほど藤根議員のときにお話ししましたように山村開発センターの方で容易に申請ができますもんで、その辺は市民の利便性になると思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 利用料と委託料との関係がちょっとまだわかりませんでしたけど、先ほどからの答弁の中で、民間にできることは民間にという方針で、どうも市は大きく動き出してきたのかなというようなふうに思いますけれども、それは施設によっては市民の福祉的な利用にさほど大きな影響を与えない施設もあるかとは思いますが、今後の問題としていろんな施設に対してこの指定管理者制度を導入するかどうかというような見直しをしていくというようなことになってきますと、非常に重要な市民の福祉施設または教育施設なども係っていくということになるかと思うと、私はちょっと寒気がする思いをしているわけです。

それで、指定管理者制度の導入に当たりまして、山県市のさまざまな市の施設、市民の福祉のための施設についての設置の目的や理念というものは、地方自治法で定められているところであります。地方自治法の244条の1ですか、そちらの方に、公の施設の目的、理念などについて書かれております。住民の福祉を増進する目的を持って、そういう住民の利用に供するために市は施設をつくるんだということ、それから、正当な理由がない限り、市は住民が公の施設を利用することを拒んではならないとか、また、住民が公の施設を利用することについて不当な差別的な取り扱いをしてはならないとか、このような大事なことがうたわれているわけなんですけれども……。

議長（小森英明君） 中田静枝君、簡潔に申し上げます。

15番（中田静枝君） そこで、これは市長にちょっと質問したいと思うんですけども、こうした地方自治法の大事な公の施設についての理念、目的が指定管理者制度の導入によってゆがめられてはならないというふうに私は考えるわけなんですけれども、そこら辺については、どのように、民間にできるものは民間にというようなことが、各部長から公言、答弁の中で語られておりますので、重要な部分だというふうに思いますので、それについての市長の考えをお聞きしておきたいというふうに思います。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

指定管理者制度につきましては、国でそういった方向づけが法的にもされたということでございますので、民間でできることは民間ということは今盛んに言われておりますが、その辺の判断は的確にして、住民サービスの低下にならんように十分配慮しながら、すべてをそういったことにするわけなしに、そういった適切な施設になるというような目安も十分検討しながら進めてまいりたいというふうに思っております。基本的な考

え方はそういうことでございます。

以上でございます。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） あと2つ、この指定管理者制度のことについてなんですが、この地方自治法の改定によって指定管理者制度が導入されたということなんですけれども、その指定管理者となる民間事業者に対して、情報公開の問題、個人情報の保護の問題、それから住民参加のあり方とか住民監査請求などの仕組みというのが法律的に明らかにされていないというふうに聞いているわけなんですけれども、施設は重要な市民の公の施設なわけで、ここが明らかになっていないということについては非常に私はこの法律に疑問を感じるわけなんですけれども、ここら辺はやっぱり市としては、個人情報の保護、情報公開の問題、監査の問題などについて、何らかの形で市として押さえておくべきではないかというふうに思いますけれども、これはどなたが答弁していただけるのでしょうか。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 今ちょっと過去のものを見ておるんですが、ちょっと手元にはないものであれですけれども、ある中で申しあげましたように、個人情報の保護とか情報公開のことにつきましては3月までにきちんとしたものをつくりますのでということをもって説明が何かの場でしてあったと思いますので、その辺で御理解をいただきたいと思います。

議長（小森英明君） 中田静枝君。次の質問。

15番（中田静枝君） きちんとした協定書とかになるんでしょうかね。きちんとしたものをつくられるというふうに期待をしております。

それから、もう一つ、この指定管理者制度についてなんですけれども、その指定管理者に対して……。

議長（小森英明君） 中田君、再々質問まで終わりました。

15番（中田静枝君） あと1つ。議長。議長裁量でよろしく。あと1つですから。大事な問題ですからね。

議長（小森英明君） それは大事であっても3回まで。

15番（中田静枝君） 議長裁量。

議長（小森英明君） それはできません。

15番（中田静枝君） 議長裁量、大きいですね。

議長（小森英明君） お断りします。

15番(中田静枝君) お願いします。

議長(小森英明君) お断りします。次へ進んでください。

15番(中田静枝君) そういうふうでは十分な審議ができないですね、議会審議がね。では、次の質問に移ります。

第97号の国保特別会計の補正の第2号なんですけれど、毎年国保特別会計につきまして、大体この時期になるんでしょうか、補正予算が組まれる時期だというふうに思いますけれど、毎回医療費につきましては、医療費の伸びということが、伸びているということが語られるわけですが、その医療費が額が伸びているということについてはもちろん数字として認めざるを得ないところですが、その伸びているということについて、言ってみれば、あたかも被保険者が医者にかかり過ぎるだとか、何かそういうふうな攻撃をされやすいことが今まであったと思うんですけれど、そうではなくて、やっぱりその背景には一体何があるのかというようなことを……。

議長(小森英明君) 質疑は簡潔にお願いします。

15番(中田静枝君) 私たちは見ていかなくちゃならないというふうに思うんですね。それで、具体的にそこら辺、背景について、何が考えられるのかということをお願いしたいというふうに思います。通告はしてありますので、医療費については。

議長(小森英明君) 長屋市民部長。

市民部長(長屋義明君) 中田議員の質問にお答えします。

背景に何があるかということですか、背景に。まず、私が思いますのに、老人保健に入る方が、ことし、平成17年10月1日前の方が、12月1日現在でまだ74歳ですね。この方が来年になられますと一般被保険者から老人保健の方へ加入され、国保の被保険者は減ってまいりますね。そういうことも今後減っていく原因、今後は減っていくのではないかと考えております。また、何が原因と言われますと、医療費が、私、今計算しました結果、国民三大病と言われております高血圧、糖尿病、がん、この受診者件数がちょっと調べましたところ非常に多いということで、そういうことで非常に増えていくんじゃないかと考えております。

以上です。

議長(小森英明君) 中田静枝君。

15番(中田静枝君) 今の御答弁だけではよくわからないんですけれど、また常任委員会でももっと掘り下げて問題にしていきたいというふうに思います。

次に、第98号の老人保健の特別会計の補正1号についてですが、これにつきましても、昨年度の老人保健の特別会計の決算の額に比べまして、特別多過ぎる額ではありません

けれども、老人保健の方の対象年齢が狭められてきているという、今過渡的な時期だというふうに思うんですけれど、そういう時期との関係で医療費の伸びということについてどのように担当部署では見ておられるかということをお尋ねしたいというふうに思います。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

御指摘の老人保健医療の関係でございますが、現在は9月末で、山県市の老保、75歳以上の方は3,982名ございます。今年度もまたこういうふうで補正の方をお願いするわけでございますが、基本的に法改正が14年度にございまして、75歳以前の方も段階的に老人保健の方に加入できます。それで、原因としまして一番大きいのは、医療の傾向としまして75歳以上の老保の方は通院する件数より少し入院が増えたであろうというような、そういう見解を持っております。それが主な理由でございます。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 今の問題につきましても、また常任委員会の方で深めていきたいというふうに思います。

じゃ、通告以外のでよろしいでしょうか。1つ、通告していないんですけれど。

〔発言する者あり〕

15番（中田静枝君） そうですか。じゃ、後からまた。

議長（小森英明君） 以上で中田静枝君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

発言通告書による質疑は終わりましたので、それ以後の。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 資料ナンバー11、一般会計の補正の6号なんですけど、繰越明許費が2,000万円ということが出てきておりますが、当初予算で見ますとそんなに多額の予算ではなかったというふうに思うんですが、繰越明許にしなければならない理由について、なぜそうなっているのかということをお尋ねいたします。

議長（小森英明君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 一般会計の第2表の繰越明許費でございますが、これは、事業名としては公共林道の開設事業ということで、美山地域の日永地区に新たに林道を開設するという補助対象事業でございますが、今回、測量、また環境調査に期間を要したということで、今後工事を発注する上に期間が短いということと、今回またこのように積雪もあるということで繰り越しをお願いする分でございますので、2,000万、工事費と

工事の繰り越しをお願いしておりますのでよろしく願いいたします。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 工事の発注がおくれたということで、その環境調査のためということなんですけど、どのくらいかかったんですか、環境調査には。

議長（小森英明君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） お答えします。

4月以降、本年の4月以降ですが、環境調査は4月から8月までかかっております。なお、それに対する検討が9月に行っておりまして、その後、測量設計に入っておりまして、1月がその仕上げの時期になっております。以後は工事施工という工程でございます。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 何か今までのお二人の御答弁でちょっとようわからんのですが、今は4月から8月まで環境調査を行って、9月にはその調査についての検討を行い、そして1月からの発注になるというようなお話だったんですけど、当初の計画との違いというのもようわからないんですけど、今の説明では。

議長（小森英明君） 基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） この環境調査ですけれども、先ほど企画部長の方からも申しあげましたように、この林道の新設の改良、新設の区域内に非常に希少な植物があると。つまり、岐阜県のレッドデータブックに記載はされておられませんけれども、それが情報不足として載るであろうと思われる、名称を申しあげますとカキノハグサ、ちょっと一般的にはわからないと思いますけれども、その沿線に3カ所ほどこういったものが見受けられたということでございまして、それをどうするかということの検討があったと。そんなことから、環境調査も長くなった、あるいは検討もされたということでございまして、このような工期の設定となったわけでございます。

以上です。

議長（小森英明君） そのほか、ありませんか。

久保田 均君。

22番（久保田 均君） 通告をいたしまして質疑は終わっています。先ほどから質疑をされております女性軍にちょっと物申したいんですが、やっぱり先ほどから議長が注意をされておりますように、中田君の発言はまさしく会議規則55条の3項に違反をしている。ですから、その辺もきっちりともうちょっと勉強しながら、やっぱり質疑をするなら、もうちょっと原稿を精査してきて、そうしてしてほしいなと思います。やっぱりむ

だな時間を過ごしたくないし、ほかにも質疑をする人がおるだろうと思いますので、長々とやられるのは、これは一般質問で結構だと思いますので、その辺も議長からよろしく御注意をいただきたいと思います。

議長（小森英明君） 今後は、質疑を簡潔に行ってください。

これもちまして、議第86号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから議第100号……。

〔「議長、ほかに質問がありませんかという言葉がない」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 以上で質疑を終わります。

〔発言する者あり〕

議長（小森英明君） なお、ほかにございせんか。

藤垣邦成君。

18番（藤垣邦成君） 先ほどからいろいろの議員さんが青波プラザについて御質問されているんですけど、聞いておってもよくわからないんです。非常にわからないんです。助役、ちょっとお尋ねします。建前じゃなくて本音でお尋ねしますが、これは、保育所が休園になったと、これを地域の方々が何とか有効利用したいと、地域のコミュニティーに使いたいということで立ち上がったんですね、これ、本音としては。休園にそのままにして置いておくのはもったいないと、だから、地域のコミュニティーのためにプラザを立ち上げて、地域のコミュニティー的なものに使いたいというのが発想でしょう。

普通の、うちの今までの設置条例ですと、条例で定める部分の最後に雑則がついて、いわゆるその他は市長が認めればこの限りでないというふうに雑則がついて結んでおるんですね、普通。

そうすると、指定管理者というのがなかなかよくわからないというのは、例えば、使用料、1時間210円の料金は、管理者の利益になりますよというふうに、聞いているとそういうやりとりをしていますね。それじゃ、ここにうたっていない、そこで物販した、物販の利益もその指定管理者のところへ入るのかと。それも、そういうことは市長の許可が要りますとかね。そうすると、管理者の権限というのは、ほとんどここで市長が市長が市長がと、市長権限で市長の名前が非常にたくさん出てきますね。特にこういう条例、初めて、何でも市長の許可が要るのかなと。市長の許可がこんなに要るなら指定管理者じゃなくても思っちゃうんですね。ですから、指定管理者のいわゆる権限の範囲というものがどこまでかということがちょっとわからなくて。

私は、例えば、指定管理者に対しては、電気代、水道代、いわゆる維持管理費というものが、話し合って、月々このぐらい要るだろうということで管理費を契約するわけで

すわね。例えばそこで放課後保育をやったと。子供が足りりで壁を破ったと。そうすると、これは管理者の責任で直させるのか、市長の許可を得て使っている以上市長の権限なのか、いわゆるそういうそこで起きたときの問題の権限というものが、市長の許可だったら市長の裁量権になるだろうし、あるいは施設が勝手に貸したなら施設のあれになる、また使用者の責任でやらせるのかという部分が、条例で出てくる部分では、権限の範囲というものを、管理者と市側の範囲が、なかなか項目だけでは書けないいろんな事情があると思うんですよ。

例えば、先ほど部長が自治会を含むとおっしゃった。自治会という言葉、こういふときになじまないわけですね。例えば、自治会の中の、例えばいわゆるNPO的な法人、それも法人化しないNPOでもいいのか、団体。例えば今ボランティア団体がいろいろあります。そういう団体でも受け皿とするのか、あるいはNPOと立ち上げて法人化しないと管理者として扱わないのかという部分で、皆さんの質疑じゃどうもわからんもんで、本音でこれは実はどうしたいんやと。

いわゆる管理費は大体どのくらいということはおっしゃらなかったけど、月々どのくらいで管理できていこうと予測が立ってやられると思うんですけど、それは少額とおっしゃった。少額というのは、レベルが違うんですね。少額、お金持ちにしたら100万でも少額と思えるし、我々だと少額というと1,000円ぐらいに思っちゃう。だから、少額ということで議会をすーっと通って行ってしまっていていいのかなという思いもあります。だから、もうちょっとこの設置に関する条例で見えてこないものを規則細則で定めるという部分はあるんですか。

〔発言する者あり〕

18番（藤垣邦成君） 場合もあるよね。そうすると、この条例に対する、この条例の運用に対する規則細則はこれから、そういう質疑でわからんものは規則細則を定めていくというふうであればいいんですけど、その辺の管理者というのがなかなか僕らには見えてこないもんで、管理したくないという人もおるかもわからんし。

だから、僕は恐らく使用頻度は青波の自治会が一番使われると思うんですよ。自治会、それから自治会の中の何班という方々、1班、2班という方々、それから自治会の改良組合団体、子供会、婦人会、消防団、そういう人たちが、青波地区の人たちが一番使用頻度があるかと僕は思う。そういう人たちに使用料を取るのか、210円は管理者のところへ入っていくのか、その辺がわからんもんでちょっと助役にお尋ねしたいんですけど、部長でよろしいですか。全体的なことを聞きたいんですよ、項目的にはどうでもいいで。議長（小森英明君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） 以前というんですか、先日の全員協議会で多少説明申し上げたと思いますけれども、今回、青波保育所は休園常態になっていまして、あれを取り壊すとかほかの施設に使いますと補助金の返還ということがございまして、このたび、管理について、福祉について使うからどうでしょうかという申請を出しましたところ、同じ目的の福祉なら返還しなくて使用してよろしいですよということで、今回福祉プラザという名称で設置条例をお願いしておるわけでございます。

議員おっしゃる、細かいことがよく見えないということなんですけれども、この指定管理者制度の条例をまず議決いただかないと、これ、することができるという条例でございましてしなくてもいいんですよ。この青波プラザを指定管理者制度にのっかってやることになれば、今後、工程としましては、この議決をいただければ、来年の3月までに、例えばでございますが、ボランティア団体、例えば、そのほかに社会福祉法人、こういう方の組織に募集、公募をかけまして、その中でいわゆるコンペをやりまして、この人がここの管理を、こういう事業をやって適切な管理をしてくれるということで選びまして、その中で細かいことを決めていきます。

いわゆる210円の使用料もございましたけれども、その使用料は収入としても市の方へ納めなければならないとか、いわゆるもうけの部分はどうか、電気代その他のものはどうかと、そういう細かいことをこれからヒアリングの中で決めていただきまして、決めていきまして、3月の議会にきちんとしてここに委託したいからお願いできないかということでまた御提案申し上げまして、その中で、いわゆる協定書ですか、協定の中身はどうなっているかということを経営に示しまして御議論をいただきたいと、審議賜りたいと、こういうことでございましてよろしく申し上げます。

議長（小森英明君） 藤垣邦成君。

18番（藤垣邦成君） 多分、青波の住民の皆さん、市民の皆さんが一番頻度が高いということで、私は、そういうことは、いろんな条例や規則細則の制限というものはなるべく緩和していただいて、地域の方が自由に使える、いわゆる市長裁量権というものを十二分に発揮していただいて、この条例に定めてあるけども多少最後には雑則をつけて、市長が認めればこの限りでないという部分をつくっておかないと、広範囲な使用、条例を一々見なきゃ貸さない、貸せない、いろんなことで貸せないということになっても非常に使いづらい施設になってしまうということで、今後のそういった規則、きちっとしたことをお願い申し上げまして質問を終わります。

議長（小森英明君） これをもちまして、議第86号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから議第100号 市道路線の認定についてまでの議案に対する質疑

を終結いたします。

日程第2 委員会付託

議長（小森英明君） 日程第2、委員会付託。

議第86号から議第100号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。11時45分から再開いたします。

午前11時32分休憩

午前11時45分再開

議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

ただいま、市長から、議第101号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の提起について、議第102号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第7号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。

議第101号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の提起について、議第102号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第7号）を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議第101号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の提起について

追加日程第2 議第102号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第7号）

議長（小森英明君） 追加日程第1、議第101号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の提起について、追加日程第2、議第102号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第7号）を一括議題といたします。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

議長（小森英明君） 平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） ただいま追加提案いたしました議案につきまして、御説明を申し上げます。

資料ナンバー 1、議第101号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の提起についてにつきましては、市が旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟を提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

今までの経過について御説明を申し上げます。

市は、旧高富町長の収賄事件の判決文を入手した以降、顧問弁護士と損害賠償請求の可否について検討を重ねました。平成17年8月23日に両者に対し内容証明郵便により任意の損害賠償請求をいたしましたところでございます。この請求に対し、請負業者からは9月16日に業者の代理人である弁護士が作成した回答書を受け取るとともに、同社からの申し出により面談をいたしました。損害金は支払うことができない旨の内容でありました。これに対し、市は同社の代理人である弁護士に10月19日に反論書を送付し、再度請求いたしました。さらに、11月30日には市の顧問弁護士と同社の代理人である弁護士を交えて折衝いたしましたところでございますが、同社が提示した金額も低く、解決には至りませんでした。また、旧高富町長は、市からの請求に対して、支払う意思がないということでございます。

以上、今までの経過につきまして御説明申し上げましたが、現時点では解決には至っていないことから、両者の共同不法行為により生じた旧高富町の損害額の支払いを求める訴えを提起するものでございます。

続きまして、資料ナンバー 2、議第102号 平成17年度山口市一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に111万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を140億6,098万6,000円とするものでございます。

内容につきまして、御説明をいたします。

本案とともに追加提案をいたしました議第101号におきまして訴訟提起の議決をお願いいたしております旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟に要する弁護士費用でございます。

以上、本定例会に追加提案いたしました議案につきまして御説明申し上げましたが、十分な御審議を賜りますとともに適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

追加提案の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（小森英明君） 市長の提案説明が終わりました。御苦労さまでした。

追加日程第3 質疑

議長（小森英明君） 追加日程第3、質疑。

議第101号、議第102号についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

久保田 均君。

22番（久保田 均君） 今、提案説明をお聞きいたしました。これは議員皆さんが承知しておられることとしますので、質疑は省略してでも議決をお願いしたいと思います。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 質疑省略なんてことはあり得ないわけです。突然出たものを質疑しないなんてものは、そういう考えすら議員の考えを放棄していると受け取ります。

6月議会で私が一般質問で取り上げて、市長がこういった方向性を答弁されました。その間、今の説明ですと、市としてそれなりのやりとりをされ、相手方の反応もあった結果としてのこの議案というふうに理解しました。

そこで、質問なんですけれども、この提案説明の2枚目に、まず3項のところですけど、3項の下から3行目、これは旧高富町の損害となるというふうに書いてあるんですが、損害となる、次の行には山県市に継承されたという過去形になっていますということで、市の認識を確認したいんですけど、損害はいつから発生したと考えているのかということ、これは時効との関係がありますので、この提案説明における損害の発生時期を、市は今何年何月何日と認識してこれを提案しているのかということ、その説明をお願いします。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 平成16年2月21日が刑が確定した日でございますので、その日というふうに思っております。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 工事代金の支払い時期だとか相手の工事の完了とかそういうときではなくて、判決が確定した段階でという認識ですね。

それから、この4番で、方針のところ、和解をすることができるという、和解とい

う言葉が入ってきているわけですけど、行政が訴訟をたまに起こします。そういうときに、確かに裁判ですから、上訴とか和解というのは当然あり得るんですが、今回のケースというのは、非常にややこしいケースの訴訟とは違って、単純にここに書いてある1,050万という明確な額があるわけですね。そういう意味でも極めて特殊なケースだと思うんですが、それにおいて和解というのはどういうことか。いわば、値引きするかどうかという話なんですね、現実的に。いろいろな事実認定だとか法律の解釈がややこしいから和解して終結しましょうというのが行政の訴訟でも普通の和解ですけども、今回は明確な損害が1,050万円というふうになっているのに、和解というふうに見える市の考え方はどうなのか。1,050万円を一切和解しないけど、ただ手続上こうしなければならぬという意味なのか、相手方次第によっては和解する余地もあるのかというところ、いかがでしょうか。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 司法の方のことはあんまり熟知しておらんわけですが、和解ということをございませうけども、和解ということをございませうをここへ入れさせていただいたのは、裁判を進めていく途中において和解ということがひょっとして出てくるかもわからんと。そういうときのためにここへ一言入れておきまして、もちろん和解するときには和解金になるわけですが、それは議会でもまた議決をいただくということに、もしそういう方になつたらなるかもわかりませんが、そういうときのため用にと御理解をいただきたいと思ひます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） まず、和解というふうになってきたときに、それは、今回の議案は訴訟提起の議案ですが、和解の議案というのが議決されない限り和解はないんですか。それとも、市長の裁量で、訴訟の中で、この議案がもう通っているから、市長が、はい、和解しますということでもいいんですか。今の答弁だと議会に必ず諮らなきゃいけないように受け取れるんですが、必ず諮るのか場合によってはなのかという部分ですね。

それと、もう一点ですが、先ほども申し上げたように1,050万円という明確な損害という今回の特殊な場合に、市が和解を選ばれたら、この額を、いわば低い額で和解をされたら、当然損害は継続するということが住民は納得しないと思うんですね。それはまた同じ形で住民訴訟になると思うんですが、その点、どのように考えているんでしょうか。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） まず、最初の方の和解のあれは、議決項目でございますので、議決が要りますので。

それから、1,050万円ということですが、その中で、相手方としますと契約書に出ておる金額はそういうことになってこようかと思えますけども、実際の段階で、その部分のうちのある部分はこういうことで消費したとかということで出てくると思うんですね。そういうときにも、和解ということが全く話ができんという状態だけはちょっと取り除いておいて、そういうことも解決の道の1つとして話し合いに一步でも入っていけれん状態を一步でも入れる状態につくっておくということですが、御理解をいただきたいと思えます。

議長（小森英明君） 藤垣邦成君。

18番（藤垣邦成君） ここにおいででの寺町君はこういう司法関係は大変詳しいんですけど、私ども素人的に考えて、助役にお尋ねしますけど、弁護士料111万ですか、これ、初期的な、例えばこの裁判がすべて終了するまでの金額なのか、いわゆるかかり金というか何というか、何というんですか、着手金というんですか、着手金が111万なのか。もちろん訴訟は勝訴を目的とされると思うんですけど、結構、民事、こういったものは長引くような予測をするわけです。今後、その弁護士料というのはどのくらい膨らんでいくのか、あるいは着手金だけでよろしく頼むとお願いしてあるのか、その辺、ちょっと伺っておきます。

議長（小森英明君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） 通常ですと、着手金と、いわゆる裁判確定というんですかね、事業が完了した場合、事業というんですか、この訴訟が完了した場合率が大体標準的にはございますけれども、今回はすべて済むまでを111万3,000円ということで弁護士から御理解をいただいておりますので、よろしく申し上げます。

議長（小森英明君） 藤垣邦成君。

18番（藤垣邦成君） 弁護士さんのお名前を聞くのは、ここでは失礼かね。

議長（小森英明君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） 顧問弁護士でございます端元弁護士さんでございますのでよろしく申し上げます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 今の補正の関係ですけれども、全体の訴訟の費用ということで、聞いたかったことの1つはわかりましたが、まず、それ以前の、これまでにいろいろ協議をされてきた、先ほどの提案説明でも弁護士とも相談したということですが、それはこの中に含まれているのか、それとももう既に市の顧問弁護士料の方で支払ったという認識であるのかということと、もう一点、裁判所に提訴するにはそれなりの費用が必要

ですね。ですから、その提訴費用はここに入っているのか、入っていないればどこから出るのか、幾らか、そういうところ。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 今までいろいろ御指導いただいたりしたことは顧問弁護士料の中に入っておるといふふうに理解しております。それから、111万3,000円の内訳でございますけども、訴訟実費として印紙代5万3,000円と郵券代1万円、計6万3,000円は含まれておりますので、よろしく願いいたします。

議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。

これをもちまして、議第101号、議第102号の質疑を終結いたします。

追加日程第4 委員会付託

議長（小森英明君） 追加日程第4、委員会付託。

ただいま議題となっております議第101号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の提起について及び議第102号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第7号）は、会議規則第37条第1項の規定により、総務委員会に付託します。

議長（小森英明君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて議了いたしました。

あす15日は総務委員会、16日は産業建設委員会、19日は文教厚生委員会がそれぞれ午前10時より開催されます。

なお、20日は、午前10時より会議を再開いたします。

本日は、これにて会議を閉じ、散会といたします。御苦労さまでした。

午後0時04分散会

平成17年第4回

山県市議会定例会会議録

第3号 12月20日(火曜日)

議事日程 第3号 平成17年12月20日

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(22名)

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利汎君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
収入役職務代理者 会計課長	遠山治彦君	教育長	小林囿之君
総務部長	垣ヶ原正仁君	企画部長	船戸時夫君
市民部長	長屋義明君	保健福祉 部 長	土井誠司君

産業経済 部 長	松 影 康 司 君	基盤整備 部 長	長 野 昌 秋 君
水道部長	梅 田 修 一 君	消 防 長	高 橋 信 夫 君
教育次長	室 戸 弘 全 君	総務部次長兼 企画部次長	和 田 真 吾 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 宏 優	書 記	棚 橋 和 良
書 記	堀 達 也		

午前10時00分開議

議長（小森英明君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（小森英明君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 影山春男君。

9番（影山春男君） 議長の許しを得ましたので、2つほど質問いたします。

最初に、総務部長にお尋ねをいたします。焼却場の跡地利用はということで、高富佐賀地区にある旧高富町時代の焼却場の跡地が256バイパス沿いにあり、ごみや空缶、電気品等々が投げ捨てられており、草が生い茂っております。また、盛り土のままでは、周囲1カ所が3メートル余りの塀があるのみで、ほかの3カ所はさく一つもできていなくて、幅2メートル弱の草刈りが3方向にできている程度で、そのまま放置されているものです。特に奥の溝側は、もし子供たちが盛り土の上に上って遊んでいていつ落ちてもおかしくない状態で、危険な状態であります。このまま放置しておけば、汚染等問題がいつ起きてもおかしくないのが現実だと思います。ましてや山県市の入り口でもあり、景観もよくありません。何の問題も起きていないうちに水質検査もして環境に努め、これを整備することを提案いたします。それには、地区住民の方たちが広く活用できる休憩地、または散策路の続きとして、子供たちの遊び場、あるいは植樹、芝生による緑化に努め、住民の利用する小公園として施設の美化、保全のためにもよいと思うのですが、今後の管理、または対策はいかがでしょうか。答弁を求めます。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 影山議員の御質問にお答えをします。

当該市有地につきましては、年2回の除草を行っておりますが、議員御指摘のとおり、南側につきましては危険な箇所もありますし、フェンスもなかつたり破損したりしておりますので、なるべく早く対処したいと考えております。

また、この土地につきましては、旧高富町のときの平成13年4月に27項目の地下水精密水質検査を行われておりまして、全項目とも不検出か基準値以下であったという記録が保存されております。

この土地は、位置的にも山県市の入り口で、このままの状態では景観上もよろしくご

ざいませんで、御提案いただいておりますように、なるべく早く広場あるいは小公園として整備ができますように前向きに取り組んでまいりますので、御理解をいただきまして、答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 影山春男君。

9番（影山春男君） ただいま部長の答弁で、地下水の精密水質検査も多項目行われ、全項目とも不検出か基準値以下との大変うれしい結果であります。また、小公園として整備するよう取り組んでいくということで、早期着工できることを期待いたしまして、次の質問に入ります。

2つ目、市企画のイベントについて、産業経済部長にお尋ねをいたします。

1点目、山県市のまつり実行委員会主催のイベントが、4月、美山中学校でふるさとまつり、8月にいじら湖まつり、10月に四国山香りの森公園でのふるさと栗まつりと、3回の行事は盛況のうちに終わったと理解しておりますが、各会場のイベントに対する、何がテーマであったか、担当課としての成果及び結果はどうであったか。

2点目に、来年度に向けて、どの地区も大成功であったと思うのですが、一部で考慮しなければならない点もあったかと思えます。十分理解して対策検討をされているか、答弁を求めます。

議長（小森英明君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 影山議員の御質問にお答えします。

1点目のどのような効果や成果があったとの御質問でございますが、イベントは人の生活に非日常的な楽しさと参加する喜びを与える場を創出すると同時に、交流人口の拡大や物販を通じた消費拡大など、地域活性化のため重要な役割を果たしておることは承知しております。

こうした観点から、山県市では、商工会や農協、自治会など市内各団体で組織する山県市まつり実行委員会により、平成16年度より、高富、伊自良、美山地域でそれぞれにイベントを開催してきたところでございます。

イベントの催事内容や実施に当たっては、何のために開催するのか、何をテーマに開催するのかを出発点に、イベントを企画、実施しました。

今年度は、4月26日、日曜日でございますが、美山中学校で開催しましたふるさとまつりでございますが、「緑と清流のまち やまがた」をテーマに地域の農産物、物産品の展示即売、岐阜放送ラジオの公開録音などを実施し、主催者発表でおよそ6,000人の来場者があり、「緑と清流のまち やまがた」を市内外にPRできたと考えております。

また、8月7日、日曜日でございますが、伊自良湖で開催しましたいじら湖夏まつり

でございますが、「遊びにおいでよ 夏のいじら湖へ」をテーマに、地元芸能の実演、地域農産物の販売、花火などを実施し、子供からファミリー層をターゲットにイベントを展開し、主催者発表でおよそ3,000人の来場者がありました。自然と親しむには絶好のロケーションであり、伊自良地域を市内外にPRできたと考えております。

次に、10月2日日曜日に四国山香りの森公園で開催しましたふるさと栗まつりでございますが、大桑地域は利平栗発祥の地であり、県下有数のクリの生産地でもあります。

「利平栗の里おこし」をテーマに、山県市の特産である利平栗を広くPRすることを目的に開催いたしました。

ことは新たに、昨今推奨されている地域生産、地域消費について考える機会として、市内で生産、製造されている農産物や農産加工品、クリのお菓子、うどん等を味わっていただくためのコーナーとしてやまがた味村を開設するなど、ふるさとの食のすばらしさを再認識する取り組みを行いました。

主催者発表で5万3,000人と、予想を上回る多くの来場者があり、交流人口の増加と会場での物販を通じた消費拡大等、当初の目的は達成されたものと考えております。

以上、山県市まつり実行委員会主催のイベントについて御説明を申し上げましたが、今年度は天候にも恵まれ、多くの市民の方々にお手伝いをいただき、どのイベントについても大勢の方々に来場していただき、成功をおさめたと考えております。

2点目の来年度のイベントの展開についての御質問でございますが、これまで実施してきたイベントの成果とその点検結果を踏まえながら、現在、まつり実行委員会にて協議検討をお願いしているところでございます。

今後とも、財政面においても効率的で魅力のあるイベントを展開していきたいと考えておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 影山春男君。

9番（影山春男君） 再質問として市長にお尋ねをいたしますが、ただいま、松影部長の答弁で、担当課の苦勞の十分にわかる美観や潤いといった人間的感覚が施策運営に取り入れられ、すぐれたアイデアをもって地域の特性を生かした特色のあるイベントであったと理解をいたしました。市民の皆様も納得していただけたものと理解いたしておりますが、実行委員会と協議検討をしながら、財政面の効果的で実効性のあるイベント展開をしていきたいということではありますが来年度のイベントのあり方についてどうお考えか、また方向性はどうか、お尋ねいたします。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

山県市の祭りにつきまして、いろいろ経過がございます。ことしも3カ所で祭りを実行いたしました。それぞれの地域でそれぞれの地域に合った祭りを開催していただきまして、大変、町の活性化ということについては意義があったと私は承知しております。ところでございます。

この祭りを来年以降どういう形で持っていくかということにつきまして、皆さん方、いろんな意見がございます。例えば1カ所で集中的にやったらどうかとか、あるいはそれぞれの地域でやるべきだとか、いろんな意見がございます。そういった意味もございまして、先ほど担当部長から御説明しましたように、町の活性化を図る意味からいっても、どうあるべきかということにつきまして、まず第一義的には山県市のまちづくり実行委員会で十分検討していただきまして、その辺の結果を見ながら来年度の予算編成にも間に合うように検討していきたいというふうに思っております。

いずれにしても、山県市の活性化というのは非常に大切なこととございまして、山県市以外からも多くの皆さんに来ていただけるこういった行事も大変意義のあることかと思っておりますので、その辺も踏まえながら十分に検討してまいりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 影山春男君。

9番（影山春男君） これからも続行していく、検討しながらとのことでありますが、例えば伊自良湖の花火祭り、もう既に決まっている岐阜新聞の花火大会、中日新聞の花火大会等の日にちに重なったために、地元の方たちが非常に参加できなかった、中を見れば、やはりよそからの人が多かったというような結果、あるいは、中学のグラウンドを使用したとか、それでそれがよかったのかと、いま一度そういうことをよく検討しながら今後の運営をしていただくよう要望をいたして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（小森英明君） 以上で影山春男君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位2番 村瀬隆彦君。

6番（村瀬隆彦君） 議長から指名いただきましたので、2点質問させていただきます。まず、第1点目に、I P電話の利用状況について企画部長に質問いたします。

10月1日、山県市の有線放送の開始に伴いI P電話も開通し、2カ月が経過しましたが、各世帯においてまだI Pに接続されていない世帯があるように思われます。その理由として市民よりいろんな意見を伺います。例として挙げますと、接続業者の対応が主

なものですが、モデムを設置した後、家の人が接続業者にこの後どうすればいいのかを尋ねたとき、モデムの後ろにあるジャックにつなげば使えるとだけ伝えて帰るとか、お宅の電話はつなげないから電話屋か電気屋に相談してくださいという説明だけで帰ってしまう。ひどい例としては、モデムを設置する際に業者が家の人にどこに設置をしたらよいかと尋ねたときに、家の人か押し入れの中に入れておいてくれと言われ、そうすかと押し入れの中に入れて帰る。この例は家の人かIPに関してわからない方だと思われるが、接続業者の方がモデムの説明をしっかりしていればこんなことはなかったであろうと思います。要するに、接続業者が十分な説明もなく設置したことであろうと思われる。

そこで、2点の質問をいたします。

現在のIP電話の接続状況について、また、接続されていない世帯への対応について企画部長に答弁を求めます。

議長（小森英明君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 村瀬議員の御質問にお答えいたします。

まずもってその前に、今回の有線テレビ網の工事に差し当たりまして、ケーブルモデムの設置に対する市民の皆様方に業者がいろいろ説明不足の点がありましたこと、この場をかりましておわび申し上げます。

家の電話として長く機能してきました一般加入電話、そして、爆発的に普及しました携帯電話、そこに新しい仲間、山県市IP電話が加わりました。このIP電話サービスは山県市有線テレビ網を利用し、市民間及び市民と行政との有効なコミュニケーション手段として市内を無料で通話できるサービスを提供するものであります。

IP電話サービスについては、開局前から何度かチラシの配布等を行ってまいりましたが、接続の理解が得られていないというのが状況であります。

それでは、議員の御質問の1点目、現在のIP回線の接続状況ですが、山県市有線テレビに加入していただいている件数は、12月1日現在8,061戸で、うちケーブルモデムの設置台数は7,940台で、そのうち電源が入っていてIP電話、インターネットとして稼働していると思われるのが4,298台、残りの3,642台は設置されたものの電源が入っていない状況であります。

なお、有線テレビ局では、ケーブルモデムに電源が入っているか入っていないかの確認しかできませんので、IP電話になっているかどうかは電話をかけないとわからない状況であります。

2点目、まだ接続されていない世帯への対応ですが、CCYふれあいch8で、毎週

土曜日、日曜日、水曜日の「ふれあいトピックス」で1日6回、約5分のIP電話についてのお知らせのPR番組を放送しています。

また、最近では、IP電話及びインターネットの接続についてのチラシを作成し、広報やまがた12月号と一緒に配布しPRをさせていただいてきましたが、今後もCCYや広報誌等を利用してPRを行っていく予定であります。

なお、各家庭に設置されている電話機などはたくさんのメーカーや機種があり、それぞれ機能が異なるため、すべてが同じように動作するわけではありません。

そこで、市のPRをごらんになり、接続を行った市民の方で正常に使用できない場合は、有線テレビ局へお問い合わせをいただきますと職員がわかりやすく御説明しますが、どうしても接続できない場合は、職員が訪問して接続の確認を行い正常に使用できるようにしていますので、御遠慮なく有線テレビ局へお問い合わせをお願いいたします。しかし、中には専門の業者に工事をお願いしなければならない場合や、IP電話と共用できない電話機も存在いたしますので、御理解をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 村瀬隆彦君。

6番（村瀬隆彦君） ただいまの答弁で、まだ約半数の家庭が電源が入っていないということですが、これはつながっていないということだと思います。このIP電話は市内の有線テレビ加入者同士は無料で通話ができるという大変便利な電話ですので、市からのPRを見てもIP電話の接続がわからない場合はCCYへ問い合わせる、またはCCYから各家庭に電話をしてでも全戸が接続できるように努力をしてもらいたいと思います。

さて、この便利なIP電話についての再質問をいたします。

先般の雪でテレビ放送の映りが悪くなりましたが、これは、空を飛んでいる電波ですので雪や雨の影響を受けることは私も重々承知しております。では、このIP電話はテレビ放送のように雪や雨などの気象状況により通話がしにくくなったり使えなくなったりすることはないのか、再質問いたします。

議長（小森英明君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 村瀬議員の再質問にお答えいたします。

先般の降雪時には、テレビの映りが悪くなり加入者の皆様方には大変御迷惑をおかけいたしました。これは、議員が述べられましたように、電波は中継局からCCYまで空を飛んできます。その間に大雨が降っていたり、有線テレビ局のアンテナに雪がたくさん積もったりするとテレビの映りが悪くなることがありますので、加入者の皆様には御

理解と御協力をお願いいたします。

さて、I P電話はそんな気象状況に影響を受けるかとの御質問でございますが、I P電話は御存じのようにテレビのケーブルですべてがつながっていますので、雨や雪などで通話に影響を受けることはございません。しかし、雷が鳴っているときに万が一落雷がありますと、雷の強い電波が地表や電線を流れるため、精密な電子部品でつくられておりますケーブルモデムが故障する原因になりますので、ケーブルモデムの電源コードをコンセントから抜いていただくよう御協力をお願いいたします。

なお、その間はインターネット及びI P電話が御利用できませんので、御承知おきををお願いいたします。

以上で再質問の答弁といたします。

議長（小森英明君） 村瀬隆彦君。

6番（村瀬隆彦君） ただいまの答弁でわかりましたが、何とか各全戸に行き渡るように、もっとP R等、職員の方に努力をしてもらいたいと思います。

次の質問に移ります。

国道256号バイパス建設に伴う通学路変更についてですが、国道256号バイパスの市役所前交差点より三田又川までの道路延長工事に伴い、富岡小学校校下の高木地区の児童の通学路が以前の市役所経由の通学路から市道高2255線に変更を余儀なくされましたが、市道高2255線は256号バイパスの工事に伴い車両等の迂回路になることも想定されますが、この道路は幅員が車両1台程度しかないように思われます。このような状況の中で、朝の集団登校時に児童の登校の列と車両の行き来に危険があるように見受けられます。

そこで、市道高2255線道路改良が必要になると思われませんが、改良計画はあるのか、基盤整備部長にお尋ねいたします。

議長（小森英明君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 村瀬議員の御質問にお答えします。

御質問の市道高2255号線は、市役所の西側に位置し、主要地方道関・本巢線と市役所北の農免道路を結ぶ路線で、本年11月1日より持成地区と洞地区の富岡小学校児童の通学路として利用されています。

これに伴い、市に対しまして通学路としての安全対策に関する要望書が自治会から出されましたので、早急に施工が可能な事案につきましては即刻対応させていただきましたが、根本的に道路の形態に及ぶ御要望につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

そこで、本路線の改良計画はあるのかの御質問ですが、市役所周辺の開発計画にかんがみ、環状道路としての位置づけの中で、本路線は後の検討課題といたしまして、現状の周辺市道の利用状況から総合的に判断し、当面は市道高2255号線を回避した迂回路として市役所裏から通称農免道路までの市道高2254号線を新年度で整備いたしたいと考えております。

これによりまして、市役所裏から東西に現在国道256号線の工事いたしております側、それからまた関・本巢線側、両面にわたりまして御利用いただけるというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 村瀬隆彦君。

6番（村瀬隆彦君） ただいまの答弁で、市道高2255線は環状線として位置づけられているということですので、近い将来に改良されることは確認いたしました。それにかわり市道高2254線、これを新年度着工してもらえるとすることは大変ありがたいことです。

が、しかし、現時点において、この市道高2255線は通学路として使用されています。そうすると、早急な安全対策を講じなければならないと思いますが、これには道路規制が必要じゃないかと思われま。

そこで、企画部長にお尋ねいたします。この道路に対し、交通規制が設けられないか。例えば、時間帯交通規制等ですが、東深瀬地内においては、時間帯交通規制が行われているところもあります。交通規制について企画部長の考えをお尋ねいたします。

議長（小森英明君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 村瀬議員の再質問にお答えします。

議員御質問の交通規制の中にもいろんな規制がございます。その中の時間帯交通規制につきましては、公安委員会が必要に応じて規制いたします。これには地元関係者の同意が必要であります。今回の路線につきましては、地元同意が得られなかったと聞いております。

そこで、去る11月21日でございますが、関係する地元自治会から通学路交通安全対策に係る要望が出されました。その要望事項は、途中にあります十字路交差点の一時停止線と標識の設置でありました。市といたしましては、この要望を受けまして、11月28日に山県警察署長あてに交通安全対策に係る十字路交差点の一時停止線設置要望として要望いたしておりますので、現在その回答待ちという状況でございます。そのほか、十字路交差点の一時停止箇所にも市単独で道路びょうを設置しました。また、地元関係自治会

等で標識を設置いただいておりますが、交通事故が発生しないよう交通安全対策に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、再質問の答弁といたします。

議長（小森英明君） 村瀬隆彦君。

6番（村瀬隆彦君） ただいまの答弁で、地元同意が得られなかったというのは大変残念ですが、さっき基盤整備部長が言われた市道高2254線が整備をされれば、この2255線というものは時間帯規制がかけられるだけのことが地元にも話ができるんじゃないかなということを思います。これは、行政の方でももう一度努力をしてもらいたいと思います。

それと、早期の環状道建設が実現されるように希望いたしまして、質問を終わります。

議長（小森英明君） 以上で村瀬隆彦君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位3番 宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） ただいま議長の指名をいただきましたので、通告順位に従いまして質問をさせていただきます。

まず、第1点、伊自良湖周辺整備事業計画についてであります。山県市において市内に点在する重要な観光地、名所の1つと位置づけされている伊自良湖周辺は、湖を基点に、青少年の家、森林学習展示館、あぜくらの家、バンガロー、名寺院、明峰釜ヶ谷山などがあり、周辺一体は都市近郊の観光地として魅力が十分あると考えられる。岐阜県は、現在山県市に管理委託をしているあぜくらの家5棟と森林学習展示館の施設を来年3月31日で廃止を決めたと聞く。

そこで、1つ、県が廃止とした原因は何か。また、県として、今後この地域の利用計画はあるのでしょうか。

2つ、県が撤退してしまう事態になれば、市として重要な観光拠点の一部空白を補う伊自良湖周辺の総合的な再整備が必要と考えますが、市としての考えはどうか。

伊自良湖周辺整備を実施するとした場合、民間のアイデアや知識、活力を積極的に取り入れる考えがありますか。

この3点について産業経済部長にお尋ねをいたします。

議長（小森英明君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 宮田議員の御質問にお答えします。

1点目の県が廃止した場合、また、県として今後この地域の利用計画についてでございますが、伊自良湖周辺地域については、青少年の森・あぜくらの家の施設を市が県から管理委託にて運営していますが、その現状を申し上げますと、青少年の森は青少年を

初めとする県民各層が森林、林業、林産業について、視聴覚教材を活用とした体系的な学習、野外における自然との触れ合い等の森林教室等を通じ、その役割に関する理解を深めることとして、昭和55年6月に事業を開始し、25年が経過しています。

森林学習展示館におきましては、展示物の情報が古いことや研修室の雨漏りがひどい状況から、見学者や利用者の減少が続いています。この施設に付随した野外学習の場として、釜ヶ谷山を利用した自然観察道が整備され、ハイキングコースとしても利用されています。

また、あぜくらの家は、青少年が自由時間を創造的に活用した自主的活動を行うことにより主体性と協調性が養われるよう、その拠点役割を果たすため、野外体験施設として昭和54年4月に事業を開始し26年が経過しております。このあぜくらの家につきましても、建物が古くなったことやトイレがくみ取り式であること、あるいは近隣市町村に同種のハイグレードなキャンプ場が整備されたこともあり、利用客の減少が続いています。

このようなことを踏まえ、県と市は昨年12月から、青少年の森・あぜくらの家の今後のあり方について協議を進めてまいりました。施設を移管した場合、老朽した施設の補修及び建てかえ、特にくみ取り式の整備等を行った場合、多種の財政負担や利用状況が減少していることなどから、施設の管理の運営を検討し、ことし4月には、伊自良地域の自治会長さん方の会合の場にて、施設の現状と今後について、県との今までの協議を説明し理解を求め協力をお願いしました。

市におきましては、種々検討いたしました結果、施設の受け入れ等は難しいと判断いたしました。県においては、あぜくらの家及び森林学習展示館の建物の老朽化が進み、利用者の減少が目立ち、また、近隣市町村に類似施設もできたことから、開設当時には先駆的なモデル施設としての建設を行ったが、その役割は終えたものと考え、平成17年9月定例県議会において廃止に係る議案が可決されました。平成18年3月末をもって廃止となりますが、県民への周知方法としては、県広報誌や県のホームページにてお知らせされます。市民への周知方法は、広報やまがたやC C Yの文字放送を初め公共施設の掲示などでP Rを随時行っていきます。

周囲の森林や遊歩道等につきましましては、引き続き市において管理を行っていきます。

また、県においては、今後この施設の新規利用計画については考えがないとのことでした。

2点目の市として伊自良湖周辺の総合的な再整備についてですが、伊自良湖を中心とした周辺は、市の観光拠点として年間多くの来客者があり、特に伊自良湖は周囲2.3キロ

メートルで54万トンの水を満々とたたえる、春は桜、秋は紅葉、冬は県内でも人気のワカサギ釣りのメッカとして四季を通じて楽しむことができます。また、釜ヶ谷山につくられたハイキングコースは多くの人々に利用されています。

森林学習展示館・あぜくらの家がなくなりますが、その跡地利用を検討し、四季を通じて市民の憩いの場の提供を、多くの市外からお客さんをお呼べる魅力ある場所を目指して検討してまいりたいと考えております。

3点目の再整備の実施に当たり、民間のアイデアや知恵、活力についてでございますが、伊自良湖周辺整備検討委員会などを立ち上げ、地域住民自らが提案する地域活性化の方策を検討し、伊自良湖周辺がにぎわいの拠点となるよう協議検討を行ってまいりますので、今後整備実施に当たりましては皆様方の御理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） 施設の老朽化、利用者の減少が原因で森林学習館・あぜくらの家が廃止に至ったとしているが、開設以降に改善等を実施してこなかった県や市の管理責任は大きいと思います。引き続き管理が行われる森林や遊歩道、特に伊自良キャンプ場においては適切な管理を実施されることをお願いし、以下の事項について再質問いたします。

- 1つ、伊自良湖周辺再整備検討委員会等を設置する時期はいつごろなのか。
- 2つ、検討委員会の編成及び協議検討方法はどのようなスタイルを想定しているのか。
- 3、協議検討結果をどのように反映するのか。

この3点について産業経済部長に再質問いたします。

議長（小森英明君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 宮田議員の再質問にお答えします。

1点目の伊自良湖周辺整備検討委員会を設置する時期はいつごろを予定しているかとの御質問でございますが、県営施設森林学習展示館及びあぜくらの家につきましては、先ほど申しましたように平成18年3月末をもって廃止することになりますが、取り崩しにつきましては、県有施設でありますので県にお尋ねしましたところ、平成18年度中に取り崩したいとお聞きしました。取り崩した後早い時期に整備検討委員会を立ち上げて行いたいと思っておりますのでお願いします。

2点目の編成及び協議方法はどのようにとの御質問でございますが、先ほど申しあげましたように、民間のアイデアや知恵、活力など、地域住民自らが積極的な盛り上がり期待できるような組織づくりを行い、協議検討を行ってまいりたいと思います。

3点目の協議結果をどのように反映するかとの御質問でございますが、整備実施に当たりましては協議内容を取り入れ、伊自良湖周辺地域がにぎわいの拠点となるよう努力してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（小森英明君） 宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） 県は県所有の2つの施設を来年3月31日をもって廃止と決め、なお、18年度中に取り壊すとしていることから、県が取り壊されるまで伊自良湖周辺再整備検討委員会の立ち上げを待っている意味はないのではないかと。市として重要な観光拠点の一部空白を補うためにも早期に取りかかる必要があるのではないのでしょうか。行政の1年のおくれは末端で5年おくれると言われることから、よく検討されることをお願いし、次の質問に入ります。

伊自良湖防災対策について基盤整備部長にお尋ねいたします。

伊自良湖は、重要な産業である農業振興はもとより、観光振興にも大きな役割を果たしています。山縣市最大の湖である伊自良湖を基点とした観光開発は、地域の活性化に不可欠な要素であります。

伊自良湖は、春は花見、夏は水遊び、花火、秋はもみじ狩り、冬はワカサギ釣りなど、一年じゅう多くの人に利用されている。周囲2.3キロの約半分に遊歩道が整備され、散策する絶好の場所と高い評価を得ています。

今後も四季折々に織りなす自然の恵みを満喫し、多くの人を訪れることであろう。にぎわいが出れば出るほど、一層の安全対策並びに環境整備を講ずる必要があると考えます。

この観点から2つの質問をいたします。

伊自良湖の貯水量は54万トンと言われている。堤体補強等防災対策、災害防止策は万全でしょうか。

2つ、伊自良湖の釣り利用者が年々増加している中、ことし不幸にして釣り人の死亡事故が発生しました。事故防止策の計画はありますか。

この2点について基盤整備部長にお尋ねいたします。

議長（小森英明君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 宮田議員の御質問にお答えします。

1点目の堤体補強等防災対策の件ですが、御承知のように、伊自良湖は国営事業により、伊自良川流域に広がる農地212ヘクタールをかんがいする目的や、防火用水としての利用、人命、住宅、農地、道路などを洪水から守る調整機能を備え、昭和43年に造成されました人工の貯水池でございます。建築後以来、地域の住民の皆様には、湖の堤体の

草刈りや降雨時の見回りなど、安全管理に努めていただいています。

しかしながら、築後37年が経過しまして、近年、余水吐きの越流堰コンクリートに一部劣化が見受けられましたので、施設の機能維持を目的に、18年度土地改良施設維持管理適正化事業を活用し、補助内諾を受けた時点で補強対応していきたいと考えています。

現在、起きるであろうと想定されております東海地震・東南海地震によるロックフィールド式の堤体に及ぼす影響については、専門家による耐震調査を必要としますので、18年度に予算化を図り、安全性について調査したいと考えております。

現時点では、万一災害が発生した場合を想定し、昨年度県の補助を受け、伊自良湖防災パンフレットを作成し、伊自良川流域の住民の皆様に対して防災の啓発を行ったところでございます。

2点目の事故防止策の件ですが、やはり18年度予算で、湖の危険箇所として想定される何カ所かの護岸ブロックに階段式の手がけ用の金具を設置する予定でございます。

御理解を賜りまして、答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） ただいま藤垣邦成君が出席されました。（10：46）

宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） 余水吐きのコンクリートに一部老朽化が確認されていることから、東海・東南海地震での影響を心配し不安に感じている伊自良川流域の住民は多い。また、伊自良川流域の住民に対する防災の啓発を目的に防災パンフレットの配布をされましたが、流域住民の多くが高齢者であることから、避難、人命救助等に関する不安を抱く結果ともなっている。行政指導により各自治会では大規模災害に備えて自主防災組織を編成したが、自治会ごとでその内容は大きく違うことはこれまでに議会でも指摘があったとおりであります。自主防災組織が確実に機能する確証も得られていない現状にある。以上のことから、流域住民が安心して日々の生活を送るには、必要な対策が施工され、住民自身が目で見て安全を確認、実感できる日が来ることであると考えます。

よって、以下の事項を再質問いたします。

1つ、補強対策工事期間はいつごろなのか。

2つ、自主防災組織の機能強化及び充実が重要と考えるが、何か実施する計画はありますか。

また、事故防止の方では、先日の死亡事故は釣り人であったこと、今後あらゆる事故の防止を考えていかなければならない。そこで、手かけ用金具を設置する具体的な位置及び数量並びに完成する時期についてお教え願いたい。

議長（小森英明君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 宮田議員の再質問にお答えします。

1点目の補強対策工事期間はいつごろかという御質問ですが、平成18年度の水稲作付の支障がなくなる時期から翌年の水稲作付までの期間にかけて工事を完了したいと考えております。

2点目の自主防組織の機能強化及び充実の件でございますが、市では昨年度伊自良湖防災パンフレットを作成いたしまして、防災に対する標準的な想定で対策をお示したところでございます。加えて、上流域と下流域とでは条件が異なると思われるので、地域のことはその地域の長年お住まいの方が一番詳しいのではないかと存じております。集落単位でお話を行っていただき、より安全な方策を御検討願うのが最善かと認識しております。

3点目の手がけ用金具設置の件でございますが、観光客の多いボート乗り場付近の6カ所に補強対策工事の施工時期に合わせまして実施する予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） 利用者側の自己責任もさることながら、提供する側、受け入れる立場として、安全・安心対策、危険防止策等、環境整備は不可欠と考えます。

そこで、市長に質問いたします。

第1次山県市総合計画の基本理念にあります「住みよさ共感！山県すてっぴあっぷ・ぷらん」は、市民と行政が共通の目標に向かって互いの力と知恵を出し合うことによって、住みよさをさらに高めていくことが市の基本理念とされています。安全な生活の確保、災害に強い環境づくりの意味からも、市として重要な環境拠点の形成、整備等、積極的に取り組むことが重要と考えます。伊自良北部地域が過疎化にならないよう、若い人が永住してくれる魅力的な地域づくりに取り組んでいただくことを含めて、市長に見解をお聞かせいただき、質問を終わります。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） 宮田議員の御質問にお答えします。

伊自良湖の問題でございますが、伊自良湖ができて長年月が過ぎております。そういった意味で総点検をする必要があるであろうということで合併と同時にそういうお話を提案しておったわけでございますが、そういう意味では若干遅かりしということもあったかと思いますが、それ以来県にもいろいろ働きかけまして、県でそういった補助制度等にも乗っかるようにいろいろ準備をしてきましたが、先ほど基盤整備部長からお答えしましたように、来年度には余水吐き事業等も工事にかかるということで、来年度完成を

目指すわけでございますし、堰堤そのものにつきましての点につきましても、来年度にそういった調査を進めて対応していきたいということでございますし、そういった住民の不安を一刻も早く解消していくということが大変大切かと思っております。

そして、産業経済部長からも答弁いたしました、伊自良湖というのは、近隣市町村のみならず、広くこの地域、中部圏といいますが、岐阜を含めた名古屋圏も含めて、相当名前も売れたといいますが、そういった伊自良湖であろうかと私は思っております。そういった意味で、伊自良湖の周辺を総合的に開発する必要があるかということも思っております。県ではああいった施設を廃止ということで、議会でも決定されております。そういった跡地の市としての利用方法ということも、地元の皆さん方とも十分協議をする必要がありますし、同時に、先ほど部長が答弁しておりましたように、検討委員会、伊自良湖周辺整備検討委員会というのを立ち上げて、早急にあの地域にこういった形で整備を進めて、山州市の観光の拠点にするにはどうしたらいいかということも含めて積極的に検討していきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、そういった伊自良湖というのは貴重な観光資源でございますので、そういったものを含めて積極的に対応していきたいと思っておりますし、現在なんかは伊自良湖周辺といいましてもトイレもまだくみ取り式というようなことで、非常に古い形態でございます。そういったものも環境整備の面から考えますと大変大切かと思っておりますので、そういった面も手始めとしてやる必要があるかと思っておりますが、いずれにしましても、総合的に北部開発ということで検討を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（小森英明君） 以上で宮田軍作君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で午前11時10分より再開いたします。

午前10時56分休憩

午前11時10分再開

議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位 4 番 河口國昭君。

8 番（河口國昭君） 議長のお許しをいただきました。通告に従いまして質問をさせていただきますが、その前に、若干、私の貴重な時間でございますが、ぜひ市長に住民からお礼を申してくれと、こういうことを言われて私もきょうここへ来ましたが、これは時間がもったいないでやめようかとも思いましたが、お礼を申し上げます。ということ

は、積雪の件なんです。業者の方に大変よくやっていただいて、本当に感謝を地元の人は持ってみえるわけです。それは、いろいろ余りよくなかったが、市となって、この除雪は大変よくやってもらうなど、こんなようなお話も聞きまして、本当に行政挙げて除雪に立ち向かっていただきまして、まことにありがとうございました。以上でございます。

では、質問に入ります。市北部地域の振興と観光交流拠点の拡充対策を主題とする一般質問をさせていただきます。

山県市の地域一体は、合併後3年近くを経た現在も依然として地域活力の低下に歯どめがかからず、これからの地域の将来を考えますと、まことに憂慮にたえない状況に呈しております。当該地域は、もともと地理的、地形的な悪条件を含め、生活基盤が脆弱な上、高齢化率の極めて高い地域ですから、本来望ましい姿である住民自らが立ち上がって行動を起こすことには限界があり、どうしても行政頼みになるのがやむを得ないことをまずもって御理解いただきたいと存じます。

そこで、こうした地域の実情を市としてはどのように認識されているのか。何か新しい活力を生み出す、あるいは、また、潜在している地域の宝を掘り起こす方法はないのか、地域一体を覆っている焦りと閉塞感を打破するために役立つ何か対策、施策をお考えなのか、そうした論旨のもとで次の諸点についてお尋ねをいたします。

まず、第1点として、本年度、当初市は市役所美山支所周辺の活性化対策を市政推進の重要課題の1つとして取り上げ、市役所機構の各部門を挙げて真剣な検討をなされたように伺っており、こうした地域のための御配慮に感謝にたえません。その一環として、地元商工業者を中心とした山県市商工会まちづくり委員会にも対策案の策定を諮問されたように聞いておりますが、この委員会の協議経過を担当部長よりお答えいただきたいと存じます。

第2点としまして、過疎地の振興には定住人口を増加させるような施策を講ずることが最も望ましいのは論をまちませんが、そのためには、働く場所の確保が何よりも優先されなければなりません。こうした意図のもとでかねてより推進されております産業団地開発事業を、市民、特に市北部住民は大きな関心と期待を持って見守っておりましたが、残念ながら現在では本来の目的達成になおほど遠いものがあるように感じております。つきましては、改めて産業団地開発事業の推進状況、事業主体である岐阜県の姿勢、企業誘致活動の展開状況等についてお尋ねをいたします。

第3点目は、交流人口の増大を図る施策の充実についてであります。現段階で定住人口の増加に望みがつなげないとすれば、それにかわって交流人口の増大による地域の活

性を図る方策を考えなければなりません。そこで浮上したのが、市の策定した過疎地域自立促進計画に盛り込まれている温泉開発構想であります。この構想は地域振興の超目玉として期待に胸を膨らませるところですが、正直言ってその実現までにはなお相当の紆余曲折を覚悟しなければならないと思っております。この地域の命運を左右するようなビッグプロジェクトを市としては現在どの程度の具体性、可能性を持って検討されているのでしょうか、お伺いいたします。

続いて、第4点であります。地域の衰退は年々深刻さを加えており、その活性化対策は緊急の課題として受けとめております。温泉のような大規模な開発プロジェクトに今すぐ手をつけられないとすれば、既存の交流拠点、すなわちグリーンプラザみやまのような観光施設を生かして使う方法、つまり、今ある施設にそれ以上の新しい魅力を付加し、来場客の増大を図ることなどを考えなければなりません。ついては、グリーンプラザみやまの最近の経営状況、つまり、年間入り込み客数の動向、収支採算などはどのようになっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

引き続き、第5点目であります。御承知のようにグリーンプラザみやまのような観光交流施設は、近隣地域にも数多く存在し、こうした他の同業施設との競合に打ち勝って生き残ることが最大の課題であります。施設のグレードアップ、新しい付加価値の付与、効果的な情報発信、来客への徹底したサービスの提供などによって、話題性を高め知名度を上げるために必要な投資を惜しんではならないと思えます。

グリーンプラザみやまはキャンプ場が開設以来既に12年、コテージ村は5年を経過しております。こうした観光サービス業では耐用年数のいかにかわらず、施設のリニューアルの時期に来ていると判断するのが常識のようになっております。したがって、この際、グリーンプラザみやまの施設構想を大胆に再検討するとともに、思い切った施策の拡充、改装を行い、さらには新しい体験型施設の導入などによって、ここを市北部地域活性化の一大拠点として強化するような観光戦略を打ち出していきたいものであります。お伺いをいたします。

最後に、6点目であります。第三セクターを含んだ公共のこうした観光レジャー施設の経営は、今大きな瀬戸際に立たされております。民間企業並みのアイデア、コスト重視の経営手法なくしては、到底今後の生き残りは不可能だろうと言われております。そうした観点からグリーンプラザみやまも例外ではなく、これからは厳しく収支の採算性が問われるのは必至だと言わなければなりません。

官から民への大きな流れの中で、今各地の自治体が導入を進めている指定管理者制度は、こうした場合の有力な選択肢の1つだと考えております。指定管理者制度はとかく

採算重視に傾きがちで、その分事業の質が低下したり、地域とのつながりが薄れたりするという不安がないではありませんが、新しい風を起こし、埋もれた地域の魅力を引き出すためには、既成のマンネリ化した考え方にとらわれない大胆な改革もまた必要な現在ではないかと考える次第であります。指定管理者制度を含む民間活力導入による施設の活性化をどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

以上、市北部地域の活力低下を阻止するための観光交流拠点の強化、新しい活性化構想の導入等をめぐる6項目の質問をいたしました。産業経済部長にお伺いをいたしますが、何とぞ地域の今置かれている事情を十分賢察の上、適切かつ前向きな答弁をお願いいたします。

議長（小森英明君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 河口議員の御質問にお答えします。

1点目の山県市商工会まちづくり委員会の検討経過ですが、山県市が合併して、葛原・北山地域の北部地域が寂しくなったという声が地元地域から聞こえるようになりました。

この北部地域には、谷合地域にある現在美山支所が旧美山町役場として中心的な存在でありました。また、平成13年には谷合小学校、葛原小学校、北山小学校が統合し、いわ桜小学校となりました。美山北中学校と美山南中学校が平成15年に美山中学校に統合し、さらに、平成16年に葛原保育園と谷合保育園が統合しいわ桜保育園となった経緯もあります。

今年度、谷合地域を中心に北部地域振興活性化事業に予算をいただき、山県市商工会が事業主体となり、本年6月に山県市商工会まちづくり委員会を立ち上げました。地域の事業者代表、自治会代表、地域代表、商工会会員代表、学識専門委員、行政委員の21名で組織されています。

委員会におきましては、これまでに4回の委員会を実施し協議を行ってまいりました。委員会では委員の皆様方の活発な意見があり、将来のまちづくりの糸口を見出そうと熱心に議論がなされました。

その中でグリーンプラザみやまを拠点とした水や自然を生かしたらどうかという提案もありましたが、今年度は北部地域まちづくり事業の一環として、明るい話題の少ない昨今の沈滞した気分を払い、明るく元気な地域づくりの醸成と地域振興における楽しさと未来への希望の明かりを託すため、美山支所及びその周辺にイルミネーション装飾を12月12日から翌年の1月7日まで実施しています。また、地域の食材を生かした新しい料理にも取り組んでいます。

地域の活性化は、自分たちの地域に誇りが持てるまちづくりをすることが大切です。こうしたことから、今後においても地域住民自らが積極的な盛り上がりを期待するものでございます。

2点目の産業団地開発計画でございますが、田栗地域が岐阜県の工場適地の指定となっておりますが、工場誘致に対しては、県においても企業の情報収集を行い提供をいただくよう連絡をとっています。今年度は、県及び財団法人岐阜県産業経済振興センターと現地視察を行いました。また、財団法人岐阜県産業経済振興センターにお願いしまして、企業へのPRを行っていただいているところでございます。今後につきましては、県及び関係機関と連携をしながら誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

3点目の温泉開発構想の御質問でございますが、平成17年第1回定例会の折にも御質問をいただきお答えしましたが、山県市過疎地域自立促進計画の中の温泉掘削、温泉施設等については、温泉施設等が美山地域の既存観光施設への高付加価値及び利用者の拡大と北部地域の活性化を図る選択肢の1つであるとし、財政、費用対効果を検討する必要があると答弁させていただいたところでございます。

議員御指摘のとおり温泉開発事業ができれば北部地域の活性化につながることを考えていますが、現在のところ温泉開発については具体的に回答することはありません。近隣にあります温泉の利用動向も参考にし、1点目の御質問にありました山県市商工会まちづくり委員会の中で温泉の話題もあり、交流人口の増加を図る施設でもありますので、今後まちづくり委員会において協議検討をお願いしていきたいと考えております。

4点目のグリーンプラザの最近の経営状況ですが、利用客数につきましては、キャンプ場は、平成15年が8,819人、平成16年が8,610人となり、また、コテージ村は、平成15年が9,442人、平成16年度が9,255人の利用客があります。平成17年度につきましては、11月末ですが、キャンプ場は8,210人、コテージ村が8,450人となっております。

収支につきましては、キャンプ場は、平成15年度が収入1,591万円、支出が2,734万円、平成16年度が収入1,407万円、支出が3,037万円です。また、コテージ村は、平成15年度が収入2,521万円、支出が4,210万円、平成16年度が2,332万円、支出が3,655万円となっております。平成17年度につきましては、11月末ですが、キャンプ場は、収入1,320万、支出が2,590万、コテージ村は、収入1,990万、支出が3,050万となっております。

収支的に見ますと、単年度1施設では、1,100万円から1,700万円ほどの市の持ち出しとなっております。

5点目のグリーンプラザみやまのリニューアルについてですが、開設以来キャンプ場が12年とコテージ村が5年を経過しています。現在リニューアルについては考えており

ませんが、利用客の7割が市外の人となっていますが、今後は利用客の維持、増大を図れるよう工夫し、利用客へのサービス等として、ホームページでの施設利用状況や、四季折々の紹介や雑誌にてPRなど、また、コテージ村とキャンプ場からの自然のすばらしさを満喫していただくため遊歩道の充実を図り、さらには冬季イルミネーション装飾のサービスも行っています。また、現在におきましては、来客者に対し、トンボ玉、木工、そば打ち等の教室を開き、好評を得ております。

今後につきましては、施設職員の資質の向上に努め、お客様に納得のいくサービスができるよう努力していく所存でございますので、よろしく申し上げます。

6点目の指定管理者制度の導入でございますが、こうしたサービス施設につきましては、民間のノウハウを活用することは極めて効果のあることと考えております。グリーンプラザにおきましても、制度導入に向けて関係部署との協議を行い検討してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いしまして答弁とさせていただきます。議長（小森英明君） 河口國昭君。

8番（河口國昭君） 御答弁ありがとうございました。

これから再質問をいたしますが、どうも私の質問と答弁とかみ合いませんので、ひとつ今後建設的な前向きなお気持ちで御検討願う意味におきまして、要望を申し上げておきますのでよろしくお願いいたします。

確かに、市北部地域の地盤沈下は今に始まったことではありません。旧美山町の時代から、既にその様相は顕著にあらわれておりました。したがって、市北部地域が寂れたことのすべてを合併のせいにすることはもちろんできません。しかし、地域の住民にとっては、自分たちの生まれ育ったふるさとがこのままでいいのだろうかという不安感や危機感をかねてより抱いていたからこそ、何とかならないかという、わらにもすがると言う少し大げさな表現かも知れませんが、今回の町村合併に期待をかけ、市になれば財布も大きくなって力も出る、合併によって何かが変わるのではないか、何か新しいことをやってくれるのではないかという思いが強かったのは事実であります。そうして、その思いや願いは今でも住民の中に根強く残っており、できるだけ早く地域活力を取り戻すため、何か新しい活力を創生するために何らかの手を打ってほしい、市内全域を見回した地域間格差是正のために力をかしてほしいと切に願っております。

市北部地域活性化の最大の切り札と言われる温泉開発計画についても、過去に先輩議員が議場で質問しておられますように、我々地元議員にも住民こそって大きな期待を寄せておりますので、ぜひ早急に実のある具体化を図っていただきたい、このことを強く要望しておきます。

今や市北部地域の人口減少傾向は深刻さも加えるばかりで、高齢化の急速な進行が地域活力を年ごとに衰退させております。もはや一刻の猶予もできない、それが現実であります。しかし、温泉開発計画にしても、産業団地開発事業にしても、ただ、ただいまの答弁にもあったように今すぐ目に見える形で住民の前に姿があらわれるようには残念ながら思われません。もしそうだとすれば次善の策として、既に一定の知名度、実績を有し、経営のノウハウも蓄積している既存の施設、つまりグリーンプラザみやまを観光交流拠点として、より機能強化する方策を打ち出された方が地域住民の期待にこたえる早道ではないかと思う次第であります。

費用対効果を前提にしますと過疎地や僻地では何も事業を起こすことができませんが、幸いにしてグリーンプラザみやまは自然条件にも恵まれ、利用者の声も等しく好評に律しておりますので、しっかりした観光経営戦略に基づいた必要な投資を行うことによって、必ずその投資にふさわしい効果を生み出してくれる施設だと確信をしております。通年営業の難しさなど残された課題も決して少なくはありませんが、市北部地域振興の中核拠点としてグリーンプラザみやまのハード面、ソフト面を含めた可及的速やかな再整備促進を図られますよう重ねて御要望申し上げます、私の一般質問は終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（小森英明君） 以上で河口國昭君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位5番 藤根圓六君。

16番（藤根圓六君） ただいま議長の許可をいただきましたので、今回の一般質問は1件、敬老会の運営のあり方について、福祉部長にお尋ねいたします。

近年の少子高齢化を背景に、以前にも増して、国、地方においても行財政への歳出削減が叫ばれています。そうした中、公共サービスも消費するだけは財政がもたない時代になりました。行政と市民双方で支え合うことにより長期継続が初めて可能かと思いません。福祉政策もまたしかりです。

今回は、かつて、そして今も地域の功労者である高齢者対象の敬老会のあり方について伺います。平均年齢が80歳を超えた日本、想定外の現象が幾つも生まれています。従来高齢者は弱者側の扱いがほとんどでしたが、他方、過疎地域においては活力あふれる高齢者の多数存在があり、地域が高齢者を支える時代から高齢者が地域を支える時代になりつつあります。このことはもちろん行政だけの責任ではありません。本市は合併後2回の例を顧みると、合併前に比べ出席率が非常に低いように思われるが、原因は何なのか。運営に問題があるのか。合併して3年、高齢化率が高くなったということは、

悲観的でなくよい見方をすると、それだけ元気老人が増えたという言い方もあります。自然環境に恵まれた本市は、自然回帰志向のシニアの交流人口が定着人口に今後ますます増えると考えられます。そこで、対象年齢の切り上げ、開催場所等の内容を含め、検討する時期ではないか、次の2点についてお尋ねをいたします。

その1つは、2年間の出席率、そして問題と課題。

2つ目は、今後の展望についてお願いします。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 藤根議員の御質問にお答えいたします。

1点目の敬老会の2年間の出席率と問題点、課題についてでございますが、まず、3年前の平成15年度におきましては、高富、美山の各中央公民館、伊自良老人福祉センターで実施をしましたが、平成16年度からは市内の高齢者の皆さんが一体感を持っていただく目的で、山県市総合体育館1カ所で75歳以上の方を対象にして、平成16年度は9月29日水曜日、そして本年度は9月19日敬老の日に、式典及び余興の内容で開催をいたしました。また、喜寿、米寿、白寿の方に対しましては、出席、欠席を問わず記念品をお贈りしております。

さて、出席者の状況ですが、前年度は対象者3,235人に対して、出席1,207人、出席率は37.3%でございました。また、本年度につきましては、対象者3,342人に対して1,301人、出席率は38.9%でございました。16年度と17年度を比較しますと、若干ですが出席率は上がっている状況でございますが、15年度3会場で開催をいたしましたときの出席者は対象者3,290人に対して1,594人の出席者、参加率は48.4%と比較しますと、かなり出席者は減少しております。

この原因につきましては、特に伊自良地域、美山地域の出席率の減少が大きいことから、まだまだ地域への固執感があることや、バスで送迎を行うものの会場が遠く感じられたりすることなどが主な原因ではないかと分析をしています。

また、会場の体育館は空調設備がないことから非常に暑い状況ですが、市内にはこれだけの人数を収容する施設がないことからやむを得ず会場としていますが、これも課題の1つでございます。

2点目の今後の展望についてでございますが、県内の他市の状況を見ますと、対象年齢を90歳以上や80歳以上にしているところ、75歳だけだという市もあります。また、市が実施しているところ、自治会に委託をしている、自治会単位で実施しているところ、社会福祉協議会に委託をしているところなどもあり、実施方法、内容もさまざまでございます。今後の敬老会につきましては、高齢化が進み、対象者が増える中、1カ所開催

での困難さ、また本来の敬老の日のあり方など、老人クラブ連合会の御意見を伺いながら、他市の状況等も参考に、対象年齢の引き上げ、会場、式典及び余興内容などを見直し、一人でも多くの高齢者の方に出席していただき、喜びを分かち合えるような方策を考えてまいりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

議長（小森英明君） 藤根圓六君。

16番（藤根圓六君） 再質問を市長にお尋ねします。

ただいま福祉部長の答弁にありますように、今後は実施方法、受け皿等十分な検討余地があると思いますが、私どもも行く道です。多くの高齢者の皆さんが喜んで出席できる方策を早急に考案したいところです。

そこで、山泉市の高齢者の皆さんが一体感、旧3町村同化策の施策としては1カ所開催は運営効率から見ては評価されていると思いますが、出席率は先ほどの福祉部長の答弁のとおり低くなります。出席率を高めるには運営方法を検討しなければならないが、地域分散型が今多くの敬老対象者に望まれています。

そこで、私の提案ですが、地域分散型は1カ所の開催のために要する仮設ステージ、送迎バスなどの費用が昨年は500万から600万かかったと思いますが、その全部が削減できるわけではないですが、これを全くなくすのではなく、むしろ地域における高齢者福祉活動の促進として、また子育て支援として、地元福祉基金を設立して方策を検討することも一方法ではないでしょうか。高齢者の中には福祉政策は元気老人よりも未来を担う子たちにこそ必要、むだな予算は使わないようにと、私の方にもそういった殊勝な意見を言う老人もあらわれております。市長においても今後のよりよい敬老会のあり方についての所見をお尋ねします。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） 藤根議員の御質問にお答えします。

敬老会の問題でございます。先ほど担当部長からもいろいろ回答させていただきましたが、地域ごとにやるのか、あるいは一括でやるのか、いろんなことを経験しまして、その中でどういう形で実施するのが一番よいのかということを探るといいますか、検討していく必要があるかと思っております。

どちらにしましても一長一短がございます。そういうことでございますので、そういった面について、十分老人クラブ連合会等の役員会等で検討していただくことになっておりますが、地域の皆様方の意見を十分聞きながら進めていく必要があるかと思っております。

敬老会のあり方、他市町村等もいろいろ研究しておりますが、いろんなやり方がござ

います。そういうことでございますので、皆さん、広く、どういう形がよいのかということについて、そういった老人クラブ、あるいは敬老会の役員の皆さん方、地域の皆さん方、広く御意見をお聞きしながら進める必要があるかと思っております。さっきお話がありました福祉基金等もございりますが、今は非常に利息の安いときでございますので、基金が想定してありましても、それで生まれるなには大変少のうございます。まだそういうのを十分活用するところまで行っておらんというのが現状かと私は認識しておりますが、そういった基金の積み立て等も今後の活用方法の1つとして検討してまいりたいと思っておりますが、そういったところも踏まえまして、敬老会のあり方について十分検討していきたいというふうに思っております。

特に、バス輸送ということになりますと、北部地域、伊自良地域としましては、遠隔地でもございますので、大変そういった面の苦痛と申しますか、非常に遠い感じを持たれると思えます。そんなこともございますので、そういった地域の皆さん方に適合したと申しますか、なかなか難しい面がございりますが、先ほど河口議員からもお話がありましたように、北部地域の総合的なことも十分心にとめながら、皆さんと協議を進めて、どういう形が一番よいのかというようなことを結論していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、長い間、その年月、この地域のために非常に御苦労になったお年寄りの方の敬老でございます。国にも敬老の日を決めておってお祝いをするのでございまして、そういった面も含めながら十分な配慮をしていきたいというふうに思っておりますので、今後とも格別の御指導を賜りたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 藤根圓六君。

16番（藤根圓六君） 敬老対象者に対しての考え方というのは、私も市長も同じような考え方を持っております。戦後の苦難の道乗り越え、この地域をしっかりと築き精いっぱい生きてこられた高齢者の皆さんに何をもって報いるのか、敬老会は本当にささやかなはなむけかと思えます。それに、近くなら出席できるという対象者に地域分散型が喜ばれるかと思えます。また、今説明がありました余興費がかさむということも、市内には多くの芸能クラブがあります。地域参加型生涯学習として協力をお願いすることも考えられます。

高齢社会といっても、それは高齢者と若い世代が別々に暮らす社会でなく、家庭や地域社会の中で、お互いが尊敬し合い、いたわり育て合う思いやりの心をはぐくんでいくことが山県市のテーマ、私たちの自然、町、夢があり安らかで快適な21世紀の住みよい

まちづくりを基本理念に、豊かで生き生きとした高齢社会を築く第一歩となります。高齢者の皆さんが幸せな年を重ね、若い世代とともに輝いて生きられるためにも、よりよい敬老会のあり方を早急に検討されることを要望しまして、私の質問を終わります。

議長（小森英明君） 以上で藤根圓六君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で午後 1 時から再開いたします。

午前11時51分休憩

午後 1 時00分再開

議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位 6 番 横山善道君。

1 2 番（横山善道君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、一般質問 2 点をしたいというふうに思います。

1 点につきましては、小学校統廃合についてでございます。

現在、市内11校の生徒の数を見ますと、100名未満が 5 校あり、そのうち60名未満が 2 校、1 クラス平均しますと10名を切ります。この 2 校は複式学級となっておりますが、加配、市の負担によりまして教師を雇用を 3 名行い、単式としている状況であります。

また、6 年後には100名未満が 7 校になり、うち60名未満校が 3 校となる予定であります。小学校全体の数も、現在1,796名が1,491名となり、約300名減少となる予測であります。これは、少子化の影響を確実に受けています。

これらの状況の中で子供の教育を考えますと、ただ学力だけでなく、精神面及び体力面等の成長も必要と思います。中学、高校と進学する中、登校拒否などで中退、引きこもり等になり、社会の断絶を余儀なくされる子供も、市内的にも全国的にも増えている実態を考えますと、多くの生徒の中で自然に切磋琢磨して人との協調性等を学び身につけられる学校教育を考えるべきではないでしょうか。将来 1 人の人間として社会の中でたくましく生きていくことのできる教育が大変重要なことと私は思います。小学校の統廃合は早急に検討する必要があると考えます。

市当局から、中期、長期的に統廃合を検討するとの御回答をいただいておりますが、具体的にこれまでの経緯、今後の方針をお聞かせ願いたいと思います。

議長（小森英明君） 小林教育長。

教育長（小林圀之君） 横山議員の御質問にお答えします。

ただいま議員から御指摘がありましたように、全国的な少子化の傾向と同様、山県市

におきましても小学校の児童数は減少となっていく見込みでございます。

本年度は学級編成基準によりまして、乾小学校では2クラスが、伊自良北小学校では1クラスが複式学級になっております。

〔 河口議員 入場（13：03） 〕

この2校におきましては、少人数学級・小規模校の課題を持ちながらも、その特質を生かした教育が行われつつありますが、集団性、社会性、あるいは教師側の指導体制という面では課題を残しております。

教育委員会では、数年先までの児童・生徒数の推移を見ながら、少人数学級・小規模校における児童・生徒の学習状況や生活状況の把握に努め、事務局内の学校の適正規模等検討委員会で検討を重ねてきました。

その中では、1つ目に、議員御指摘がありましたように、児童の健全な成長ということにつきましては、今つけなければならないコミュニケーション能力とか、あるいは人間関係力の育成という視点から、ある程度の集団の規模が必要であろう、2つ目に、反面、少人数・小規模校を卒業した子供たちが、高校、大学、あるいは社会へ出ていくわけではありますが、どういう生き方をしているのか、その追跡調査も必要ではないか、3つ目に、学校規模については、学校教育法施行規則におきまして、12学級以上18学級以下が小中学校の標準規模となっておりまして、隣接の学校だけでなく市内全体を視野に入れて統廃合を考えなければならないのではないかと、4つ目に、小学校だけでなく、中学校における小規模校・少人数の問題点や適正規模の検討、5つ目として、いずれにいたしましても、山県市の地理的条件とか道路事情等も踏まえなければならないのではないかとといったことが話題になっております。

今後の方向につきましては、先ほど述べました乾小学校や伊自良北小学校に加えて、富波小学校等におきまして複式学級ができることが予想されております。

市としましては、外部の学識経験者や地元関係者等を委員として、仮称ではありますが、学校の適正規模等検討委員会を立ち上げ、今後の学校や学級の適正規模等、学校規模のあり方について検討を進めていく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、学校の規模等のあり方につきましては、児童・生徒の教育ということを中心に据えて検討を進め、加えて保護者や地域住民の方々のコンセンサスを得ながら検討してまいりたいと考えております。議員や市民の皆様の御理解をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 横山善道君。

12番（横山善道君） 今、教育長の方からいろいろと内容につきまして御回答いただ

きまして、それで、次の点についてまた再質問したいと思うわけでありまして、現状、他の市町村等を眺めてみますと、現在、隣の岐阜市におきましては、聞くところによりますと、小学校の統廃合等、あるいは中学校も、これは校区も踏まえての検討が現在なされておると。これは、学校、あるいは地域、それぞれ話し合いの中で行われておるということを現状聞いております。こういうところも、すぐにこれはできるということではなく、流れの中でこういう方向が出てきておるんだらうというようなことを思いますけど、そういうことを踏まえたり、あるいは、もう一つは、学校におけるいろんな、例えば1つ例を挙げれば、体育の授業にしてみれば、団体競技と言われる、あるいはサッカー、野球というようなこと、これが少人数ではとてもできないというようなことが考えられるわけでありまして、そういう対応等。

それから、もう一点、これはせんだって、多分NHKだと思えますけど、テレビを見ておりましたら、ちょっとユニークな学校の紹介があったわけでありまして、それは学校の授業の中に遊びを取り入れるということによってやっておりました。

それはどういう意味かといいますと、今の子供さんたち、少なくなったり、今塾に行ったりというようなことで、勉強といいますか、そういう学力面が非常に重視をされるというような部分が見受けられるわけでありまして、私、いつも言うわけでありまして、子供の教育ということを考えたときに、ただ学力だけではなく、先ほど言った面と、それともう一点あるのは、「きょういく」の「きょう」を「共」という字を書きますと、ともに育つということは何かということ、子供さんも育ち、親も育ち、地域でも一緒に育っていくという部分があるのではなかろうかと。

そういう教育というのが非常に必要になってくるのではなかろうかと思えますけど、そのテレビでやっておりました遊びを設けるといっても見ておきますと、遊びの時間があることによって、子供さんたちが遊ぶことによって友達が増えたり、仲間が増えたりと、非常に子供さんも明るくなったというようなことが報告をされておりました。

そういうことを踏まえますと、やはりある程度のそうした人数というのは当然ながら必要になってくるのではなかろうかと。先ほど教育長の御回答の中の、この学校教育法施行規則では12学級以上18学級以下というようなことになりまして、この市内では2つぐらいしか、2、3しか該当がしてこないというようなことになってくるのではないと思えますけど、そういうことを踏まえて、やはり市内全体で統合ということにつきまして、今回、学校適正規模等検討委員会で検討をしていただけるという御回答を今いただいたわけでありまして、この辺の時期につきましてどうかという問題。

やはり、本当に、先ほど言った、繰り返しになりますけど、私は、一番大切なことは

子供が育つという部分が一番大きいことではないかと。いろいろと意見を聞いておりますと、住民の声を聞いておりますと、地域が寂れるとか、母校がなくなるとかというような、いろんなそういうようなこともやはり耳にすることはあるわけでありまして、一番考えなければいけないことは、やはり子供がたくましく育ってくれるということが一番大切なところがあるのではなかろうかと私は思います。そういうことを踏まえ、もう一度、それに対する時期と考え方を再度質問したいと思います。

議長（小森英明君） 小林教育長。

教育長（小林圀之君） 横山議員の再質問にお答えをいたします。

今、お話の中に出てきましたように、団体競技ができないとか、あるいは、より多くの子たちとの触れ合いといいますか、交わりといいますか、そういうことができないとか、そして学力だけではないとかというような御指摘がございましたが、そのとおりでございます。私どもも将来を担う子供たちの教育という観点に立ちまして、その責任は我々大人にあるという、そこを肝に銘じて子供たちの教育について日ごろいろいろ考えて施策も打っておるわけでございますが、いずれにいたしましても、将来を担っていく子供たちの教育、その子たちがこれから先たくましく生きていける、そういうことを第一に考えながら、ただいま御指摘の学校規模等についての適正な規模というのはどうあるべきかというようなことを今後とも検討してまいりたいということでございます。

時期というようなことではございましたが、先ほどの答弁の中で、外部の方を含めた検討委員会、仮称でございますが、検討委員会を立ち上げるということをお答え申し上げましたが、新年度、18年度には、こうした外部の検討委員会を立ち上げまして検討してまいりたいと。今、議員御指摘のように、岐阜市の例が出ましたが、これ、1年とか2年とかというようなことできちっと結論が出るということではございません。ある程度の年月が必要かと。また、その間に地域の方々とのコンセンサスを得ながらということもございまして、さりとて、子供の数が減少していくというようなこの傾向は待たなしでやってくると、こういうこともありまして、この外部の方による検討委員会の方で今後とも鋭意検討を進めていただけたらなど、こんなことを思っておるわけでございます。

いつそういうことを実行に移すのかというような時期につきましては、残念ながら今この場でお答えをすることができませんこととお許しいただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 横山善道君。

12番（横山善道君） 今、教育長の方から答弁をいただきまして、今言われたとおり

だと私も思いますので、早急に、すぐ来年からとかということを要望するわけではございませんけど、一步一步着実にその方向に向けてひとつ進んでいただきたいというようなことを思います。

では、2点目の質問に移りたいと思います。2点目につきましては、小学校の安全確保についてでございます。

広島市と茨城県の今市市で、下校する小学生をねらった大変残酷な事件が相次ぎ、登下校する子供の安全確保をすることが大きな問題となっております。テレビ、新聞等では、地域の安全マップづくり、スクールガード、不審者メールのチェック、保護者が一緒に歩く等、多くの事例が報告されています。

きょうも朝、たまたま私、用事がありまして、7時半ぐらい、ちょうどある団地の中を通ったわけでありまして、そうしましたら、子供さんが登校するところでございますけど、そこで見ましたのは、大人の方が1人同行してみえました。たまたま以前にその話をちょっとお聞きしたことがあるんですけど、その方は朝と帰り、両方とも子供さんと一緒に登下校をしてみえるというようなことをお聞きしたわけでありまして、たまたまそういう時間帯がとれるという方でございますけど、非常に地域の方は喜んでいただいております。なかなかできないことではないかなと思いますけど、ずっと毎日続けてやっていただいておりますというように事例をお聞きしまして、きょう実際その場面に出くわしたわけでございますけど、そういうことも非常に地域の方が協力をしていただけたということで、大変ありがたいことではないかというふうに思います。

それで、現在、市当局としての通学路、あるいは防犯対策、地域との連携等、現在の対策と今後の方針をお聞かせ願いたいと思います。

議長（小森英明君） 小林教育長。

教育長（小林圀之君） 横山議員の御質問にお答えを申し上げます。

このたびの広島県や、相次いで起きました栃木県での、共通ではございますが、小学生が犠牲になったこの事件は、まことに痛ましく悲惨な事件でありまして、このような事件が二度と起こらないことを願わずにはおられません。

それと同時に、このような事件に巻き込まれないような児童・生徒の安全確保の対策を今まで以上に講じる必要があると考えております。教育委員会といたしましては、国や県の指導と連携しながら、指導の徹底を図っているところでございます。

さて、議員御質問の通学路につきましては、学校では児童・生徒の一人一人の通学路の確認をし、PTAや地域の方々との連携によりまして、通学路の安全点検とか、あるいは通学路安全マップを作成するとか、その結果については保護者に知らせるなどして

安全確保を図っているところでございます。

防犯対策につきましては、従来から児童・生徒に防犯ブザーを配布するとともに、警察署との連携によりまして、実際に防犯教室とか、あるいは防犯訓練を行いまして、防犯意識を高める安全教育を推進しております。

また、不審者情報につきましては、市内全小中学校に速やかに伝達する仕組みができておりまして、必要に応じて保護者の方にも連絡し、危険回避を図っております。

地域との連携につきましては、今年度、学校支援ボランティア事業を立ち上げまして、不審者情報が入りました場合に通学路の見回りボランティアをお願いしております。また、各校区では地域サポーターなど自主的な団体が児童の登下校の安全確保のために協力をいただいております。

いずれにいたしましても、子供の安全確保には、まずは子供自身が自分で自分の身を守る力をつけること、加えて、保護者、学校、地域の方々等の大人の力で子供を守るしか方法はないわけでございます。

今後は、さらに通学路の安全点検を実施すること、集団下校の徹底、そして最後に1人になる通学路における安全確保の手だての検討を進めてまいりたいと思います。地域の子は地域で守り育てるということで、地域の皆様の一層のお力添えを強くお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 横山善道君。

12番（横山善道君） 再質問をしたいと思います。

きょうでございますけど、新聞に各務原で起きたわいせつ行為というのが載っておったと思いますが、ちょっとお聞きするところによりますと、昨年、この市内富岡でも同じようなことがあったというようなことをお聞きしております。その関連があるのかどうか、そこら辺、御存じかどうかということをお伺いしたいというようなことを思います。

それから、若干前の質問と関連性があるのかもわかりませんが、統廃合等を進める中で、これは将来的なことかわかりませんが、スクールバスというような観点も、その中では安全性が非常に保たれるという部分もありますので、定期バスも含めてでございますけど、そこら辺の考え方はどうなのかということ、その点について再度お聞きしたいと思います。

議長（小森英明君） 小林教育長。

教育長（小林圀之君） 横山議員の再質問にお答えをしたいと思います。

第1点目の、昨年度、この山県市内でもけさの新聞のような行為が、あるいは被害が

あったのではないかとということでございますが、私どもの方ではそういう事実は確認しておりません。承知しておりません。

2つ目の子供の安全確保という観点からのスクールバス等の利用についてはどうかということでございますが、この点につきましても、今後、先ほどの御質問の学校統廃合の問題、あるいは児童・生徒の登下校時の安全確保の問題、あるいは校舎等の対震度、耐震計画等の問題等々いろいろの問題の絡みの中で、こうしたことのスクールバス等の導入につきましても今後の検討課題というふうに受けとめておりますので、御了解をお願いしたいと思います。

議長（小森英明君） 横山善道君。

12番（横山善道君） 今、答弁をお聞きしまして、子供の登下校の安全性というようなことを考えますと、今答弁がありましたとおり、それぞれ子供自身もそうであります。地域、保護者、すべての、私たちもそうありますが、やはりそういう意識を持ち、少しでもこの市内からそういう事件が起こらないよう、やはり未然に防止をするという観点で、我々もそういう点には十分注意しますし、また行政当局の方も学校等を通じながらひとつ御努力をお願い申し上げまして、一般質問を終わりたいと思います。

議長（小森英明君） 以上で横山善道君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位7番 田垣隆司君。

5番（田垣隆司君） 山県市過疎自立促進計画について質問をいたします。

旧美山町の地域は平成14年度に過疎地域に指定されまして、地域の自立促進を目指して有利な過疎債の活用による社会資本の投下によりまして、他の地域との均衡ある発展が法のもとに位置づけられました。

合併後の16年度において山県市過疎自立促進計画が策定され、平成17年度から平成21年度までの事業計画では、農林業施設整備、地場産業の振興、観光レクリエーション施設、市町村道及び橋梁改良、林道開設、ケーブルテレビ整備、上水道、合併処理浄化槽整備、中学校校舎改築、西武芸公民館改築等の多くの事業が計画され、地域の振興を図る上から大変期待をいたしているところであります。これら全体計画の概算事業費はおよそ98億円が見込まれておりまして、既に完成した事業もありますが、実施計画に基づいた着実な事業展開が求められるところであります。

平成17年度には10億5,000万円の事業計画ですが、この事業の進捗状況について、企画部長にお伺いいたします。

議長（小森英明君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 田垣議員の御質問にお答えいたします。

本市では、旧美山町の区域が過疎地域に公示され、平成17年度から平成21年度を期間として、過疎地域自立促進計画を策定し、地域の振興を図るために各種に事業を計画しております。平成17年度分の計画では、産業の振興に係るものとして日原林道を初めとする林道の改良や農業施設の整備、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進のために出戸線を初めとする道路の改良や上島・日永段林道の開設、ケーブルテレビの整備、生活環境の整備のために上水道施設整備事業、合併浄化槽設置に対する補助、防火水槽や小型動力ポンプなど消防施設の整備充実、教育の振興のためにスクールバスの購入などを計画しております。

林道の新設改良は7路線の計画のうち4路線を、道路改良は13路線の計画のうち9路線を実施しております。ケーブルテレビの整備は御存じのとおり終了しております。上水道施設の整備、合併浄化槽設置補助事業も順次進めております。消防施設につきましては、防火水槽、小型動力ポンプ、積載車の整備を進めております。これらの中には継続事業もあり、順次事業を実施しております。

過疎計画に基づいた事業は、比較的有利な起債である過疎対策事業債を財源として地域の発展振興を図る事業を実施しようとするものです。これにより、17事業を起債対象事業として、およそ1億9,600万円の起債を要望しております。しかし、ケーブルテレビ整備事業や水道施設整備事業、合併浄化槽設置補助事業や農業施設整備事業は、過疎対策事業債以外の起債や補助金で事業を実施しております。

本年度の現在までの進捗状況は、事業種別ごとの増減はありますが、計画が10億5,000万円に対しまして、実施は13億7,000万円となっております。

今後も、昨年度に策定しました上位計画である第1次山県市総合計画と整合性をとりながら、昨今の厳しい財政事情の中、地域の均衡ある発展を図るため、今後も各種の事業を実施していく予定です。また、本計画の追加や変更につきましては、必要な都度見直しを行い事業展開を図ってまいりますので、御理解をお願いいたしまして、答弁いたします。

議長（小森英明君） 田垣隆司君。

5番（田垣隆司君） 事業ごとに見ますと翌年度にローリングされた事業もあるようですが、ただいまの説明では積極的な姿勢が打ち出され、大変好ましい状況でございます。この過疎法は21年度までの時限立法でありまして、旧美山町は山県市となったことから、22年度からは過疎がなくなることが考えられます。大変厳しい財政事情とは存じますが、計画に沿って一つ一つ着実な事業の実施をお願いすることが少しでも地域の発展と住民福祉の向上につながるものと存じます。

この計画では、17年度温泉掘削調査費が1,000万円計上されておりますが、3月の定例会では、この温泉施設及び北部地域振興活性化事業についての一般質問に市長は積極的に推進したいと答弁をしていますが、その後何の進展もなく、計画が1年おくれたことになります。

以下、河口議員の質問と重複するところがございますが、過疎計画の中ではこの温泉施設の事業が一番目玉の事業でありまして、大変有効な事業と存じます。北部の発展は、市のまちづくり計画にありますように、第一に道路整備と産業団地の誘致、また、総合運動公園の整備であると存じます。北部の発展という意味からは、温泉施設は絶対値ではございませんが、交流人口の増加は地域の活性化には極めて大きな役割を果たすものと存じます。特に、合併後北部の方々には地域感を抱いて生活をしております。北部の方々も地域の振興策について何とか対処しなければいけないと考えているところですが、実際のところ妙案がないのが本音でございます。

このたび過疎計画においてせっかく温泉施設の建設計画を打ち出されましたので、どうかこの実現に向けて、地域の方々とは十分な協議を行い積極的な対応をお願いするものでございます。地域の方々もこの施設の設置には大きな期待を寄せております。ただいまの企画部長の答弁では、地域の均衡ある発展を図る上から今後も各種の事業を実施すると、大変心強い答弁をいただきましたが、特に温泉施設設置を含めて、過疎計画全般の推進について、市長の御意思のほどをお尋ねいたします。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） 田垣議員の御質問にお答えします。

第1番には温泉施設整備ということのお話でございます。確かにこの問題につきましては、第1回定例会におきまして、担当部長からも私からもそういった過疎計画にのっかって積極的に進めていきたいという答弁をしておることは事実でございますし、以来、何もせずに経過したというような話もございますが、それらにつきまして、温泉計画を進める上におきましては、近隣市町村の温泉の開発状況等もいろいろ調査しておるわけでございますが、山県市としてどんな形のものに持っていけるか、そしていろんな採算性の問題もあろうかと思っておりますが、そういったことでなしに地元の山県市全体の福祉政策にもなるんだらうということも十分考えられます。そういったことでございまして、その辺を含めて十分に慎重に対応していきたいということをおかねがね部内では考えておるところでございます。

私としましても、部内でいろいろ検討を重ねた結果をどんな形で持っていくかということについて、これから十分検討していきたいと思っておりますし、先ほどは河口議員からも

そういったお話がございました。答弁としては非常に物足らんというようなふうにおとりかと思いますが、その辺も含めまして、今後のあるべき姿がどうであろうかというようなことも含めて、本当にその地域に密着したそういう形のものになれるかどうかということも十分に検討する必要があるかと思っております。大事業でありますので、その辺も含めて十分検討してまいりたいと考えておりますので、御了承のほどお願いしたいというふうに思っています。

過疎計画全般につきましては、年度に限度がございます。そういったことで、それまでのうちに十分対応していくべき諸般の問題がたくさんございます。そういったことでございますので、本年度までの全体計画、進捗状況等も説明をしましたが、過疎債の有利な活用ということでございますので、そういった面も十分考えながら行っていきたいと思いますし、本年度は市道出戸・相戸線道路改良工事だとか、あるいは日永林道の開設工事だとか、そういった林道整備も進めておりますし、消防施設等の小型ポンプなどの整備も実施しておるところでございます。そういった過疎計画全体の問題も含めまして、今言いました温泉計画も十分検討課題にしておるわけでございますので、その辺も御了承願いたいと思います。

財政上非常に厳しい時代ではございますが、有利な起債事業でもございますので、こういったものを活用して計画を着実に推進させるために必要な見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。今後とも特にそういった地域の皆さん方の御協力もお願いしながら計画を進めてまいりたいというふうには思っておりますので、よろしく御願いたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 田垣隆司君。

5番（田垣隆司君） 過疎計画について着実に推進したいという市長の答弁でありまして、よろしく願いをいたしたいと存じます。

過疎計画には美山中学校の建設が計画されていますが、関連をいたしまして、美山中学校校舎改築事業については、旧美山町当時、美山中学校の建設場所は環境に配慮して富永地区に候補地が求められましたが、南部地域からの現中学校の位置にされたいとする意見によりまして白紙撤回になった経緯がございます。

市長は、先般、現中学校の位置に建設をすると発表されましたが、現在も富永地区に建設を求める意見があります。現有地に決定した理由を地域の方々に説明して御理解を賜ることが大切と存じますが、この点を伺います。

また、中学校校舎の建設については、静かなところで勉学に励める環境に配慮した建

設が求められるところでありますが、この点につきましても市長にお尋ねをいたしまして、質問を終わりたいと思います。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えいたします。

田垣議員の美山中学校の建設場所についての御質問でございます。

今、一部でそういうような異論があるようなお話も聞きましたが、私としましてはそんな話は伺っておらんのが現状でございます。

この現有地に決定した理由といたしますと、まずは、第1には、現在美山中学として現存しておる場所でございます。そういうことで条例設置しておる校舎、学校でございます。そういうような面でその位置がどうかということについていろいろ検討はさせていただきました。いろいろな問題で、進入路の確保とか駐車場が借地であること等の理由で校地の拡張をお願いしたいというようなことを思っておりますが、周辺環境としましては、前方に清流もありますし、右側、後方には、緑豊かな山々が連なっておりまして、自然環境も極めて豊かでございます、文教施設の立地としては大変好条件であると考えております。

そんな中で、2つ目には地域の方々の拠点施設になっているところから、社会体育活動等各種の利用も高い頻度であります。そういうことで、地域の要望もございまして、また、地質につきましても安定しておりまして、国道256号及び418号にも接し、交通の利便性も大変すぐれておると私は思っております。そうした中で各方面の方々の代表による美山中学校整備推進委員会を設置し、過日9月8日に開催の会におきましては、この現有地での改築の協議をお願いしましたが、場所についての異論はございませんでしたし、先ほど申しましたように、進入路の確保とか社会体育にも使える規模の体育館に等、いろいろ要望事項はございましたが、そういうことで、位置についての異論はなかったかと私は感じております。

また、美山地区の連合自治会長さんもせんだって市役所の方においでになりまして、美山中学校の建設に関して、要望の中で建設地につきましては、現在の地において改築要望ということで承っておる次第でございます。私も高富中学が改築が進む過程におきまして、次は美山中学の改築だということに意識しまして、地域の皆さん方の御意見をそれぞれの方から昨年来ことしにかけて、いろいろの皆さん方にもお尋ねしてきたところでございますが、現在地が最もふさわしいのではないかとということに結論が出たということで、今回は現在地におきまして、若干の校地の拡張ということで地権者の御協力もお願いする必要があるかと思っておりますが、そんなことを含めまして現在地で美山中学

の改築に向けて進んでまいりたいというふうに思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（小森英明君） 以上で田垣隆司君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位 8 番 尾関律子君。

2 番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております 2 点について質問をさせていただきます。

1 点目に、子育て支援について、保健福祉部長にお伺いをいたします。

子育て支援については、ことしの 3 月の定例会においても次世代育成支援の行動計画について質問をさせていただきました。その折に、子育て支援センターを設置し子育ての相談や子育ての情報の提供をしていくと答弁をされ、今年度 4 月より子どもげんきはうすに子育て支援センターが開設されました。今、さまざまな相談などに対応されております。このように子育て支援のサービスが早々に推進されたことは、山田市は子育てに積極的に努力をされ、次代を担う子供たちによりよい環境を整えていると思えますけれども、次世代育成支援行動計画の「やまがたっ子すくすくプラン」にあります休日保育、病後児保育、一時保育などの保育事業は、現在まだ実施されておられません。21年度を目標とされていますが、より早くの実現が望まれていると思えます。

そこで、このような保育事業の進捗状況はどのようでしょうか。お尋ねをいたします。

また、今、学校教育の施設整備が推進されておりますが、保育事業における施設及び環境整備の計画はどのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

次に、今実施されている放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブや児童みちくさクラブについてですが、年々利用される方が増えてきております。放課後児童クラブは高富児童館と子どもげんきはうすで実施されております。15年度の利用者数から見て、17年度は、現在までですが、ほぼ 2 倍近くの利用者となっています。また、2 つの児童館以外で実施されている児童みちくさクラブにおいても、16年度から17年度現在までに 1.7 倍ほどの利用者となっています。子育てされている家庭においては、重要な役割を担っている事業であると思えます。

そこで、年々利用者が増加している状況で、今後の施設の充実及び指導員の拡充についてどのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 尾関議員の御質問にお答えいたします。

子育て支援につきましては、少子化が進む中、子供を安心して産み育てていける社会

づくりを目指し、一層の充実が必要と考えております。

さて、次世代育成支援行動計画は、議員おっしゃるとおり、15年度に意向調査、平成16年度に計画策定をし、平成17年度から21年度までの5年間に目標量を設定して計画の実施、評価を予定しております。当然その中の事業に、休日保育、病後児保育、一時保育なども含まれており、平成15年度実施の意向調査におけますニーズ量をもとに目標量を設定しております。

平成17年度、今年度におきましても、議員御承知のとおり、子育て支援センターを開設して各種の相談業務を行っております。

18年度におきましては、保護者の仕事等の理由によりまして平日の夜間または休日に児童を預かる夜間養護等事業や、育児疲れや疾病などで児童の養護が困難である家庭の児童を預かる短期入所生活援助事業が開始できますように現在準備を進めているところでございます。

また、施設的环境整備等につきましても、当然、安心して預けてもらえるように、あわせて効率的な整備を推進していきたいと考えております。

続きまして、放課後児童クラブや児童みちくさクラブ、いわゆる学童保育、留守家庭児童会などとも呼ばれておりますが、ますます多様化する社会の中で、仕事と子育てを両立させるために大変大きな力を持っておりますし、子供が個性的に豊かに過ごせる生活の場としても極めて重要な役割を果たすものと考えております。

現在、高富と富岡地区におきましては児童厚生施設、伊自良においては専用施設、そのほかの地域については地区公民館で実施をしまして、平日においての利用は、合わせて1日100人を超える小学生が利用しております。

今後におきましても、対象が小学生であることから、教育委員会とも十分協議をしながら指導員の拡充を図っていききたいと考えますので、次世代育成やまがたっ子すくすくプランの推進、実施につきましては一層の御指導を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） 今御答弁いただいた中に、18年度に向けて開始の準備をされているという御説明でございました。夜間養護等事業と短期入所生活援助事業ということについて、具体的にどのように進められるのか、お尋ねをいたします。

また、施設的环境整備についてですが、効率的な整備の推進というように今お答えがございましたが、今後の計画はどのようでしょうか。また、学童保育について、指導員の充実を図っていききたいとのことですが、どのように進められていくのでしょうか、お尋

ねをいたします。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 尾関議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の夜間の養護事業につきましては、先ほど申しましたように、保護者の仕事等の理由によりまして平日の夜間は6時から10時まで、または休日に家庭において児童を養育することが困難になった場合、山県市内の施設において生活指導、食事の提供を行うものでございます。もう一つ、短期入所生活援助につきましては、保護者の方の病気等によりまして家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、短期間、半月とか1週間、2週間というようなスパンでお預かりする事業でございます。

施設の環境整備についての内容でございますが、もちろん効率的な環境整備を目指しております。園児の安全面とか緊急性の高いところから、随時小規模な修繕を計画的に行っていきたいと考えております。

そして、3点目の指導員の拡充、充実につきましては、指導員には特に現在のところ、資格の有無については指導員の採用条件に入れていないのが現状ではありますが、指導員の定期的な研修というものは今後実施をしていく予定でございますし、また、地域のことを一番よく知ってみえます地域のそういう教育関係のOBの方などを広報によって募集していったり、そして、今後は指導員の方の資格要件というのいろいろな必要というような検討もなされているというふうに聞いておりますから、できる限り拡充を含め充実を図ってまいりますので、どうか御理解のほど、よろしく願いいたします。

議長（小森英明君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） 今御答弁いただいたように、夜間養護事業、また短期入所生活援助事業の開始ということで、子育て支援のサービスというのがより向上されるということだと思います。また、施設の環境整備の方ですが、建物だけでなく、また駐車場等の確保も安全面の整備に含まれていると思いますので、早々に考えていただきたいと思えます。

学童保育の指導員の充実ということですが、行政と地域と方々のともに助け合う共助ということが必要かと思えます。学童保育に少しでも手伝っていただけるボランティア、あるいはサポーター等の登録なども考えていただき推進されることを提案させていただいて、次の質問に移らせていただきます。

次に、2点目の乳幼児医療費助成の拡大について保健福祉部長にお伺いいたします。

本市の乳幼児に対する医療費助成は、通院、入院ともに小学校就学前までの乳幼児全員が対象となっております。これは、岐阜県の乳幼児医療費助成制度に本市が単独で3

歳から就学前までの通院費を助成している制度です。子育て世代の家庭にとって、乳幼児の医療費助成は重要な役割を果たしていると思います。この助成制度を県では18年度より就学前までの通院費の助成実施に向けて検討しているということです。そうなれば、本市の単独事業としての費用は上乘せをし、学年齢の拡大ができるのではないのでしょうか。

国保の医療費の統計から見ても、1歳から4歳までの受診件数と5歳から9歳までの受診件数はほとんど変わりなく、10歳から14歳までの受診件数は減少していきます。ゼロ歳から14歳までの医療費の占める割合は全体の6.2%程度です。この状況から見ても、小学校の低学年までの医療費の助成は、子育て世代の家庭においてとても重要な支援であると思います。

近隣の市町では、単独事業として医療費助成を小学校2年生まで、また小学校3年生まで、あるいは義務教育終了までと拡充されているところもあります。乳幼児の医療費助成の拡大についてのお考えをお尋ねいたします。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 尾関議員の質問にお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、平成15年度に実施した次世代育成支援に関する意向調査の結果からも、市に望む子育て支援施策の中で、児童手当等の経済的な支援の充実を望む声が多いと認識をしております。

現在、県では、限られた予算をより効果的かつ納得性のある形でできるように、真に必要な人に対する支援という視点に立って、福祉医療制度の見直しを進めているところです。

県の乳幼児医療の就学前までの助成の拡大については、市町村に対する重度心身障害老人及び重度心身障害者の補助率を今の3分の2から2分の1に引き下げて、それによって得られる財源を乳幼児医療の拡大に充てるという考えを示しております。

県が乳幼児医療を拡大することにより、市が単独で行ってきました事業費の負担は減りますけど、重度心身障害老人等の補助率の引き下げによりまして、市の負担は増えます。その金額はほぼ同額であり、本市にとって財政的な余裕ができるわけではないと思われれます。

また、福祉医療制度の全般的な見直しとして、県は新たに精神障害者や父子家庭を助成する方向であり、その助成額は現在予測できない部分もあります。さらに、障害者自立支援法の施行によりまして、従来は公費の負担でありました知的障害者援護施設入所者に対します医療費につきましても、福祉医療の助成対象に新しく加わります。

さらに、市単独で乳幼児医療費の助成をする年齢を引き上げるには、財源確保が課題となります。

以上のことから、福祉医療制度の目的であります社会的、身体的なハンディを背負っている方々に対する直接的な経済支援を継続していくためにも、全体としてのバランスのとれた福祉医療制度にする必要があり、対象拡大は現在のところは考えておりませんが、子育て支援としての今後の検討として、重ねていろいろ考えていきたいと思っておりますので、どうか御理解のほど、よろしく願いいたします。

議長（小森英明君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） 今、福祉医療制度のバランスをとっていくということでございましたが、とてもそれは大切なことですので、推進していかなければならないと思います。そのような状況の中での乳幼児医療費の助成の拡大には財源確保が困難というお答えでございましたが、今の社会情勢の中で、市の財政を一家庭と考えてみますと、一家の家計を預かる多くの主婦は安売りをチェックし、工夫をしてやりくりをしております。子供の医療費を削るということはできないことだと思います。市の子育て支援施策としていま一度歳出の見直しをしていただき、何としても医療費助成の対象者の拡大をされるのが少子化の流れの中にあって次の世代を担う子供たちを支援していくことができると思いますが、この点について市長のお考えをお聞かせください。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） 尾関議員の御質問にお答えします。

乳幼児の医療費の助成拡大という観点でございますが、大変重要なことでございます。先ほど担当部長からも御説明しましたように、県では、市が上乘せで就学前までやっておった年数まで県で対応するというところで、乳幼児医療の助成はそういう形になりましたが、先ほど申しましたように、財源的に見ますと、県では今までの重度心身障害者とか重度心身障害老人等の助成につきましては、実は3分の2から2分の1に変更になった。これは御存じのことと思いますが、そういった面を勘案しますと、財政的にはどうか、財源的にはほぼ同額になるというふうな形になるわけです。

そうですが、乳幼児のそういった医療費の拡大ということにつきましては、大変重要なことでございますし、今御提案がございましたが、この辺につきましては、もう少しいろんな状況を判断しながら検討していきたいというふうに思っておりますが、いろんな試算をしてみますと、先ほど議員が御指摘になりましたような年齢によってもそういった状況が変わってくるという点もございますし、その辺もいろいろ勘案しまして、市としてどのくらい対応できるかということ等につきましても、もう少し時間をかけて慎重

に対応していきたいというふうに思っておりますが、議員御発言のございましたそういった拡大につきましても、そういった面を含めて検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小森英明君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） 今、市長より前向きな答弁と受けとめられる答弁をいただいたと思いますが、早期に実現に向けての検討を期待してまいりたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（小森英明君） 御苦労さまでした。

以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で2時20分まで休憩します。

午後2時03分休憩

午後2時20分再開

議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、通告順位9番 吉田茂広君。

1番（吉田茂広君） 議長から御指名をいただきました。笑いと健康事業について、そして市の文化振興について、2点について御質問をさせていただきます。

それぞれ、教育次長、それから助役に御答弁を願いますけれども、本日予定どおりに会議が進行しますと、教育次長、それから助役とも、最初に御登壇いただいて、きょう最後の御登壇になります。舌の回りもまだ滑らかではないと思いますので、どうぞごゆっくりと丁寧にお答えをいただきたいなというふうに思っております。

去る10月8日、花咲きホールにて三遊亭歌之介師匠の落語会が開催されました。私も個人的に落語が以前から大好きで、本当に子供のころから落語が好きで、非常に楽しみにしながら出かけました。さすがに笑いのプロというのは本当に大したもの、私は一番後ろの方に座らせていただいたんですけども、話し声も大きいんですが笑い声も非常に大きくて、前に座られた方にちょっと御迷惑をかけたかなと思うぐらい大笑いをさせていただきます。ただ、そのときの出来事が非常に大きな参考になりまして、尾関議員が9月議会で御質問をされましたけれども、私もこの事業を本当に大事に育てていかなければならないと、そう思いまして、質問をさせていただくことにいたしました。

本12月議会で、国民健康保険特別会計7,100万円余り、そして老人保健特別会計1億7,800万円余りが追加補正として上程をされております。各担当課にお尋ねをいたしまし

たところ、いずれも医療給付費の増加が原因だと、そういうお答えでした。

人間だれしも、それを意識するしないにかかわらず、日々健康に暮らしたいと願っております。その健康に対する考え方、いわゆる健康観がここ数年の間はかなり変化してきたように思います。ただ単純に長生きをするという量的な条件から、それから、生きがいを持って前向きに人生を楽しむという質的な条件に、ここ何年かの間に変わってきました。もう少し具体的に申し上げますと、病気になった後、病気を治療して健康を取り戻すという考え方から、定期健診などによって早期に病気を発見する、そしてそれ以前に毎日毎日の暮らしに気をつけて現在の健康を保っていこうとする、そういった形で日本人の健康観が大きく変化をしてきています。つまり、治療の時代から予防の時代へというふうに言えるかと思えます。

ただ、そうならざるを得ない背景が現在の長寿高齢化社会の到来、そしてそれに伴う医療給付費の増加、各自治体の予算の逼迫という構図にあるように思います。

今年度初めて、本市で笑いと健康事業といたしまして1,000万円の予算が組まれました。当初、花咲きホール開館に伴い、さまざまなイベントを組んでいかなければなりません。そのためにつけられた予算かなという程度の認識でしたけれども、今回の質問に当たりまして、私なりに笑いと健康の因果関係について調べましたところ、笑いが健康に対してすばらしい効果を発揮するということができませんでした。

第1に、ナチュラルキラー細胞の増加が見られるということでした。このナチュラルキラー細胞というのはいわゆる白血球の一種で、腫瘍細胞、腫瘍細胞というのはがん細胞ですけれども、それを破壊することができ、腫瘍の発生を防ぐ働きがあるとされており、これは実際に臨床実験といたしまして、大阪の吉本新喜劇を18人の方にごらんいただきまして、そしてごらんをいただく前とその後とで血液検査を実施したところ、18人中実に14人のナチュラルキラー細胞が増加したという報告がございます。

次に、ストレスの解消にもなります。それによりまして、血圧の低下、そして心臓病のリスクを低減させる。また、人間、笑いますと腹筋や横隔膜が鍛えられます。それに伴い排便が楽になり、便秘の解消につながると、私が調べた限り、笑いが健康に及ぼす影響というのは本当にいいことづくめでした。

実は、大阪府で今年度より重点方向に向けた取り組みの中で、笑いと健康推進事業という事業がスタートいたしました。300万円の予算がつけられております。これは、大阪府で、笑いが健康に対してどのような影響を及ぼすのか、具体的なデータを学識経験者などから集めようというものです。私がお大阪府の分科会にお尋ねしたところ、そんなようなお答えでした。

ただ、ここで本当に考えなければいけないのは、大阪府が新たに300万円の予算を計上したということです。確かに、人口880万人、一般会計と特別会計を合わせた年間予算4兆2,000億円、本市とは本当に比べるべくもない規模の大阪府ですけれども、ただ、大阪府は財政再建団体に陥るかという非常に苦しい台所事情の中で、むだなお金どころか必要なお金にも事欠くという、そういう中で新たに予算化したという事実があります。それも、重点方向に向けた取り組みとして予算化をしました。

私は、医療を否定することは絶対にできません。現代医療によって、がんが代表される今までは不治の病とされていた病気も、高度な技術によって回復に向かうといったことも事実です。しかし、ふだんから笑うことになれ親しんで、そうすることによって自然と丈夫な体づくりができる。笑うことによって、先ほども申し上げましたナチュラルキラー細胞が増えてがんの抑制につながる、これほどすばらしいことはないというふうに思います。今年度から始めた事業です。イベントをごらんになったほとんどの方から満足をしていただいているということも聞き及んでおります。担当課の方々は初めての事業にもかかわらず、これほど多くの方々にご満足をいただいているということに対して、本当に私も頭が下がる思いであります。

そこで、せっかく始めた事業です。来年度以降どういった形で事業展開をされていくおつもりなのか、教育次長にお尋ねをいたします。

議長（小森英明君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

議員の言われますとおり、笑いが健康に及ぼす効果は医学的にも現在解明されつつあり、まさに「笑う門には福来る」、「病は気から」という感もいたしております。

山口市においても、今年度は文化事業の一環として、6回の笑いと健康事業を展開しているところです。現在まで既に5回の事業を開催してまいりましたが、その内容としましては、第1弾がユーモアあふれる講演と手話で有名な丸山浩路講演会、第2弾が上方落語の桂 文我落語会、第3弾が和太鼓演奏にコミカルな創作マイムを盛り込んだ舞太鼓あすか組コンサート、第4弾が江戸落語の三遊亭歌之介爆笑ライブ、第5弾が清水ミチコトーク&ライブ、以上5本の事業を展開し、来年3月には和泉元彌狂言会を予定いたしております。いずれの公演もお客様の反応はよく、一様に笑いの後の爽快感を感じておられた様子が見受けられました。

そこで、御質問の来年度以降の笑いと健康事業の展開はということですが、来年度の事業といたしましても、アンケート結果等々を考慮しつつ、今後幾つかの事業を計画していく中で、笑いと健康をテーマとしたものも企画してまいりたい、そしてナ

チュラルキラー細胞の増殖がここ山県市から発信できますよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともさらなる御理解を賜りまして、答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 吉田茂広君。

1 番（吉田茂広君） ありがとうございました。

笑い与健康という事業は、文化課の所管事業でございます。ただいま教育次長から御答弁をいただきましたけれども、文化的な側面もある一方、健康につながるという社会福祉の一面も持っております。

そこで、土井保健福祉部長にお尋ねをいたしますが、来年度、この笑い与健康事業に対しまして、保健福祉部としての御所見をお伺いいたします。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

現在、健康課では、健康づくりを目的として今年度第1回目のふれあい健康フェアを開催いたしました。そして、健康づくり市民講座といたしまして、ウォーキング講座を年3回ほどやっておりますし、生活習慣病の予防講座、また、エアロビクスを取り入れた運動講座などを開設しております。笑うことは体の免疫力を高め、いろいろな病気を予防すると言われております。まさしく、むだがあるようでむだがないと私どもは考えております。健康課としましても、各種保健事業においてかかわる市民の皆さんに教育委員会のこの笑い与健康事業を紹介し、大勢の方が参加されるように働きかけ、またPRをしていきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（小森英明君） 吉田茂広君。

1 番（吉田茂広君） ありがとうございました。

続きまして、市の総合的な文化振興につきまして助役にお尋ねをいたします。

文部科学省が平成14年から毎年約200億円の予算で文化芸術創造プラン、新世紀アーツプランとありますが、そういう事業を行っております。その目的は、文化芸術により人間の想像力を涵養し、人々の共感をもたらし、協働・共生社会の基盤を形成するとともに、個々人の自己形成に資するものであるというふうなうたっております。文化芸術は、目に映るものや心に浮かぶものを目に見える形で心の中につくり上げる想像力を養成すると言われております。

その実例として、皆さんにおなじみの放浪の画家山下 清画伯の例がございます。簡単に御紹介をいたしますと、テレビドラマの「裸の大將放浪記」では、放浪先で絵をか

き、さまざまな感動を残すストーリーとなっておりますけれども、実際の放浪ではほとんど絵をかいておりません。旅先で見た景色、きれいなものなどを自分の脳裏に鮮明に焼きつけ、実家や八幡学園、これは画伯が通った養護施設でございます、そこへ帰ってから、自分の記憶によるイメージをかいていたのであります。数カ月間、時には数年間の放浪生活から帰った画伯は、その御自身の驚異的な記憶力により、自分の脳裏に焼きつけた風物を鮮明に再現しておりました。もっとも山下 清のフィルターを通したイメージは実際の風物よりも色鮮やかで温かい画像となって、それが独特の張り絵になっていったわけです。彼の日記にもそのことが書かれております。「僕は放浪しているとき絵をかくために歩き回っているのではなく、きれいな景色や珍しいものを見るのが好きで歩いている。張り絵は帰ってからゆっくり思い出してかくことができた」と述べております。

きれいなものを見て、ああ、きれいだなと素直に感動する。感受性の豊かな子ほど顕著にあらわれる傾向と言われます。山下画伯はその典型のような人だったのでしょう。

また、特に文化芸術の持つ特性として、人間の持つ破壊的なエネルギーを創造活動に振り向けることにより、激しい感情や衝動を制御するという働きを持っており、青少年の育成や人間の精神面の安定を保つ上で大きな効果があると言われております。

最近私は1冊の本を読みました。碓井真史という人が書いた『なぜ「少年」は犯罪に走ったのか』という本です。これには、17歳で犯罪を犯しました佐賀のバスジャック事件、そして、同じく17歳で岡山の金属バットの殺人事件、そして、15歳で大分で一家6人殺傷事件を起こした子供さん、そういった少年犯罪が心理学の立場から描かれております。それらの子供にほぼ共通する事項として、他人との接触を極端に避け、自宅で映画やテレビゲームばかりを相手にして、実際の人間との交流がないまま生きるという、そういう傾向があるように見受けられます。飽食の中で物質的には何不自由ない生活を送ることができる分、精神的な充足がなかったということではないでしょうか。すぐれた文化に触れ、社会に触れ、そして人と人との触れ合いの中で、その破壊エネルギーを創造エネルギーに昇華することができなかつたことが大変悔やまれます。

私も恥ずかしい話ですけれども、文化的な素養をほとんど持たないまま育ちました。ただ、最近になって、四十の手習いではありませんけれども、例えば、食文化、スポーツ文化、そして、いわゆる芸術文化など、さまざまな文化に積極的に触れようとしております。そのきっかけになったのが、先日私が大変尊敬申し上げる方からすばらしいお話を伺ったことでした。プライバシーの関係でお名前は申し上げられませんが、市内に住んでいらっしゃる70を少し超えた女性の方です。「無料だからといって医者へ

むやみに通ってはいけない。ただだからといって乗る必要もないのにバスに乗ってはいけない。それらはもちろん無料ではなく、私たちの子供や孫がかわりに負担するだけなのだから」、そうおっしゃいました。私はたしかこんな話だったと思いますけれども、すばらしい節約の文化をお持ちだというふうに感じました。また、こんなこともおっしゃいました。「人生は死ぬまで勉強だ」と。「私もまだまだ知らないことばかりだから、もっともっと勉強しなくちゃ」、そうもおっしゃいました。

「官から民」、「民間でできることは民間で」とキャッチフレーズのように民営化の流れがありますが、市場原理になじみにくくて採算性が低い文化芸術活動には、積極的かつ安定した財政支援を行う必要があります。そして、その原因としましては、多大な資金が必要なこと、本事業による収入が余り得られないことなどから民間では困難な活動であります。

本物の芸術文化に触れ、体験し、人生を豊かに過ごそうとすることに年齢制限はありません。山県市民憲章は、「教養と文化を高め、豊かなまちをつくります。」とうたっております。教育面だけでなく、社会福祉の面からもこれから山県市を担う子供たちから御高齢の方々、そして、それこそ山県市民全員のための今後の文化振興施策について、助役から御答弁を願います。

議長（小森英明君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） 吉田議員の御質問の文化振興の考え方について、ゆっくり落ちついてお答えしたいと存じます。

吉田議員におかれましては、大変御多忙の折、文化振興について調査研究されまして、本日はまた建設的な御意見をちょうだいしまして、厚く御礼を申し上げます。

お答えします。一般的に物を整備する行政、効率や便利さを求める行政等に対しまして、文化行政は精神的な豊かさを重視する行政を意味すると言われております。文化は人々に優しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、豊かな人間性を涵養し、創造性をはぐくむということになると思います。

今日、凶悪犯罪が後を絶つことがなく、毎日のように発生していることを考えますと、物質的な豊かさがある社会環境の中、さまざまな原因により人々にとって一番大切な心の豊かさや感性が失われようとしている感がいたします。

そんな折、国におきまして、平成13年に文化芸術振興基本法が制定されまして、平成14年には芸術文化の振興に関する基本的な方針を打ち出しております。

そこでは、文化芸術振興の必要性といたしまして、まず第一に、人間が人間らしく生きるために、そして、ともに生きる社会の基盤の形成や、世界平和への礎ということな

どが挙げられておりまして、文化芸術活動がゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものとしております。

こうしたことから、山県市におきましては、平成17年から教育委員会に新しく文化課を設置いたしまして、文化行政を一層推進するよう努めているところでございます。幸いにして、文化の里花咲きホールの開館に伴い、子供のころから本物の文化に触れる機会を得る大切さを考え、さまざまな文化芸術を提供しております。今後、こうした一流芸能、音楽などを鑑賞する機会を提供していくことはもとより、次代を担う子供たちに、芸能、音楽を直接体験できる事業も展開してまいりたいと考えております。

また、先ほど議員の御質問のとおり、今年度は高齢者を含め市民の皆様には笑いと健康をテーマに幾つものステージをごらんになっていただいております。吉田議員初め多くの議員及び市民の皆様には、御来館、御鑑賞いただいております。こうした事業に対しまして、御理解と御協力、御支援を賜っていることに対しまして、深く感謝申し上げる次第でございます。

文化という言葉の持つ意味、内容は、議員御発言のとおり、非常に幅が広く、奥が深いものと思っておりますが、まずは、今まで機会が少なかった芸能、音楽などの鑑賞、体験の機会をより多く企画しまして、市民の皆様の共鳴、参加、協力、実感をいただきながら、文化芸術活動の持つ力を積極的に活用し、山県市全体の活力を高めていけたなら、大変有意義なことであると考えておるところでございます。

願わくは、近い将来、山県市の文化センターの建設を視野に入れ、そこではさまざまなジャンルを取り入れた発表、展示、鑑賞、体験などができる多目的なホールとし、山県市の文化活動の歴史を刻む新しいスタートになればと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小森英明君） 御苦労さまでした。

以上で吉田茂広君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位10番 後藤利丸君。

10番（後藤利丸君） ただいま議長のお許しを得ましたので、通告順位に従いまして、児童の下校途中の安全確保について質問をさせていただきます。

先般、広島県の児童殺害事件に次いで、栃木県においても下校途中の悲惨な事件が発生をいたしておるのであります。偶然にも小学校1年生の罪もない女児が襲われた、まことに残酷きわまりない殺害事件でありました。亡くなられましたお子様に対しましては、本当に心から御冥福をお祈り申し上げる次第であります。

文部科学省の学校安全対策に取り組む担当者は、学校の力だけでは限界があり、もっと地域を巻き込んだ対策が必要と発言し、苦慮されているところであります。

そこで、山県市内の登下校時の児童の安全対策については、地域の住民に行き届いているのでしょうか。殊さら申し上げることではありませんが、事態の重大性を考えたとき、今後、市も一層の対策を講ずることが必要と思われませんが、いかがでしょうか。既に今までに、校内での防犯対策や登下校時は児童に防犯ブザーを携帯させるなど最小限度の対策は講じられてまいりましたが、もはや児童に防犯ブザーを持たせるだけでは、安全対策としては十分とは考えられません。今回の事件のように、人けのないところでの防犯ブザーも効果が少ないと思われまます。

今回の殺害事件を考えましても、民家の密集地での事件と、民家の少ないところでの事件で、双方が対照的であり、そうした中での殺害事件は、双方とも唯一共通点があります。

まず1つ目は、人通りの少ない場所であるということ。2つ目は、住民の目の届かない場所であるということ。3つ目は、ひとり歩きの児童をねらった事件でありました。今後このような事件はあってはならないのでありますが、全国広くとも、次は当地がねらわれているかもしれません。これらすべて大人の責任であることと、すべての住民は児童を守る義務があります。市はこうした問題に真剣に取り組むことの重要性を考え、地域住民にも強く協力を求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

そこで、児童のとうとい命を守るための防犯対策について、次のことを教育長に質問させていただきます。

1つ目は、学校に対する指導について。例えば、下校時のひとり歩きの状況など。

2つ目に、警察署と消防署の協力と指導について。

3つ目に、地域住民との協力体制について。

4つ目に、児童の通学路近辺の点検について。例えば、薄暗い人けのない山道、密集地でも人けのない路地、通学路沿いでの空き家などの点検。

5つ目に、児童が通う通学路の点検について。

以上、5項目について、今後の対策、整備など、質問をさせていただきます。

議長（小森英明君） 小林教育長。

教育長（小林囿之君） 後藤議員の御質問にお答えいたします。

さきの横山議員の御質問でも触れましたが、犠牲になった子供たちの御冥福を心よりお祈り申し上げるとともに、一刻も早い犯人逮捕を願うばかりでございます。このような事件に幼い子供が巻き込まれないような安全確保の対策を一層講じる必要があると考

えております。

そこで、議員御質問の第1点目、学校についての指導につきましては、国や県の通知を踏まえまして、児童・生徒の安全に関する文書を教育委員会から送付しまして、周知、徹底するような指導や、緊急の不審者情報を流す情報連携を行っております。今回も、一人一人の通学路の確認、下校時1人になる地点の確認、下校時1人になってからの安全確保のための対策等について指導し、その結果、ほとんどの学校が、下校時1人になる地点の確認をしており、下校時1人になってからの安全確保のための対策も、各校区の実態に応じて講じていることをつかんでおります。

第2点目の警察署と消防署の協力と指導につきましては、警察署には防犯巡回や不審者情報の交換、防犯教室、防犯訓練での指導、協力をお願いしています。消防署におきましても、危険箇所の巡回や危険情報の連携をしています。また、高富郵便局には配達業務の方が高富郵便局こどもみまもり隊として、地域での児童生徒の安全にかかわって、通報連携などの御協力もいただいているところでございます。

第3点目の地域住民の協力態勢につきましては、従来から市内の各地域に、子ども110番の家の旗を家の前に掲げ、子供たちの安全を見守っていただいている家がたくさんございます。

また、市では今年度の新規事業といたしまして、学校支援ボランティア事業を予算化し、不審者が出た場合には、あらかじめ登録していただいた方に登下校時の見守りボランティアをお願いしています。きょう現在、不審者情報がありました3つの小中学校区で、延べ5回、延べ37人の協力要請による見守りの実施を行いました。

これとは別に、市内には、地域の子は地域で守ろうと積極的に学校をサポートしてくださるボランティア団体が幾つもあり、登校下校時に子供たちに付き添いボランティアとして御協力いただいています。

第4点目の児童通学路近辺の整備につきましては、地元自治会等の御協力、御努力による連携によりまして、街灯の確保等をしていただいているところでございます。

第5点目の通学路の点検につきましては、毎年、学校やPTA、あるいは地元自治会の連携によりまして、市内の全小中学校で通学路の安全点検を実施したり、小学校では通学安全マップの作成をしたりして、児童・生徒や保護者に安全の確保を呼びかけています。

このように、本市では、学校での安全教育や保護者、あるいは地域の皆さん方のボランティア活動、あるいは公機関の御協力等によりまして、子供たちの安全確保がなされておりますが、社会の状況をかんがみますと、これで安心ということは残念ながらあり

ません。

今まで以上に安全で安心な山県市になるよう地域住民の皆様の御理解と御協力を切にお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 後藤利利君。

10番（後藤利利君） 再質問をさせていただきます。

ただいま教育長より、下校途中の安全確保につきまして、5項目からなるすべての回答を賜りましたが、従来から引き続き努力されている面は理解できますが、ここに至って緊急対策としては少し物足りない気がいたします。欲を言えば、もう少し突っ込んだ具体的かつ内容ある御回答をお願いしたいものであります。今回のような残虐きわまりない事件は、近年になってますます増大をいたしておる次第であります。これらの事件を考えますと、もう既に学校側だけの指導では限界があるように感じられます。児童の保護者は当然のことながら、PTAや子供会、育成会、あるいは地元自治会などの連携が最も重要であります。

なお、住民の皆さんには、強力な指導を求めていくべきと考えます。前にも申し上げたように、もっとも重要なのは地域の住民の皆さんに理解を促すことであります。

そこで、再度お伺いいたしますが、自治会などにはどのようなルートで協力を求めておられますか。また、各地域に子ども110番の家がありますが、これらについてもどのような指導あるいは協力体制ができておりますか。また、民間企業など、配達業務を中心に、新聞、牛乳配達者など身近な業者の人たちにはどのような協力をゆだねておりますか。この際、なりふり構わず理解と協力を求めていくことが大事なことであります。あの手、この手といろいろな手段を使っても、これで安心ということはないでしょうが、行政ならばの指導力によって今後絶対にこのような悲惨な事件が再び行われぬよう努力をお願いするものであります。

また、今回のようなひとり下校が問題視される中で、今後学校統廃合を視野に入れて、スクールバスの運行が最も安全かと思われれます。これらを含めて、再度御回答を賜りますようお願いいたします。

議長（小森英明君） 小林教育長。

教育長（小林圀之君） 後藤議員の再質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり、子供の安全・安心のための対策にこれでよしということはありませんので、可能な限りの策を講じることが必要であると認識しております。

そこで、議員御質問の趣旨、幾つかの御提言を今いただいたわけですが、それらも含めて、現在の山県市の安全・安心対策として一番の課題は、いち早い情報の伝

達による情報の共有化ではないかと考えております。既に、学校、警察及び教育委員会のネットワークでファクスによる情報連携はできておりますが、保護者や地域関係者、議員御指摘の自治会とか110番の家等も含めまして、それらの方々への情報伝達、あるいは協力要請をどうするかという問題でございます。

この点に関しましては、内部的には、仮称ではございますが、山県市学校情報配信システムの立ち上げを検討しております。これは、現在既に稼働しております山県市民向けの地震気象防災情報ネットワークシステムを利用させていただけないかということでございます。このシステムにより、教育委員会、または学校から登録をしていただいた方への携帯電話、またはパソコンへ電子メールとして情報伝達、または協力要請をすることができるのではないかと考えているわけでございます。

議員御提案の配達業務関係者への協力要請という問題もあわせまして、これらの問題を早期に検討を進めたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 後藤利利君。

10番（後藤利利君） 大変ありがとうございました。これからは少子化の時代が進んでまいります。ますます子供は大事な我々の財産で、私たち大人は子供の生命を守っていかなければなりません。そのためには、行政指導にゆだねるしかありません。今後とも、行政には大きな御期待をいたしまして、私の質問を終わります。

議長（小森英明君） 以上で後藤利利君の一般質問を終わります。

議長（小森英明君） ここでお諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議はこれにて延会とすることに決定しました。

あす21日は、午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれで延会いたします。大変御苦労さまでした。

午後3時02分延会

平成17年第4回

山県市議会定例会会議録

第4号 12月21日(水曜日)

議事日程 第4号 平成17年12月21日

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(22名)

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利汎君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
収入役職務代理者 会計課長	遠山治彦君	教育長	小林囿之君
総務部長	垣ヶ原正仁君	企画部長	船戸時夫君
市民部長	長屋義明君	保健福祉 部 長	土井誠司君

産業経済 部 長	松 影 康 司 君	基盤整備 部 長	長 野 昌 秋 君
水道部長	梅 田 修 一 君	消 防 長	高 橋 信 夫 君
教育次長	室 戸 弘 全 君	総務部次長兼 企画部次長	和 田 真 吾 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 宏 優	書 記	棚 橋 和 良
書 記	堀 達 也		

午前10時00分開議

議長（小森英明君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（小森英明君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、前日に引き続きまして、通告順位に従い、一般質問を行います。

通告順位11番 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、通告に従って3問質問いたします。

まず最初に、ゴルフ場を残土で埋め立てるという事業の経過や背景について、助役にお尋ねいたします。

まず、1つ、現状についてですけれども、岐阜国際カントリーのゴルフ場の現在の14番ホールあたり、ここを建設残土で埋め立てる問題です。これを第二事業といいます。この業者は森林法違反でことしの2月18日に県の指導を受け、残土の搬入がストップしました。ゴルフ場の残土埋め立ては2002年12月12日付で県によりゴルフ場コース改変協議の承認がされたもので、ことしの12月30日までとなっています。

質問の1ですけれども、森林法違反について、3月議会の答弁は、現在は復旧計画の審査中であることから答えることができないとの連発でした。その後どうなっているのか、簡潔に答弁をお願いします。

2番目ですけれども、違反行為の復旧は、いつごろ、どこが、どのように施工するのでしょうか。

3つ目、第二事業はこれで中止、もしくは廃止されたのか、あるいは継続される余地はあるのか、いかがでしょうか。

2番として、不法投棄についてです。

当該第二事業の埋め立ての業者の西部開発代表山本らは、ことしの10月に、瑞浪での産廃の不法投棄容疑で逮捕、起訴されました。逮捕後の報道などによると、彼らは、山県市、岐阜市など、県内の他の3カ所でも不法投棄したと供述しているとされています。

第二事業の特に当初のころに、地域の住民からは、遠方の北陸や愛知のナンバーの大型トラックが早朝から来ているとか、夜にトラックが来たとか、懸念されていました。

市は、単独で、時には県と検査に入っているから大丈夫といつも答えていました。しかし、どう見ても、被告らが山県市というのは、この岐阜国際カントリーしかないと思

います。

4つ目の質問ですが、市は住民のそのような懸念や声にどう対応したのでしょうか。

5つ目、市はその経緯や状況について、今から振り返ってどう考えているのでしょうか。

6つ目、県警などに適切に情報提供していますか。

そして、3番目ですけれども、第一事業について。

この第二事業に先立って、他の業者がこの谷に重機を用い物を搬入していたこと、これを第一事業といいます。これについてお尋ねします。

7番目ですが、いつからいつまで、どのような経緯と目的で、何を入れたのでしょうか。

8つ目、そもそも市、旧高富町ですけど、これが第一事業を承認などしたからでしょうか。

9つ目、その承認等は、書面的に合併前高富町長もしくは担当の印のある書類なのか、それとも口頭の了解なのでしょうか。

10、この業者からは、いつごろから高富町に接触があり、どれくらいの期間及びどの機関への協議を経て、承認、了解等したのでしょうか。

11番目、かかる事業についての法律違反行為がありました。その説明を求めます。

12、県はそれに対して、いつからどのように関与し、どのように指導、助言したのでしょうか。

13番目、結局その法律違反行為については、いつごろ、どのように対応、処理されたのか。

そして、14、なぜそのことを公表しなかったのでしょうか。

15ですが、その事業者もしくは中心人物は、岐阜市椿洞の不法投棄事件の張本人の正田という人物と理解されるが、間違いはないですか。違うならだれでしょうか。

16、正田であるとして、2004年3月に当該岐阜市の不法投棄事件が発覚した後、国や県、警察にこの第一事業のことを伝えたのでしょうか。伝えていないとしたら、その理由は何ですか。

4つ目ですけど、両方の事業の関係性ということでお尋ねします。

17、当初埋め立ての関連について、第一事業の上にそのまま第二事業の残土が埋め立てられているというふうに考えられますが、それでよろしいですか。

18、仮に第一事業が第二事業のように県の承認手続を得て実行されていたら、すなわち正田らが手続を踏んでいたら、第二事業のような大規模な埋め立てが実行されていた

と考えられるのか、違うのか。

5番目、今後の施策についてですけれども、残土などの埋め立ては各地で問題を起こしています。山田市は市民の健康、環境、財産を守るために、残土の埋め立てに関する条例を制定し、規制すべきではないでしょうか。

以上、お尋ねします。

議長（小森英明君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） それでは、寺町議員の御質問にお答えします。

初めに、現状についての1点目でございますが、3月議会以降の経過につきましては、平成17年6月13日に、事業者である岐阜国際開発株式会社から復旧計画書が県に提出されまして、6月21日付で、県から事業者に対し、復旧計画書を受理した旨の通知がございました。

また、事業者から市に対しまして、無届け伐採面積約1ヘクタールについて、始末書が7月19日に提出されました。

復旧工事の施工につきましては、計画書に基づき、県の指導のもと行なわれております。

2点目の違反行為の復旧の件でございますが、事業者は岐阜国際開発株式会社でございます。工事業者は、市が事業者を確認しましたところ、揖斐郡揖斐川町の有限会社高橋重機であることをお聞きしました。

工期につきましては平成17年12月15日まででございますが、区域内に搬入された瓦れき類の撤去を優先するため、12月12日に事業者から県に工事中止届が提出されまして、現在工事を中止しておるのが現状でございます。

工事内容は、土砂の崩落による防災対策を講じるため、沈砂池を3カ所設置しまして、そして、盛り土部分には段差を設けて植栽を行い、のり面には種子吹きつけなどを行うものでございます。

3点目の第二事業の今後についてでございますが、第二事業は復旧工事が完了した時点で終了となります。

次に、不法投棄についての御質問で4点目でございますが、市の対応状況ですが、当時は高富町でありましたが、平成14年8月16日より、県と合同で月2回の定期パトロールを実施しました。さらに、平成16年3月18日より、市環境衛生課が週2回のパトロールを実施してきました。

また、必要に応じまして、水質検査、土壌検査を実施してまいりました。

5点目の、市の振り返っての考えでございますが、市としましては、不法投棄をされ

たという行為につきましては、現段階では確認しておりません。山県市にも不法投棄されているとの報道でありましたが、現在のところ捜査中であり、警察の動向を見ながら県と対処したいと考えております。

6点目、県警への情報提供でございますが、適切に情報提供しております。

次に、第一事業についての御質問の7点目でございますが、経緯と目的でございますが、岐阜国際カントリー倶楽部のコース改変を目的とした工事を行うためであり、事業者には、県の担当部署と協議を行うよう指導しておりましたが、協議を行うことなく着工してしまいまして、平成12年8月から農地の埋め立てが開始されました。その後、平成14年4月から、谷に続く進入路の工事が開始されました。搬入されたものにつきましては、建設残土でございます。

8点目、9点目、町が事業を承認したか否かの件でございますが、町は承認しておりませんし、そのような文書もございません。

10点目でございますが、事業を承認するまでの協議期間でございますが、平成12年7月から指導を行っておりますが、事業につきまして、町は承認しておりません。

11点目から13点目の法律違反に関する内容等についての御質問でございますが、まとめてお答えしますが、農地が埋め立てられたことに関しましては、無断転用であるとして、工事の中止及び農地への復元を指導していたところ、事業者は工事を中止し、一時転用許可申請書を提出されました。

一時転用は、平成13年4月18日付で県によって許可され、平成15年9月16日に工事完了報告が市農業委員会に提出されましたので、現地を確認した上で農地復元されていることを県に報告いたしました経緯がございます。

次に、平成14年4月からの工事につきましては、問題が発覚した4月より、県・町の担当機関において協議を行い、県担当機関より指導がなされておりましたが、事業者が県の指導に従わなかったことにより、岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則に対する違反行為であるとして、平成14年8月8日付で県より工事中止命令が出されております。

14点目でございますが、公表の有無でございますが、違反行為に対する工事中止命令を出したのは県であり、市がお答えできるものではないと考えております。

15、16点目でございますが、事業者はだれかの件でございます。事業者は岐阜国際開発株式会社でございますが、原因者につきましては、議員のおっしゃるとおりであり、疋田氏に対して協議をするよう、指導してまいります。

県への報告につきましては、一時転用許可時点において原因者を報告しておりましたので、改めて報告はしておりません。

次に、事業の関係性についての17点目の質問でございまして、残土の埋め立ての状況ですが、一部そのような箇所もあると考えられます。

18点目でございまして、第一事業が承認、実行された可能性の件でございまして、開発される規模によって関係してくる法律や規則が異なり、県により行われる承認、許可もありますので、市でお答えすることはできませんが、一般的に、それぞれの実情に即して適正な手続を行っていただければ、承認や許可が得られるものと推察いたします。

最後に、今後の施策についての19点目の御質問でございまして、条例の制定でございまして、山県市では、現在のところ、残土の埋め立てに関する条例の制定は考えておりません。

ただし、岐阜県において、宅地や工場、事業場等の造成地に残土などによる埋め立てをする行為に対しまして、不適正なものが混入されないよう、施行規模によって、施行者の届け出、報告などの義務づけが検討されていますので、条例制定されれば山県市も準用しながら適切な行政指導を行うことができると考えております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、再度助役にお尋ねします。

まず、今の答弁で、岐阜市の不法投棄の場合に、足田らが怖い、あるいはいろいろ圧力があって厳しい指導をしなかったということがよく報道されています。そういった結果、椿洞に約56万立米という事実をつくってしまったと、多くの人はこう認識しています。

私は、今の答弁にありましたように、当時の高富町が法律違反を見つけ、県とともに指導し対処したことで、岐阜市の椿洞と同時進行で行われていたかもしれない不法投棄を防ぐことができた、これは評価してもいいというふうに思います。

ただ、このゴルフ場の埋め立ては、昨年8月で20万立米埋め立てたと山本が言っていました、ことし2月にストップするまでに、多分30万立米は入っています。ここに一部とはいえ不法投棄した疑いが非常に濃厚になってきたわけですね。とりあえず、今は県警の捜査を私も待ちたいと思います。

そこで、具体的に質問ですが、まず、1つ目、先ほどの答弁では復旧工事について中止されているということでしたけれども、今後一体いつになったら復旧工事が完了し、ゴルフ場の会社や山本らの残土埋立事業が完了するのか、これが一番気がかりです。今後どうなるのでしょうか。

2つ目ですけど、残土条例について、市はつくる気はないという、非常にそっけない

答弁でした。残土というのは、よく問題になるフェロシルト、あるいはその他適法にリサイクル認定された埋め戻し材などもあちこちにあり、こういったものは各地を移動します。県外からも来るわけですね。そういった意味では県条例の必要性は、私も強く思っております。答弁では県の予定する条例に期待するという趣旨でしたけれども、今の市の認識では、今の国際カントリーのようなゴルフ場の埋め立て、あるいは山林や里山などを残土で埋め立てるということは想定されていないというふうにもとれます。

そこで、ぜひ県に山県市長名で要望してほしいというふうに思います。

1つは、まず、そのエリアについては、ゴルフ場だとか、森林とか里山なども含めた岐阜県の県土全体を対象とするということで、山県市をフォローしてほしい。

それから、2つ目、いわゆる物、何を入れるかという物に関しては、建設残土とか、リサイクル認定の埋め戻し材なども対象とするということ。

そして、3つ目には、地方分権の時代、市町村にもその監視権限を県の条例で与えてほしい、そういう条例を制定してほしいということを早急に要望してほしいと考えますが、いかがでしょうか。

議長（小森英明君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） 寺町議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目でございますが、復旧工事の再開についての御質問でございますが、これは、区域内に搬入された瓦れき類がございまして、この瓦れき類の撤去が優先しますので、これが撤去された後、県が撤去の現状を確認しまして、良好であると判断された後に県から工期が示されまして、その時点から復旧工事が再開されることになると思っております。

そして、2点目でございますが、エリアの問題とか、物ですかね、建設残土、あとはリサイクル認定されている埋め戻し材についても対象にするということなどの要望の件でございますが、議員がおっしゃるとおり、エリアはゴルフ場、森林、里山等の県土全体を対象とするということ及び2点目の対象物はリサイクル認定されている埋め戻し材等も対象とするよう県に要望することに関しましては、現在県において条例の内容について検討中であると聞いておりますが、市といたしましても、このような問題は大変重要なことであると認識しておりますので、今後速やかに要望の準備をしてみたいと、かように考えております。

それから、監視権限に関しましては、これは現在のところ、私から申し上げることはできませんが、現在の考え方としましては、山県市土地開発事業指導要綱の中で、この県条例が制定された場合、この条例とリンクするような条項を設けまして、残土等によ

る埋立行為に対する指導を強化するよう検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 率直に思うのは、その疋田という名前を答弁していただけるかどうか、非常に懸念を持っていましたが、正直言って答えていただけたということで、とりあえず時間の関係もあって、次の質問に移ります。

2番目ですけれども、これは市民部長にお尋ねしますが、市の一般ごみの処理計画について、9月議会でもお聞きしました。その後、私は県の情報公開などを請求しましたが、非常に問題が大きいということで、改めて質問します。

私のところには、9月議会以降、なぜそんなに高い方を選択するのか、市長の答弁はおかしいのではないかと、そういった声も寄せられております。この間、私は岐阜県のごみ処理広域化計画を基本方針として掲げている岐阜県に対して、県内各地の同種の計画について情報公開請求しました。そのデータも含めて、前回の質問で整理されたこと、その他を含めて質問します。

1番目ですけど、確認事項ですけれども、現在、おおむね次にまとめる認識でよいかどうか。

まず、山県市が進めている美山の既設の敷地内に建設の場合の建設費は、27億円である。

それから、岐阜市と広域処理の、現在の掛洞のプラントのあたりの場合、約20億円。

それから、岐阜市と広域処理、山県市内に新しい場所を求める場合も約20億円。これは用地費を含むということ。

それから、ごみの運搬費の試算については、掛洞プラントと市の既存施設までとの比較では、市の既存施設が年間139万円高いということ。広域処理で山県市に新しい土地を求めた場合、美山の既存との比較では美山の方が年間で975万円高い。こういった9月議会の整理をしたいんですが、それでよろしいでしょうか。

2番目、ごみ処理施設の維持費は当然に必要、そういった関連ですけれども、施設の維持費はBとCとは同程度に想定できるというふうに思います。

そこで、2番目の質問ですけど、施設の性質からして、10年単位が適当ということで、燃料関係、維持費関係、それ以外に必要と考えられる経費について、それぞれ合計の見込み額、それからそれぞれを比較したときの額と率はどのようでしょうか。

それから、3番目、財源の構成ですが、現在市の進めている美山の計画に関して、県

のデータでは山口市は施設建設費27億6,200万円というふうにされており、これに対する国の総交付金額は9億2,060万円というふうになっています。

そこで、3つ目ですけど、現状で市の推進している単独の場合の最終の交付金額の率は約30%である。これに対して、広域の場合、同率と考えるがどうか。

4つ目ですけど、単独の場合に合併特例債を使ったとしたら、最終の交付総額は幾らになるのか。

5つ目、単独の場合、特例債を使わない理由は何か。

それから、6つ目、広域の場合、山口市分には特例債が可能と考えられるがどうか。

7つ目、いずれの場合も市が特例債を使えるようにするための行政手続というのとはどのようなものでしょうか。

そして、4つ目ですけど、温泉施設などに対する住民の要望は非常に強いものがあります。山口市とこの周辺に、いわゆる温泉や温水を使う施設は少ない状況です。

単独の場合、施設の廃熱などで可能なのは何なんでしょうか。

それでは、広域の場合、温水を使った施設は可能でしょうか。

5つ目、それから、先回の市長の答弁で、非常に岐阜市の動向が怖いというニュアンスがありました。処理場の用地というのを山口市に求める。岐阜市のような40万都市と3万都市の山県で、また大きいごみを山口市に運んでくるのではないか、用地問題は大変紛糾していただくというふうに答弁をされました。今回、市民の生活ごみの処理問題であって、産業廃棄物処理の問題ではない。ですから、市民の受けとめ方は違うのは明らかであります。

そこで質問ですが、大きいごみを山口市に運んでくるのではないかとどのような懸念なんでしょうか。岐阜市がどのようなとてつもない要求をしてくると心配しているのでしょうか。ほかに具体的にどのような懸念がありますか。

6つ目です。じゃ、将来を見通してという観点ですけど、最終的な判断は、トータルで比較してみないといけない、トータルで比較して決めることです。この判断に著しい裁量の逸脱があれば、その意思決定による支出は違法と判断される、そういった状況になります。

そこで、単独と広域の比較で、ごみの運搬費を見ても、将来の維持費を見ても、後者がすぐれるのは明らかです。しかも、その額は、山口市分で見ても、10年で1けたの1億円というよりは、2けたの億円になる可能性がある。

12番、質問です。単なる施設建設段階の経費でも7億円の違いがあります。仮に2分の1を地元対策に使ったとしても、なお余りがあります。それでも市は地元対策、用地

問題が解決困難とする理由は一体何でしょうか。

そして、現在の市の単独の推進は、明らかに山県市、そして市民にとって大きな損害をもたらす選択ではないのでしょうか。

それから、7番目です。9月議会の答弁についてですけども、9月のときに市民部長は、ごみ処理施設の建設費については、報告書以来、具体的な数字は算出していないと答弁されました。しかし、国の要綱に基づいて、県を通じて国に出す書類として、きちり県に提出していたわけです。ここに県から出てきた書類があります。ここに山県市の額がきちり書いてあります。

明白かつ意図的な悪意に満ちた虚偽答弁だと、私はこの県の文書を見て感じました。これは、そもそも議会でそういったことがあるというのは想定できないわけですけど、地方自治法や会議規則、一般質問の通告制度に照らして、議会及び私を愚弄し、著しくかつ侮辱することだというふうに考えます。

なぜそのような答弁をしたのか、釈明を求めるとともに、責任を明らかにしていただきたい。

とりあえず、以上です。

議長（小森英明君） 長屋市民部長。

市民部長（長屋義明君） 寺町議員の御質問にお答えいたします。

1点目の認識についてでございますが、Aの場合とCの場合の建設経費につきまして、委託業務において概略試算を行っております。額につきましては、議員の認識のとおりでございます。しかし、Bの場合の岐阜市と広域処理、掛洞プラントの場合の建設経費については、比較試算は行ってないと認識しております。

ごみの運搬費については、議員の認識のとおりでございます。

2点目の、10年単位の経費の見込み額を比較した場合の額と率でございますが、報告書の数値を参考にしながら試算すれば、Aの場合は26億5,000万円、Cの場合は14億5,000万円となり、単独処理を100%とすれば、広域処理の場合は55%になります。それ以外に必要と考える経費としましては、試算の中に人件費も含まれております。

3点目の交付金の交付率は、広域、単独にかかわらず、交付金対象事業に採択されれば交付金対象事業費の3分の1の交付金が交付されます。

4点目のAの場合、交付金が交付対象事業費の3分の1となり、残りの3分の2については合併特例債を活用します。充当率は95%で、借入額は17億1,000万円で、交付税算入率が70%となっておりますので、地方交付税算入額は11億9,700万円となります。

5点目の合併特例債の活用は、可能であると思われませんが、総務省の一件審査であり、

審査基準が厳しいため、活用できない場合があるかと思われますので、御承知おきをお願いいたします。

6点目の、B、Cの場合、山縣市分には特例債が可能と考えられるがどうかでございますが、広域事業では考えておりませんが、議員御質問の合併特例債の活用は可能と思えます。

7点目の、市が合併特例債を使えるようにするための行政手続はどのようかでございますが、公共施設の改修整備の項目で申請していこうと考えております。

8点目の、Aの規模の場合、施設の廃熱などで可能なのは何かでございますが、施設内での利用が中心で、場内給湯、燃烧用空気の予熱及び煙突からの白煙防止のための利用方法があります。

9点目の、B、Cの規模の場合、いわゆる温水施設は可能かでございますが、温水施設の規模にもよりますが、一般的には1日のごみ処理能力が100トン以上であれば可能と考えられます。

10点目の、懸念とか心配しているのかでございますが、広域処理の場合、搬入されるごみについては、約5分の4が岐阜市からのごみと想定されますので、岐阜市から多量なごみを山県市内に搬入し、処理することについて山県市民の理解を得ること及び地元の協力について同意を得ることが極めて困難であると思われます。

また、およそ41万人を有する岐阜市と3万人程度の山縣市とでは、岐阜市の意向が強く反映されることも予想されると同時に、仮に一部事務組合の設立についても、長期間を要することが考えられます。

したがって、山県市の状況に応じた施設運営及びごみ処理事業ができないことが懸念されます。

11点目の、ほかに具体的にどのような懸念があるかでございますが、10点目の答弁のようなことが懸念されます。

12点目の、単独処理と広域処理の経費でも7億円の違いがあり、仮に2分の1を使ったとしてもなお余るが、それでも地元対策、用地問題が解決困難とする理由は何かでございますが、用地が決まっていない中で、特にごみ処理施設の建設については地元住民にすれば迷惑施設というイメージが強い施設であること、また、新しい用地での建設については、なぜ私たちの地域につくらなければならないかというような問題などが生じ、地元の理解と協力を得るために長期間を要することが予想されます。

13点目の、Aの推進は明らかに山縣市、そして山県市民に大きな損害をもたらす選択ではないかでございますが、経済的なことも選択肢の1つの要素になりますが、先ほど

詳細に答弁しましたように、地元の理解と協力の同意を得ることが困難であると思われることから市単独を選択しました。

14点目の建設経費の具体的な数字についてでございますが、質問の要旨を一般廃棄物処理施設整備計画策定報告書の策定後において、報告書の見直しを行ったかという質問と理解いたしました。策定後において見直しは行っておりませんので、具体的な数字は算出しておりませんと答弁いたしました。

しかし、策定後において、県へ策定報告書に基づき、循環型社会形成推進交付金の予算要求等の参考概略事業費を提出しております。

私の認識不足から大変御迷惑をおかけいたしました。おわび申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、市民部長に再度質問いたします。

まず、今の答弁の8、9点目ですけど、温水の利用については、単独の場合はごみ処理施設の内部で使う程度しかできない。逆に広域の場合は、市民が利用できる温水プールやふるもできる可能性がある規模だということもわかったと思います。

それから、10から13点目については、岐阜市の多大なごみを山県市内に持ち込むことについて、地元同意を得ることが極めて困難かつ時間を要するという市の見解だということも整理できました。

そこで質問ですけど、まず比較ですけれども、施設整備の基本的な想定でいけば、単独の場合と広域の場合、そして広域のB、掛洞の場合、それから山県市内の場合、BとCを比較すると同じになると認識しますが、それでいいでしょうか。

それから、2つ目ですけど、建設費と維持費についてですけど、答弁からすれば、10年間の維持費を加えて考えると、単独の場合に54億1,000万円、建設維持費ですね。それから広域処理の場合は34億円という数字だというふうにまとめますが、それで質問です。先ほどのすべての経費をとということで求めて答えられた数字は、ほかに諸経費が漏れていないのか、あれですべてと考えていいのかどうかということ、それから、単独の場合の炉の耐用年数、施設の年数は何年と見るんでしょうか。

そして、これは調査をお願いしていましたが、最終的に、いずれ炉は解体して壊すわけですね。廃炉というふうになりますけど、この費用というのはどれぐらいと市は見ているのでしょうか。

そして、3つ目ですけど、財源関係、特例債について、市が特例債を使いたい基本的な意思を持ち、その前提で計画を進めている、しかし全く国が認めないこともあり得る

と、そこまで認識している。それもわかりました。具体的に、実際に単独の場合に特例債が認められる可能性はどれくらいあるのか、あるいは認められない可能性はどれくらいなのか、そこをお尋ねします。

それから、4つ目、特例債の手続ですけど、私は、私の理解として、まず合併の新市建設計画を変更する必要がある、そのためには、国や県との事前の話し合い、そして市の意思決定、そして議会の議決がないと変更できないと考えますが、こういった手続が必要でしょうか。

それから、岐阜市についてですけど、私は、岐阜市は山県市との広域を希望しているということを書きましたが、9月以降、山県市は岐阜市に話し合いに行ったのか、あるいは今後行くつもりはあるかどうかということですね。

それから、地元の確認です。地元同意が大変だということですが、じゃ、実際に広域の場合の地元同意ということを書いたことがあるのかどうか、こういった感触なのか、そこをお尋ねします。

議長（小森英明君） 長屋市民部長。

市民部長（長屋義明君） 寺町議員の再質問にお答えします。

1点目につきましては、用地費を除いた設備費用につきましては、同じと想定されます。

2点目のあとの想定経費については、漏れはないものと認識しております。Aの場合の耐用年数はおおむね20年程度と思われます。

廃炉の費用につきましては、廃炉対象物件が現在存在していないこと及び炉の使用状況、運転状況というのがわからない現状では、今から廃炉費用を想定することは不可能と思います。

4、5点目の、Aの場合、特例債が認められる可能性は、現時点では把握できませんが、活用するように努力してまいりたいと思います。

7点目につきましては、先ほど答弁しましたように、公共施設の改修、整備の項目で申請しますので、必要ないと考えております。

10、11点目につきましては、9月以降岐阜市との話し合いなどは行っておりません。また、今後も必要ないと考えております。

地元の確認についてでございますが、広域は考えておりませんので、打診はあり得ません。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、市長に再々質問いたします。

先ほども確認しました20年の想定であるということだと、先ほどの維持費は広域の場合29億円、単独処理の場合は53億円というふうになるわけですね。そうしますと、広域処理の建設費、維持費の合計は49億円、そして単独の場合は80億6,000万円、非常に大きな違いが出てくるわけですね。1年当たり、単独だったら毎年4億円、毎年ですよ。広域の場合は毎年2億4,000万ほど。これだけの違いが出てくるという答弁でした。

そこでお尋ねしますが、まず経費について、このように単独の場合は非常に高い、合計で見ても60%高いわけですね。これについて、市長は、こういう建設費、そして維持費、この程度の額の違いがあるということ承知して現在の方向を進めているのか、この額を知っていたのかどうかですね。

それから、2つ目ですけど、広域処理ということについて、岐阜県はもう6年前から岐阜県ごみ処理広域化計画という基本方針を出しています。すべての市町村に配ってこれを進めています。こういった中には、岐阜市との広域処理、それから温水施設をつくるか、明確に出てきています。市長はこういう県の広域処理計画があるということ承知していたのか、知っていたのかどうか、お尋ねします。

それから、次ですけど、岐阜市との協議についてですけれども、部長は今後も行く気はないということでしたけれども、余りにも大きな経費の違いがある以上、再度市長は岐阜市に行って、一緒にできる可能性がないのか、確認してくるべきではないのでしょうか。

そして、4つ目、これほど経費の違いが歴然としている、市民の税金の使い方として非常に問題がある、そして市民から監査請求などされた場合に、市の正当性が通るといふふうにお考えなのでしょうか。

以上、質問します。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） 寺町議員にお答えします。

今、いろいろ御質問がございましたが、その前段階としまして、山県市のごみ処理施設につきましては、平成15年12月2日の市の全員協議会でも皆さんの御承諾を得たと思っておりますし、そういうことで進めてまいっておりますし、これから、今お話がありましたように、岐阜市とそういった提携をしてやったらどうかというお話でございますけれども、とても私は物理的にも難しい問題だということ、そういったことで、既にそういった意思決定をしたことにつきまして、今さらそれを変更する気持ちは毛頭ございません。

そういうことで、1番目の質問のように、広域と単独との経費の違い、それは確かにございます。岐阜市と組んでやれば経費的には非常にそういう面が安くつくだろうということは十分想定されますが、できもできんという仕事をそういうことで検討するのも大変かと思っておりますし、広域処理計画ということで、国、県がそういった方向性を指示といいますか、そういうのを求めておったということについては、私は十分知っております。

それから、岐阜市との話し合いを続ける気がないかということでございますが、確かに今申しましたように、岐阜市とすれば、経費も安くつくし、非常にいいという利点は十分あると思います。どうしてもできん問題があるかと思えます。

それは、岐阜市は広域を要するために、山県市でそういった廃棄物の処理の位置といいますか、処分場を提供するよという話もございまして、そうすると、私は、前からも言っておりますように、山県市のごみは山県市で処理するという基本原則ということからいっても、先ほど申しましたように、大規模な岐阜市のごみを山県市へ持ってくる、そういったことで用地を選定する場合におきましても、非常に問題があるかと思っております。

そういった大変難しい問題もございまして、岐阜市も22年以降、掛洞の処理場も改築というような話も聞いておりますが、掛洞の地元におきましては、何で山県市というか、岐阜市以外の市のごみを持ってくるのか、すぐ撤去してくれ、撤回してくれということも市にも申しておるわけでございます。

そんなことでございまして、当時から岐阜市の方の考え方としましても、岐阜市長は、消防施設だとかごみ処理のものは、それは地元で対応するべきものだということで、はっきりとそういう明言をされております。そういうところへ山県市が今さらそういった問題でかけ合うということも大変かと思えますし、現在のところ、22年の3月という期限がございまして、その時点でごみが処理できんというような問題になりましたら、山県市民が非常に迷惑をこうむるわけでございますので、そういう面を十分勘案しながら、経費はできるだけ安くするべきではございますが、十分その辺も今後検討課題として検討を重ねて、できるだけそういった面を安くできる検討を進めていきたいと思えます。

確かに、税金の使い方ということで、私は常に市民の税金を預かって仕事をするわけでございますので、その辺につきましても十分に注意を払って進める必要があるかと思っておりますが、そういうことであれば市民も御了解をいただけるというふうに私は思っておりますので、その辺を特に強調しまして答弁にさせていただきますが、いずれにしましても、現在の時点で新しく用地を求めるといようなことはとても困難でござ

います。産業廃棄物と一般ごみとは違うと言われますけれども、過去に産業廃棄物でもごみでもいろんな問題があって、なかなか1年とか2年という短時間ではそういう処理ができることは、当然過去の例を見ましてもできんというふうに私は思っております。そういった段階でございますので、この際、山県市のごみは山県で処分するという基本原則で進んでまいりたいと思いますので、御了解を得たいと思います。よろしくお願ひします。

議長（小森英明君） 寺町知正君。時間内をお願いします。

13番（寺町知正君） 市長の答弁が想定より長かったので、ちょっと走りますが、3つ目ですけれども、市民保護と多重債務者問題ということで、企画部長、総務部長にお尋ねします。

まず、具体的な対策ということでありますけど、サラ金やカードローンに苦しむ人が増え、自己破産する人は、今や国民の500人に1人と言われていています。最近では、若者が頻りに電話で勧誘されたり、無人機で気軽にカードをつくることができるということから、被害が著しく増加しています。本人の過失というより社会悪であり、一層犯罪の性質が強くなってきています。国でも法律改正が検討されておりますし、つい先日も最高裁で高い利息は違法であるということが明確に決定されています。真に悩む人、苦しむ人を支援することは行政の大きな役目の1つだということで、昨年12月にこの問題を質問し、市の対応を求めました。

そこで、具体的にその後の市の対応を説明されたい。

それから、多重債務者問題が解決すると市にとってどのようなメリットがあるのでしょうか。

市の広報の中で、多重債務者問題とその解決の仕方について、1ページでも割くことに何か支障があるのでしょうか。広報の意義を理解すべきだということで、実行していただきたい。

4つ目ですけど、問題を指摘し解決に導くパンフレットをつくり、各世帯に配ったり公共施設に置く、こういったことは、容易にできる警鐘と、困窮者への手助けです。実行してはどうでしょうか。

2番目、市の認識の整理ということで質問しますけれども、昨年、一般質問のために市と話し合ったとき、どうも多重債務者問題は都市部の問題で、山県市はそれほど都市ではないので大したことはないのではないか、そういった認識を強く感じました。多重債務者問題の専門家は、金融の貸し出しは制度上1件50万円を上限とすることが多い、それがB社、C社、D社と増えていくことで返済のための借金が膨らんで多重債務にな

る、そして、傾向として、次のように指摘します。

都市部は、核家族、個人タイプだから、債務額がそれほど高額に膨らむことは余りない。しかし、非都市部に行くと、財産があり、体面などを重んずる風潮も強いなど、家族や親族がフォローするケースが少なくないことから、本人段階で破綻せず、結局表面化したときには債務額がとて大きくなっていくというふうにあります。

多重債務者問題の抱える重大さは、都市部も周辺部も変わらないということになります。

そこでお尋ねしますが、市内のこれら金融業者の有人の店舗数、無人の貸出機及び店舗の数はどれだけでしょうか。

そして、比較して山口市は都市部ほどの緊急、重大ではなく、被害者は少ないとイメージする根拠は一体何でしょうか。

困窮者の把握を対策に生かすということですが、市税や国保税の徴収の関係で、市は税の滞納者のデータをだれよりも把握しております。

ごめんなさい。議長、時間の関係でここで総務部長の分はカットして、企画部長だけ答弁いただいてよろしいですか。

議長（小森英明君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 寺町議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の昨年12月議会後の市の対応についての御質問でございますが、広報やまがたにクーリングオフ等の消費生活相談関係を2回掲載しましたほか、くらしのカレンダーで、多重債務関係の相談を弁護士相談でと題して、相談日のPRをしております。

また、消費者生活相談の問い合わせにつきましては、弁護士相談、消費者生活センターの紹介をいたしております。

その他、多重債務者対策関係シンポジウム等への職員を派遣し、研修に努めております。

第2点目の、多重債務者問題が解決したら、市にとってのメリットにつきましては、ある弁護士から、多重債務者の過払い金を回収することにより、滞納税の納付、生活保護受給世帯の減少、貧困による犯罪の予防が図れると聞いておりますので、これがメリットと考えております。

第3点目の広報誌への掲載につきましては、前向きに検討してまいりたいと思っております。なお、平成18年1月15日に多重債務110番が開設されますので、広報やまがた1月号に掲載するほか、有線テレビの文字放送にて周知します。

第4点目のパンフレットの配布につきましては、多重債務者問題は、本市だけでなく、

全国的な問題でもありますので、岐阜県消費生活センターで対応していただくよう、お願いしていきたくて考えております。

5点目の市内の銀行を除く金融業者の店舗数についてでございますが、市内には設置されておりません。

第6点目の、山県市で緊急、重大でなく、被害者は少ないとイメージする根拠についてにつきましては、寺町議員との見解の相違ではないかと思われま。

なお、多重債務者の把握は困難でありますので、被害者が多いのか少ないかはわかりませんが、ただ、多重債務者が自殺したり犯罪を起こしたりする悲劇が絶えないことから、重要な問題であると認識いたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時10分まで休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前11時10分再開

議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、通告順位12番 中田静江君。

15番（中田静枝君） 日本共産党の中田静枝です。通告をしております3点につきまして、質問をしたいと思っております。

きょうの質問は、山県市民憲章、今回の一般質問ではほかの議員さんたちも引用されましたけれども、市民憲章の2つ目の「健やかな心と体を育て、明るいまちをつくりま。

まず、1つ目の質問ですけれども、国保にかかわる医療費の高額療養費、また出産一時金の受領委任払い制度の導入をしたらどうかという質問であります。

国民健康保険の高額療養費及び老人医療費の自己負担限度額を超す高額医療費の受領委任払い制度の導入をぜひとも図りたいということで、この国保の高額療養費につきましては、本市でも貸付制度がありますけれども、90%以内という制約もあります。また、老人医療につきましては、この間、1割負担ということで、高齢者の医療費の負担が大幅に引き上げられまして、こうした負担増が患者の負担を本当に重くしているという状況にあります。

この高額療養費などの受領委任払い制度を導入するということは、今の状況の中で十

分可能な方策でありまして、市として、市民の福祉の向上のためにできる限りの方策をとる、その1つとしてとるべきではないかというふうに考えます。

また、この受領委任払い方式につきましては、この山県市におきまして、既に乳幼児の医療費の無料化にかかわりましての現物給付が実施をされておきまして、医療機関の協力が県で得られているわけですが、医療機関の協力というのはこの受領委任払い制度の導入についても得やすいのではないかというふうに考えられます。

あわせて、出産育児一時金、これは1件当たり30万円というものですが、出産後に国保の会計の方から支給がされるものですが、出産時の費用、35万、40万という費用がかかるわけですが、事前に準備するのが大変な若い世代たち、そして親たちだというふうに思うわけです。そういった意味で、これもあわせて受領委任払い方式を導入し、そして親たちは医療機関に出産費用を支払うときにはその30万円を超えた分だけ払えばいいという、そういうふうなやり方にしたら、どんなにか若い親たちを助けることになるというふうに思うわけでありまして。

以上の点について、第1問です。質問をいたします。

議長（小森英明君） 長屋市民部長。

市民部長（長屋義明君） 中田議員の御質問にお答えします。

高額療養費の受領委任払いにつきましては、御承知のように、被保険者が医療機関に高額療養費の受領を委任し、保険者である市が医療機関にその費用を支払うというものであります。この制度の導入に当たりましては、市民税課税世帯、非課税世帯及び市民税課税世帯で一定額以上の世帯の区分による自己負担限度額の相違や、世帯合算高額療養費の支給が年4回以上となった場合の自己負担限度額の変更など、医療機関の理解と協力を得る必要があること、また医療機関に対する個人情報を提供する必要があることから、現制度での受領委任払い方式の導入は困難と考えております。

このため、高額療養費は、自己負担限度額が細分化されていることや、償還払い制度による申請手続や事務の煩雑さの改善について、都市国保運営協議会等を通じまして、国・県に対して制度の改正を要望していきたいと考えております。

次に、出産一時金の受領委任払いにつきましては、助産費と育児手当金としての意味合いから、出生届等に基づきまして金銭給付しているところでございます。出産時のお母様方の負担軽減や子育て支援のため、岐阜県国保連合会と市の共同で出産費資金貸付共同事業を行っております。この制度は、被保険者から相談を受けながら出産に要する費用を支払うための資金を貸し付ける制度です。貸付決定をした場合、国保連合会から請求のあった医療機関に直接振り込みをするものです。当面は現在の仕組みの中で事務

を進めさせていきたいと考えております。今後におきましては、この制度充実のため、制度の周知や事務手続を正確にして迅速に行うように努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 受領委任払い方式にはいろいろ困難なことがあるからということで、導入については非常に前向きでない答弁をいただきましたけれども、そういった困難を抱えているのはどこの自治体でも一緒だというふうに思うわけですが、実際にこの高額療養費の受領委任払い方式を導入してやっている自治体というのは全国に幾つかあるわけでありまして、同じ困難を抱えていながらもそこを克服してやっている、それが非常に住民にとって助かっているという状況です。

新潟県では、たしか全域で、全市町村で高額療養費の受領委任払い制度をもう既に何年も前から導入しているというふうに伺っておりますし、また、最近の話ですと、青森県の青森市でこれを導入したと、ことしの4月1日からさかのぼって実施をするということで、9月ごろに決まったというような情報も入っているわけでありまして。

高額療養費ですけれども、一家の大黒柱であります世帯主の方が入院された場合などに医療費の支払いが多額になりますと、住宅ローンなども抱えておられまして非常に苦しいことになるわけでありまして、一時的に多額の出費というのは非常に家計を狂わせてしまう、また、借金をして用立てなければならぬということになります。

市の貸付制度を利用するにしても、全額というわけではありません。そういう困難を排除していくことがどんなに大事なかなというふうに思います。収入もない状況になるわけですからね。

それから、市の現実問題としてどうなのかなという疑問があるわけですが、この高額療養費の貸付制度によって、利用されて支払いをされた方の場合に、例えば国保税を細分化して、滞納分を努力しながら払っていらっしゃる場合などにつきましても、貸し付けられた分の償還、実際の高額療養費の償還の時期に国保税の滞納を強く迫られるというようなことにも、私は悪用だというふうに思うわけですが、されている状況もひょっとしたら隠れているのではないかなというふうに思うわけですが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

議長（小森英明君） 長屋市民部長。

市民部長（長屋義明君） 中田議員の再質問にお答えします。

国保におきましては、まず国保税を納めているということが大前提でございます。納

めている方に対しまして医療給付を行っております。それから、先ほど言いました高額療養費の受領委任払いですか、この件につきましては、議員も御承知かと思えますけれども、国におきまして自己負担限度額を超える医療費は、現在は償還払いとなっておりますけれども、入院医療費に限り受領委任方式を活用して現物給付することを現在検討するということになっております。これがこうなりますれば全体になると思えますし、県下を調べられておりますけれども、県下の市では現在こういうところはないと、連合会とか聞きましたけれども、ないと岐阜県から話が来ております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 県下では国保の方の高額療養費のあれを実施しているところはないかもしれませんが、全国的にはやっていることです。

それじゃ、老人医療費の、償還払いになっているわけですがけれども、これの受領委任払い制度について、これは県下でも実施している自治体があるのではないかと思います。担当部長、いかがでしょうか。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の再々質問にお答えいたします。

ただいま市民部長の答弁にもありますように、医療機関の理解と協力が必要ですし、また、所得状況等、個人情報取り扱い等がございます関係上、今後の課題として、また、先ほど申しましたように、都市国保のそういう運営協議会の中でいろいろ検討が図られていくと思っておりますし、それに応じて老人保健の方も対応したいと思っております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 県内、高山市などが老人医療の受領委任払い制度を導入しているのではないかなというふうに思っておりますが、3カ月も4カ月も後に本人のもとに戻るといことで、高齢者の方、非常にその分を前もって払わなくちゃならないという状況ですので、改善が必要かというふうに思います。

2つ目の質問に移ります。

これは介護保険の高齢者の負担、保険料や利用料にかかわっての質問であります。介護保険、今度第3期目の見直しの時期が来ているということで、今その作業が行われているというふうに思います。介護保険法も大幅に後退というような形で、国民の負担を増やすというような形で大改悪がされたところでありますけれども、保険料のことに

つきまして言えば、全国的に今度の見直しで、第1号被保険者、65歳以上の方の保険料ですけれども、2割程度の引き上げがされる予想だというようなことが報道されているわけでありまして、2割というのは本当に大変な値上げでありまして、この山県市においては一体どうなるのかということで、非常に心配をしているところであります。

現在高齢者の75%が市町村民税の非課税の低所得者であり、その税制の改悪によりましてそれが引き下げられまして、その改悪後は60%ということですが、こうした高齢者への保険料や利用料の負担増というのは、高齢者の生活の質を非常に引き下げると、悪化につながるということで危惧される問題であります。市民の福祉を守るために、市による本当にきめ細かい対応が、今こそきちんと求められているというふうに思うわけでありまして、そういう観点から、まず、1号被保険者の保険料の見直しに当たりましては、山県市においては、引き上げを行わないということが求められているというふうに思います。

また、2点目は、保険料の徴収段階、今回法改定によりまして細分化ができることになっておりますが、可能な限り細分化することによって低所得者の負担を減らしていくということが必要ではないかということ、また、あわせて保険料や利用料の低所得者への市独自の減免制度を今こそ設けていくということが必要ではないかということ、この3点について質問をいたします。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、第3期の介護保険事業計画を策定しております。介護保険制度は施行後5年が経過し、我が国の高齢者を支える制度として定着してまいりました。

しかし、制度の運営に当たっては、介護保険施設入所者が殺到していることや必要以上に居宅サービスが利用されていること、認知症高齢者の増加に対してそのケアが確立されていないことなど、さまざまな問題が指摘されております。

その一方で、平成22年には、団塊世代が高齢期を迎え、高齢化が一気に進展するとともに、介護保険サービスや老人保健福祉事業などの利用が一気に増大することが予想されております。

このような状況に対し、制度施行後初の大きな見直しが行われ、10年先の高齢者介護の姿を念頭に置いた長期的な目標を立て、制度の持続可能な確保として、介護予防を柱に介護保険法の改正が本年6月に行われました。

その内容は、施設給付を含め、保険料の設定方法の見直しなど、制度全般にわたっております。

これらの状況や、平成16年度に実施いたしました高齢者実態調査の結果を踏まえ、今回の計画は平成18年度から平成20年度までの計画となりますが、学識経験者を初め各関係機関の代表者、地域団体、公募によります住民代表者合わせて20名を山県市老人保健福祉計画策定委員に委嘱して策定を行っております。現在までに3回委員会を開催し、検討をしていただいております。

さて、今回の制度改正によりまして、既に御指摘のとおり、本年10月からは、在宅と施設の利用負担の公平性が保たれるように、補足的給付として新たに特定入所者介護サービス費を創設して、低所得者に配慮しつつ、居住費用、食費が保険給付の対象外となりました。11月末現在ですが、施設入所者125人に対して認定証を交付しておりますが、対象者に対してほぼ100%の交付でございます。

そして、平成18年4月から、先ほど御説明しましたように第3期介護保険事業計画に基づいて事業を実施してまいりますが、御質問の第1号被保険者の見直しに当たっての保険料についてですが、山県市の現在の基準保険料月額が3,246円となっておりますが、今後、要介護者の増加や、法改正による新たなサービスとして地域密着サービスの創設により、グループホーム等の整備、包括支援センターの設置など、保険料の増額は避けられないと考えております。

また、保険料徴収段階の細分化により低所得者の負担を減らすことについてでございますが、現在の保険料区分は所得に応じて5段階に区分してありますが、今回の改正で、現行の保険料において、同じ段階内でも特に保険料負担能力に大きな開きが見られる第2段階について見直しがなされ、基準額の0.75となっておりましたが2分され、第2段階は各市町村がより弾力的な保険料設定ができるようにしたことから、山県市におきましても6段階方式として、第2段階は軽減率を分析しております。

また、保険料、利用料の低所得者への市独自の減免制度につきましては、保険料は所得者に配慮した設定となっておりますし、利用料は今回の改正で、高額介護サービス費において負担限度額の見直し、特定入所者介護サービス費の創設、社会福祉法人による利用者負担軽減制度の年収要件を引き上げるなどして運用改善をしており、低所得者に対して配慮がされており、市独自の減免制度につきましては、介護保険制度の趣旨、老人保健福祉計画との整合性等もあり、現段階では考えておりませんので、どうか御理解の程、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 今、部長の御答弁では、在宅ケアなどについても十分利用され

ているというふうなお話がありましたけれども、必要な介護保険で認定をされております最高限度の利用限度額について、実際には非常に低い利用しかされていないというのが全国のデータでも明らかになっているところでもあります。特に低所得の方の利用が介護保険が導入される前よりも減っているというのが、これが実態だというふうに私は情報として得ておりますけれども、そういうような中で、介護保険料の引き上げについては避けられないというような御答弁がありました。

今、山口市では、介護保険の基金残高6,600万円余りを持っております。私はこれをこういうときに使って、介護保険料を引き上げないでできる方法を検討すべきではないかというふうに思うんです。

山口市の介護保険料は、現在の3,246円の基準額になったときに、何と26%も一律に引き上げられているわけでありまして、高齢者の負担というのは本当に大変な負担になってきたわけです。たくさんの悲鳴が市民の高齢者の方から私の方にも届いているわけでありまして、山口市の現在の基準額は、岐阜県の中でも、県内58の介護保険の保険者がありますが、その中で6番目に高い、そういう現状でありますよね。

そういうことを考えますと、そういった中で、結局その基金も、この基金を最初積み立てるときの動機として、今年度までの3年間の介護保険の方の経費が大幅に膨らむ懸念があると、高齢者の医療系の施設の増設によって市の介護保険の会計が圧迫される懸念があるということが、当時は一部事務組合のときでしたけれども、26%も引き上げる時の理由にされていたわけでありまして。

ところが、その基金というのは、この間6,600万円余り、現存しているわけでありましてね。ですから、今部長が御答弁されましたように、またさらにグループホームだとか何だとか、つくらなくちゃならないからといって、言ってみればニンジンも鼻先にぶら下げて引っ張っていくような、現在のこういった基金の残高の状況やら、そして県内でも非常に高い保険料であるというようなこと、今お話ししましたことから見まして、本当に保険料の引き上げが避けられないというふうな状況ではないというふうに思うわけです。ぜひこの基金を生かして、引き上げないで、市民の、高齢者の暮らしを圧迫しない、そういう方向で検討されるべきだというふうに思います。

また、10月からの施設利用に当たっての居住費や、また食費などの自己負担化によりまして高齢者の利用の頻度が下がってくるということが予想されるということで、他の自治体では、食費、自己負担分を少しでも軽くしようということで、軽減措置を具体的にとっているというようなことも聞いておりますけれども、現在、保険料の減免制度を独自にやっている自治体、保険者が全国で36%に上っております。771保険者が、もちろ

ん低所得者についての減免になるわけですが、とっておりますし、また、利用料の減免につきましても、全体の4分の1の保険者、全国的にいうと581の保険者だということですが、ことしの4月の段階で、厚生労働省の調査なんですけれども、そのように、これは必要だから各保険者が減免制度を設けているわけですよ。必要じゃないのに設けていないんじゃない。じゃ、この山口市ではどうなのか。必要じゃないとは言えないというふうに思うんです。

ぜひ、高齢者の生活の実態をしっかりとつぶさに見ていただきまして、寄り添っていただきまして、把握をして、新しい市民の福祉を守る施策を検討していただきたいというふうに思うわけですが、今、保険料の引き上げの問題、また減免制度の問題についてですが、部長のお考えを御答弁いただきたいというふうに思います。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の再質問にお答えいたします。

現在、山口市では、介護保険に月額約1億1,000万の給付をしております。毎月毎月、月額1億1,000万の給付をしております。

それで、先ほど議員がおっしゃいました基金の方ですが、約6,600万円ほど介護保険の基金がございます。というのは、おおむね言いますと、1カ月で1億1,000万ほど給付をしていますから、約その半月分ほどを現在基金で持っております。

基金の趣旨は、私どもの条例にもございますように、山口市内でいろんな各種感染症、疾病等で大きなときがあるとき、その基金をもちろん取り崩して対応したいと思っておりますし、また、今年度でございますが、平成17年度介護保険の決算をまだ打っておりませんが、赤字にはならないというふうに認識をしております。

それで、現在は平成18年度からの介護保険の基準額の改定に向けて、いろいろ策定委員会の方で額の検討、または介護サービスの検討等をしてありますが、それは来年の3月議会に山口市の介護保険条例の一部改正としてまた上程をさせていただこうというふうに考えております。

あとは、山口市の現在の施設の状況でございますが、山口市で介護保険が使える施設と申しますのは、現在特別養護老人ホームが2つでございます。そして、あとは、老人保健施設、老健施設が1つと、そして、介護療養型医療施設といいまして、総合病院で1つ、そしてグループホームが1つの、合計5つのそういう施設が介護保険の使える施設として現存しております。

そして、介護保険、この施設が将来山県市民のために、介護になられた方のためにそういう施設を活用していただく。また、介護になること以外にも、介護の予防をしたり、

また、症状がこれ以上進展しないようにとめることも、もちろん私どもの方は計画的に行っております。

それで、いろいろな低所得者の方に対します減免等に関しましても、私どもは重々それに対しては常日ごろから考えておりますが、高齢者の方々がいつまでも自分らしく元気でいたいという願いをかなえていくには、一定の負担というのは安定した制度をつくっていくために必要でありますから、今後も制度の中で、軽減については山県市の状況に沿ったようなものが何かあれば常に考えながら検討してまいりますから、どうかそういうようなことで御理解のほどをいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） ぜひ実態調査をしていただきながら、早急に検討委員会の方に生かされるような形で進めていただけたらというふうに強く要望をいたしたいと思えます。

次に、3つ目の質問に移ります。

山県市の放課後児童対策事業、山県市児童みちくさクラブ、この2つの事業、いわゆる学童保育についてであります。改善を求めたいというふうに思えます。

この2つの事業の実施要綱の目的などに照らしまして、以下の点で要綱の見直しや、また実施においての改善が求められているというふうに考えます。

1点目は、長期休暇中の受け入れ時間の設定の問題であります。

現在は、長期休暇中の場合ですけれども、朝9時から夕方6時までというふうになっておりますけれども、この朝9時というのは、保護者の勤務時間、通常の勤務をなさっている方の場合に、これは考えての話ですけれども、全く合っておりません。以前、山県市として合併する前の状況ですけれども、旧伊自良村におきましても既に放課後児童の学童保育が行われておりましたが、旧伊自良村では朝8時からということで長期休暇の場合は実施がされておりました。ところが合併によって山県市になりましたら9時からということで、非常にここで大きく後退をしまっているわけでありまして、大変情けない話であります。

そういうことで、保護者や児童に不安な状況を、今、山県市は与えているというわけでありまして。幼児の保育所の延長保育のことを考えて、それと照らし合わせてみれば、もう一目瞭然、同じ目的のための制度だというふうに思うわけですね。ですから、この時間の見直しが必要ではないかということです。

2点目は、現在山県市では小学校の1年生から3年生までを対象として学童保育を行

っておりますけれども、4年生以上が対象外ということで、放課後または長期休暇中、兄弟でも別れ別れになって過ごさなければならないという、そういう不自然な環境が子供たちに強いられているというわけでありまして。こういう環境というのは、大事な子供たちの、毎日毎日成長している子供たちの環境として行政が与えるべき環境かというふうに、私は大きな疑問を持っているわけでありまして。子供たちのために対象年齢の引き上げが求められているのではないかということです。

3点目は、指導員は適正かどうかという質問であります。

この2つの事業の実施要綱をそれぞれ調べてみますと、指導員につきまして、放課後児童対策事業におきましては第17条で、またみちくさクラブにつきましては16条で規定をしておりますが、文言は全く同一であります。それぞれの第2項なんですけれども、指導員は児童の育成、指導について熱意を持ち、児童の指導についての知識及び経験を有する職員のうちから市長が任命するというふうになっております。この実施要綱に照らして、現状はどうかというふうに聞きたいというふうに思います。

あと、最後の点なんですけれども、みちくさクラブというのが少人数の学童保育として行われておりますが、現在7カ所で実施されているということですが、これは主に地区公民館などで実施をされております。子供たちの利用を日常として準備されている施設ではありませんので、放課後の児童の保育の場としては、私は不適切だというふうに思うんです。学校の空き教室などの利用の方が子供にとって、施設について、また遊具の問題、グラウンドがあったりというようなことも考えまして、子供にとって本当にいいのが、やっぱり学校の空き教室を利用するというのが一番いいのではないかと、いうふうに考えるわけでありまして。岐阜市におきましてはほとんどが学校を利用しているというふうに私は聞いておりますけれども、この以上4点について、質問をいたします。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

放課後児童対策事業や児童みちくさクラブの事業は、平日授業終了後並びに夏休み等の長期休暇時に、家庭の事情で保護者等が昼間家にいない児童を対象に、保護者にかわり、児童の生活指導及び遊びの促進を実施することによりまして、児童の健全な育成を図ることを目的に実施しております。

今年度も第1回の放課後児童クラブ運営委員会におきまして実施時間や参加対象児童の引き上げ見直しについて検討してほしい旨の課題をいただいております。時間については現在検討しているところでございます。

対象児童の引き上げについては、現在の福祉厚生施設の収容人数や安全対策の面から考えて、現状維持でいっていきたいと考えております。

3点目の指導員の適正化につきましては、尾関議員の一般質問で答弁したとおり児童の育成指導について熱意のある方をお願いしておりますが、今後、指導員の研修にも力を入れていく予定でございます。

また、児童みちくさクラブの実施場所である公民館より、学校の空き教室などの利用をしてはということでございますが、現在の小学校では、建物の構造上、開放型になっておりません。そしてまた空き教室もないとのことでございます。現在の既存の建物を利用しての事業運営を考えた場合、校区の公民館は、地域の方々との触れ合いがあり、地域の中で子供を育てる場所になるのではないかと考えております。

以上、どうか御理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 時間などについて運営委員会の方で検討されているというお話ですので、ぜひ改善をされる方向で進めていただけないかなというふうに思います。

また、4年生以上の対象にするかどうかという問題については、受け入れ態勢に無理があるというようなお話しでしたが、そこもやはり、子供にとって最良の環境を準備するというのは、これは世界的に求められている、子どもの権利条約の中でも、日本は批准しておりますけれども、求められているものであります。そういったことから考えまして、現状維持ということにとどまらないで、やはり引き続き努力をされたいというふうに思います。

指導員の適正につきましては、研修をやっていくというお話でした。研修は非常に必要だというふうに思いますけれども、現在、先日担当課の方で聞きましたところ、児童クラブ、児童館で実施されている方につきましては、指導員4名すべて有資格者だということで、保育士の資格がおりなのかなというふうに思っておりますけれども、みちくさクラブの方につきましては、7カ所で9人の指導員の方が頑張っているようではありますが、資格のある方はこのうち2名だということで、この要綱では児童の指導についての知識及び経験を有することが求められております。これはやっぱり保護者からも求められておりますし、行政としての責任でもあるというふうに思います。早急に改善を図られるように強く求めたいと思います。いかがでしょうか。

議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の再質問にお答えいたします。

御指摘の小学校の学年の件でございますが、現在小学校3学年までを対象としており

ます。そして、先ほど言いましたように、安全対策の面とか施設の収容人数とかということもございます。そして、もう一つ、私どもは、小学校の3年生以上、4年生、5年生という小学校の学年の範囲は、どちらかといいますと、低学年ではなくて、中学年、高学年というような、そういうようなとらえ方をしております関係上、ここで言います学童保育の観点で、小学校3年生というのを現状維持でいきたいというふうに思っております。

そして、指導員の適正化、拡充につきましては、先ほど申しましたように、研修にもということをお思っておりますが、前、尾関議員のときにも答弁しましたように、現在いる資格の方の要件等々も今後は出てくるということも思われます関係上、教育委員会の学校の先生をやられていたOBの方とか、そういう方をまた広報で募集してみたり、地域に根づいてみえて、またいろんなことをよく知ってみえて資格を持ってみえる方を募集したり、またできるだけお願いしたり、そして、今見える指導員の方にはやはり研修を通じていろいろ知識や熱意の方をいま一層磨いていただくよう、努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 子供の問題というのは、本当に待っておれない問題でありますので、どんどん時間は過ぎていきますので、市としてできる最高の努力を求めて、以上、質問を終わりたいと思います。

議長（小森英明君） 以上で中田静枝君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で午後1時から再開いたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、通告順位13番 藤垣邦成君。

18番（藤垣邦成君） お許しをいただきましたので、質問をいたします。3点ほどいたします。

まず、第1に、企画部長に、第1次総合計画における事業実施計画についてお尋ねをいたします。

山県市が誕生して3年が過ぎようとする今日、本市を初め地方自治を取り巻く環境は分権社会の推進とともに変革のスピードを加速させ、まさに新しく厳しい時代を迎えて

いると思っております。こうした状況の中で、山口市は新しいまちづくりを推進しているところでございます。

地域性を生かし、安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりを基本理念に、住民サービスの向上を目指し、経営感覚を持って行財政の運営をされていることと思います。

こうしたことから、財政の健全性の確保に十分留意され、行財政の簡素化と効率化に努め、経費の節減に努力されていることとも思います。

さらに、今日的な課題である少子高齢化、高度情報化、男女共同参画社会の推進、資源循環型の地域づくりなど、市民に密着した社会基盤の整備や地域づくりを進めるために、改革の一環として新たな行政システムの構築に、職員一丸となって邁進されていることと思います。

合併して、市としての成熟化の推進も含め、今回このような多様な課題に取り組むため、平成17年度は、ソフト事業を中心として、市民の立場に立ってきめ細かな施策を展開、つまり、各種施策の企画、立案を重点として作業を進めると、この3月の議会で市長の所信表明に述べられております。

さて、本市におきましても各種計画が策定されております。これに基づき事業が推進されておられますが、その中で、行政改革、山口市の特定事業主行動計画、第1次総合計画まちづくりプラン、地域情報化基本計画、地球温暖化対策推進実行計画書、山口市の次世代育成支援行動計画等、私はこうした計画の進捗状況及び問題点についてお尋ねをいたします。

まず、第1次総合計画に基づく事業実施計画について、企画部長にお伺いいたします。

実施計画は3年間の計画であります。主な内容、また、中期的な事業については構想の段階とも思われますが、現時点での実施計画と中長期的な構想につきまして、財政の裏づけを含め、お聞かせください。

議長（小森英明君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 藤垣議員の御質問にお答えいたします。

山口市が誕生して3年の歳月が過ぎようとしておりますが、この間、新市まちづくり計画に掲げております諸事業を順調に推進しております。

平成15年度予算は合併初年度で旧3町村からの継続事業を主体として、平成16年度予算は、山口市としての本格的予算ということで、合併交付金、合併特例債等を積極的に活用して基盤整備等を推進、平成17年度予算は、議員の発言にもありましたとおり、ソフト事業を中心として、市民の立場に立ったきめの細かい施策を展開する予算といたしておりますが、社会経済情勢等は依然厳しく、三位一体改革を初めとする構造改革が進

められる中、本市の財政状況についてもますます厳しさが増していくものと見込まれます。

さて、第1次総合計画基本構想は、平成17年第1回定例会で議決をいただいております。実施計画は、計画期間は3年間であります。ただし、まちづくりの動向に対応して、毎年度基本計画の進捗状況を確認、見直すことにより、その実効性も確保するものです。

現在実施計画は各課からのヒアリング中で、この後財政課と財政協議を行う予定となっておりますが、早急に策定してまいりたいと思っております。

それでは、現段階での実施計画の主な内容及び中長期的な事業につきましてでございますが、まず1つ目に消防本部高機能通信指令システム整備事業、2つ目に総合運動場整備事業、3つ目に鳥羽川サイクリングロードの整備事業、4つ目に文化ゾーンの連絡橋整備事業、5つ目としまして美山統合簡易水道事業、6つ目に公共下水道事業、7つ目に美山中学校改築事業、8つ目にごみ処理場施設整備事業が主なものであります。このほかにも、文化ホール建設、公共施設及び橋梁の耐震補強事業と、これに関連しての児童福祉施設並びに教育施設改築事業が予想されます。

なお、これらの事業に要する財源といたしましては、国・県交付金及び合併特例債等の活用を図り、今後増大する公債費の償還を見据えて健全財政に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 藤垣邦成君。

18番（藤垣邦成君） 企画部長に再質問いたします。

財政も担当されておられますのでお伺いしますが、今の説明、いろいろいただきました。来年度よりも、むしろ19年以降、たくさんのお金がかかるかな、特に美山中学校、ごみ処理場等で50億ぐらいかかるのかなと、そんな予想も立ちます。そういった中で、国においては、地方への財政出動を圧縮し、かつ増税議論を今日深めております。山県市においても財政の硬直化を心配するところでございますが、市の使用料及び公共料金、税の負担はいかがでしょうか。現段階、18年度は据え置きか、あるいは値上げがあるのか、担当者レベルでの議論は現在あるのかどうか、お伺いします。

お正月を控え、多くの市民の皆さんに安堵をいただけるのでしょうか。加えてお願いします。

議長（小森英明君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 議員の発言にありました美山中学校改築工事は、本年度からプロポーザル、平成19年度、20年度に改築予定でございますし、また、ごみ処理場施設

整備工事につきましても、現在各種調査事業を行っておりまして、19年度から21年度までに工事を行うものと思っております。この両工事につきましても、議員の御発言にありましたとおり、約50億円が見込まれるものと思っております。

議員も御承知のとおり、本市の平成17年度当初予算の歳入構成は、地方交付税が28.9%、自主財源であります市税が19.8%、市債が19.5%、また基金繰入金が11.8%という内訳で、自主財源が乏しい状況であります。そこで、合併特例債、過疎債等を活用してまちづくり計画の事業を推進しておりますが、これから7年や8年先には、合併特例債、また過疎債等の償還額のピークとなると思われます。

さらに、新聞紙上等で御承知のように、現在地方交付税の見直しも検討されておりまして、厳しい財政状況になると思われますので、応分の受益者負担の原則を基本に、使用料等の値上げをお願いしなければならないと思います。

また、皆様も御承知のとおり、合併協議事項の調整方針の中では、例えば保育料につきましては、国の徴収基準額を参考に、段階的に改定を図るものとしております。そのため、今後保育料につきましては児童福祉審議会にて協議していただきますよう考えております。

さらに、その他の使用料等につきましても、行政改革実施計画で見直しを行うといたしておりますので、今後協議し引き上げることとなりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、税の負荷につきましては、地方税法の改正が予定されておりまして、現在住民税税率が3段階で課税されておりますが、これが一定税率になるものと思われます。今後まだまだ財政は厳しいということで、それぞれの受益者負担の見直し等ということで御理解賜ることをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 藤垣邦成君。

18番（藤垣邦成君） 国法によって変わるもの、国そのものも社会保障制度がまだ確立しておりませんが、市が単独で考えるものというものは、議会でも大いに議論をさせていただきたい、このようにお願いを申し上げます。

質問を変えます。総務部長に、行政改革の行動計画、実施計画の進捗状況についてお尋ねをいたします。

現在、総務部を中心に、職員の聞き取りやアンケートなどを実施され、改革の必要性の是非をまとめようとしていることと思います。そして、その結果、議会への報告は行政改革推進委員会の了承を得られた後にされることと思っております。

内部的な動きは見えなくても、議論の是非は聞こえなくても、現時点で公開、報告さ

れるような部分はありませんか、お尋ねをいたします。

私は、問題点として、改革の原点、合併の原点に戻り考えてみますと、多くの市民が新しい山縣市に何を求め、何を期待を寄せたか、こういうことでございます。これは行政側からの設問でもございますけども、職員の資質の向上、あるいは親しみの持てる市役所づくり、こういった設問に一番多く丸がつけてあった、非常にこうした結果がまちづくりアンケートの上位を占めていたということは、皆さんも御承知だと思います。

こうした上位の要望ニーズに的確に答えていくことが、今日大切だと思うわけでございます。職員の資質の向上は、それぞれの日々の努力、あるいは積み重ねが必要ですし、時間もかかることと思っております。そのため、研修制度の充実など、着実に実行されていることと思えます。

2番目の、親しみやすい市役所づくりについてはいかがでしょうか。これは市民共働参加で実現されなければなりません。

改革、要望の姿が市民の皆さんの見えるところで実施されることも大切ではないでしょうか。そこで、私的な提案で大変恐縮ではございますが、笑顔、明るさ、大切さをキーワードに、市民サービス強調月間的な事業の展開が必要ではないか、こう感じておるわけでございます。

例えば、全職員が胸に市民サービス強調月間テーマを記したワッペンなどをつけてサービスを強調されるのも、民間的な発想の導入につながることと思えます。市役所を1つの事業所と位置づければ可能ではあると判断しますが、部長の御見解をお聞かせください。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 藤垣議員の御質問にお答えします。

まず、現時点での公開報告ができることでございますけども、総務省におきましては、依然厳しい行財政の環境下にかんがみまして、いわゆる新地方行革指針を策定するとともに、全国的にこの指針を踏まえ、従来の行政改革大綱の見直しを行うよう通知がありました。

新地方行政指針におきましては、平成17年度を起点とし、おおむね21年度までの具体的な取り組みを住民にわかりやすく明示した計画、いわゆる集中改革プランを平成17年度中に公表することとしております。これは、行政改革を全国の地方公共団体が一団となって取り組もうとする意思を表明しつつ、標準的な計画期間を提示することによりまして、他の地方公共団体との比較が容易になるものと考えられます。

現行の山縣市行政改革大綱につきましては、平成16年度から平成18年度までの計画期

間となっておりますので、現在本市としての集中改革プランを作成すべく、計画期間、項目追加等の見直しをしているところでございます。この集中改革プランにつきましては、有識者で組織されました行政改革推進委員会にお諮りをした後、現行の行政改革大綱の進捗状況とあわせまして報告をさせていただくとともに、市民の方にも公表させていただきたいと思っております。

さて、市総合計画策定の折に実施しました市民まちづくり意向調査の結果の中で、行政運営の要望についての設問で、職員の資質向上と親しみの持てる市役所づくりがともに約4割で上位を占めておりますことは議員御発言のとおりでございます。市としましても、そのことに力を注ぎ、職員の研修制度を充実するなどして、職員の資質向上に努めているところでございます。市民協働参加による、親しみやすい市役所づくりにつきましては、わかりやすい行政情報をより多く市民の方々へ提供していくことが大切であると考えております。

また、議員が言われましたように笑顔、明るさ、親切さは基本的なことであるということは私も同感でございます。重要なことだと認識をいたしております。現行の山県市行政改革大綱の中では、「行政サービスの向上」という項目の中で、心の通った市民サービスに努めるとなっております。見直し後の集中改革プランにもこのことは踏襲したいと考えております。こうした意識を職員へ再認識させて実践していくとともに、こうしたことが市民の皆様におわかりいただけるような具体的な方法としましては議員御提言の方法も含めまして今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いまして、答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 藤垣邦成君。

18番（藤垣邦成君） ちょっとほかの角度から再質問をさせていただきます。

行政改革大綱に、地方自治運営の基本原則のもと、IT化による事務効率化やスクラップ・アンド・ビルド的になる事務事業の見直しなどを通じて定員適正化を図ることが行政改革の最も重要な課題と認識し、取り組む必要があると、こういうふう到大綱に書かれています。

こうした理念は、今日もう古いのではないか、対応し切れない状況が今日あると、こういう職員もおられます。私も同感いたします。地方分権により権限移譲の量は日増しに増えることは予想していかなければなりません。今までの町村の手法から脱却し、まさに効率性重視の考え方でいかなければならない。例えば市の固有財産、備品の集中管理、それぞれの専門分野に事業を集中し、効率性や信頼の増幅につながる必要がある、このように思うわけでございます。例として、3町村のテントなどの備品は、3町村が

今まで持ち合わせていたテント、そういったものは、備品は整理して一括管理しておけば、災害時に速やかな対応ができるのではないかと。

また、教育委員会は、今日、用地の交渉、あるいは、教育委員会では文化課が橋の建設など、まさに効率性に問題はないか、危惧をいたすところでございます。

そういった中で、管財課なり用地課なり、こういった専門分野の担当課を置いて専門的に取り組む、こういう効率性が必要ではないか、こんなふう思うわけですが、部長、いかがでしょうか。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 藤垣議員の再質問にお答えをします。

職員の定数の適正化につきましては、依然関心が高いのは事実でございますが、議員御発言のとおり地方分権による権限移譲等のかんがみますと、地方へ事務を移譲する国側とこれを受ける地方側とでは、定員削減する場合の困難さは違ってまいります。こうした御事情を御理解いただいておりますことは、まずもって感謝申し上げたいと思えます。

さて、議員御発言のとおり、行政改革を進める上で効率性重視の考え方は重要な要素の1つであります。管財課や用地課といった専門分野の課を設けてはどうかという点に関しましては、例えば用地交渉などの際には、譲渡所得等の専門的な知識を有した職員が何うことができ、確かによりスムーズな事務を期待できるという面がございます。

しかし、一方、1つの事業について、事業計画から用地取得、施設整備までの事務を一連の事務として1つの部署が所管することは、事業の趣旨等が十分に伝わり、用地取得の際にはスムーズな交渉が期待できるという長所もあるわけでございます。いわゆる組織の縦割り、横割りという考え方にもなるかと思いますが、これらはそれぞれに長短があるものでございます。こうした弊害を排除するためには、いずれにいたしましても関係部署間の密接な連携が必要であり、今後とも十分留意していきたいと思っております。

なお、組織、機構の見直しにつきましては、本市行政改革大綱の柱の1つでもございます。今後、組織、機構の見直しの折には議員御提言の方法も含めまして十分検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いしまして答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 藤垣邦成君。

18番（藤垣邦成君） 行革の大綱を3年5年で見直すという部分もありますけども、中には日常的に見直すとも書かれております。日常的に見直す範囲を超えた部分については大綱自身も見直す必要があるのではないかと、こんなふうに思います。

質問を変えます。助役にお尋ねをいたします。

次世代の育成支援行動計画についてですが、山県市では、やまがたっ子すくすくプラン前期計画は、市の行政機構すべての部署を挙げて支援プランを立ち上げ、現在行動計画を実施されております。計画は緻密な意向調査をベースにつくられていると信じておりますが、市に対してどのような子育て支援施策を図ってほしいかを調査において、就学前児童、小学校児童ともに、夜間や休日における小児科の医療体制の整備、こういった要望が最も高く、救急医療や遊び場の充実、児童手当等の経済的な支援、午前に同僚の議員が質問しました児童手当等の支援、この3点がいずれも50%を優に超える結果を示しております。

こういったプランを作成に当たっては、行政手法として、公平公正を原則に包括的に仕上がる、こういう傾向がございますが、政治的な発想では、重要な、要望の高いことを重点課題としてまず取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

しかしながら、今日、医療現場においては、意向調査以前に環境が後退しているのではないかと現状を危惧するわけでございます。山県市の中核医療機関の中心であるべき岐北厚生病院では、小児科の医療体制は1診で代務医、婦人科も同じであります。市民病院でない限り、行政で改善することはできません。関係各位の経営に対し不断の努力の結果は、多くの母子に不安を与えているのではないのでしょうか。公的指定の施設としても重要な施策課題としてお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ちなみに、近隣市、県においても、今日、小児の夜間休日の診療、積極的に取り組みがあります。助役のお考えを伺います。

議長（小森英明君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） 藤垣議員の御質問にお答えしたいと思います。

ただいま貴重な御意見を賜りまして、まことにありがとうございます。議員発言のとおり、岐北厚生病院の小児科は、この医療体制は午前診療での1診でございまして、これも代務医であるというふうに聞いております。小児科専門医師の不足や運営費用の問題から、1つの病院、あるいは1つの市町で完全な体制をとることは大変厳しいこととございまして、これは議員も御存じだと思いますが、こうした現状を踏まえまして、現在、小児救急医療体制を早急に整備する必要があることから、岐阜圏域小児救急医療協議会が設置されまして、岐阜圏域全体が利用できる小児夜間救急センターの整備について協議がなされております。山県市もこの協議会に参加しておりまして、前向きな体制で臨んでまいりたいというふうに考えております。

岐北厚生病院に対しましては、病院運営方針もございましょうから、随時状況をお聞

きしながら市民病院的な感覚でお世話になっていきたいというふうに考えておりますし、結果的に郷土愛にあふれた若い人たちが暮らしやすい地域にしていくことが重要な課題であると、かように認識しておる次第でございますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（小森英明君） 藤垣邦成君。

18番（藤垣邦成君） 再質問いたします。

岐北厚生病院にも経営の運営協議会がございまして、院長さんを初め厚生連の方々、あるいは保健所の所長さん、それから最近では山県市の市長さんも委員として参加されておられます。市長は私の調査では、御席での市長の御発言、先ほど助役も述べられたように、岐北厚生病院は市民病院的感觉を持っておりますと発言をされております。関係者には大変心強く思っているところでございます。

そして、岐北病院の夜間の一般の診療体制、こういったことの充実についても市長は大変な理解をされておりますが、なかなか県がうんと言ってくれない部分もあります。大変残念なことでございます。

先ほど、今、助役が広域でということをおっしゃいましたけども、岐阜圏域の広域というのは、やはり岐阜市を含んでいる広域は非常にいいわけですけども、岐阜市は岐阜市単独でやるパイを持ってあります。大きさを持ってあります。そういったことで、岐阜市民病院に現在そういう体制を整え、広域には参加しないんじゃないか、こんな私の調査でも出ておりますが、積極的にこういったことを、岐阜市の参加を含めて広域を考えていただきたいなど、こんなふうに思います。

現在、私の調査で、山県市の救急車、山県市の消防本部が事業実施しております救急車の出動回数、年間945回、その中で小児の運搬件数というのが49件ございます。その中で、大学病院19回、長良の医療センターが10回、県立岐阜病院が10回、岐阜市民病院が6回、中濃病院が2回、福富医院が2回、岐北厚生病院はゼロなんですね。

このほかに、自家用車で例えばお父さんとお母さんが子供を抱いて、救急車に乗らずに直接行かれる、そういう方が、これは乳児が76件、9歳未満の少年が44件、成人が10件、老人が25件、こういう結果が出ておりますけれども、これは救急車に乗らなくてもこれだけ行かれましたよという数字なんですけども、これはどうしてかということ、山県市のいわゆる緊急医療情報システムを利用して、27 3799、みんなの救急、岐阜県じゅう同じ番号なんですけど、ここへ連絡をされて、受け入れ先を探して行かれた。

問題は乳幼児の76件、あるいは少年の44件なんですね。救急車に乗って行く場合は、どうしても搬送先がきちっとうちの救急医療、救急車がやってくれます。特に私の調査

の段階で、山泉市の救急車は非常に優秀である、救命士の適正な処理、消防長がおられますけども、どの病院でも非常に立派な措置がされて、救急業務が優秀であるということ、そういう証言をいただいております。そういったことは、あえて言うなら、そういう必要性のある、遠くへ搬送する中での必要不可欠なことで腕を上げたのではないかと、こんなふうで思って、救急車の業務はどここの病院も感心されておられましたことが記憶に残っております。

これから、年末年始、29日から1月3日まで病院は休みになります。特にこれから、27 3799への電話、みんなの救急への、いわゆる医療システムの相談の電話は、非常にまた増えるかと思えます。ぜひとも年末年始、明るく正月を迎えられるように、そういったことで消防長にもお願いをいたしておきます。頑張っていたきたいなと思えます。

どういう答弁をいただけるかわかりませんが、私は厚生病院に支援しろとかそういうことを言うつもりではございませんけれども、厚生病院というのは、本当に農村、中山間地域に根差して、決して大都市にある病院じゃないわけですし、農協が経営しているということもありまして、現在の少子高齢化社会の影響をもろに受けている病院だと、こんなふうには私は分析するわけでございまして、こういった中で、これから山泉市の中核、第2次病院として、健全に経営していただくには、旧の山泉郡の場合は高額医療器などを購入されるとそれなりの補助金も出ていたわけですけども、そういった意味で、山泉市としての、いわゆるそういった医療の信頼を確保する上で、どんな支援が必要なのか、検討に値するのではないかと。

特に岐阜市の北部地区を見ますと、西に揖斐の厚生病院があります。東に中濃病院があります。そういった中で、特に病床、ベッド数が、揖斐病院の場合281床あってお医者さんが32人、中濃病院に至っては371床で60名のお医者さん、岐北厚生病院の場合は301床あって27人、非常にお医者さんが少ないということで、インターネットでも募集されております。

そういった意味で、病院側は一生懸命経営の努力をされておりますが、今後、山泉市としては、単独で病院との協議機関、あるいは懇談会というような機関、都市部を中心にそういったものを立ち上げて、きちっとした第2次病院としての性格もきちっと持っていていただくような努力をしていただく働きかけも必要ではないかと、こんなふうに思っています。助役、もう一度御決意をお聞かせ下さい。

議長（小森英明君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） 藤垣議員におかれましては、近隣の病院を幾つも回っていただきまして、内容も随分御存じだと思いますけれども、いま一度お答えさせていただきたい

と思いますが、現在、山県市の医療体制といたしましては、1次医療を山県医師会にお願いしております。また、2次医療として岐北病院が担う形で行われております。特に山県医師会と岐北厚生病院との病診連携、お互いに連携をとる診察なんですけれども、これは県下でも大変高い評価を受けているというふうに聞いております。

また、岐北病院は、第2次医療機関として、すべての診療科目を網羅することだけを目的としていらっしゃいません。地域の患者の皆さんが必要な治療を専門の医療機関で受けられるように、県立岐阜病院、あるいは岐阜大学病院など、近隣医療機関との協力体制の充実とともに、乳がんの診断、治療に関しましては、最新の設備を整えまして、最先端の医療を提供できる専門性を追求していくことを目指しておられると聞いております。

現在、山県市は、市が行っております各種保健事業の実施に当たっての検討会の開催や、岐北病院の運営協議会への参加などにより、山県医師会、あるいは岐北病院との連携を深めているところでございます。

ちなみに、平野市長は岐北厚生病院運営委員会の委員として御指名いただいております。先ほど議員から御発言いただきましたとおり、市長は、病院が市民病院的な存在であってほしいと、日ごろから協議会の席においてお願いしているところでございまして、こういうふうでございしますので、御理解をお願いしたいと思います。

今後も、定期、あるいは随時必要な協議を重ねまして、ともによりよい山県市民の保健と医療を考えていきたいと思っております。議員の皆様には今後とも格別の御理解、御協力を賜りますよう切にお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（小森英明君） 藤垣邦成君。

18番（藤垣邦成君） ありがとうございます。

特にこの乳幼児、自家用で自分たちで病院に行かれるときに、そういった緊急医療システムを利用していかれる場合に、ぜひともひとつ、消防長、ナビゲーター的な役割、例えば携帯電話が発達しております。したがって、先様の携帯電話を聞いて、何時にどこを出発されますか、何時にどこに行けばどういう医師が診てくれますよと、そういう搬送中の御家族の安心をひとつ与えてやっていただきたいな、親切にそういったナビゲーター的な役割も1つのシステム化して、安心してお医者さんにかかれる、そういう制度を確立していただきたいと、こんな要望をいたしておきます。

再々質問になります。市長にお尋ねしますが、いろいろ私もお尋ねいたしましたが、

今、本当に18年度の予算の編成時だと思います。本当にこの合併して3年間、平野市政にとって、合併のすり合わせ事業を粛々と順調にこなしてきたというようなお考えもお持ちだろうと思います。私も同感でございます。本当にこの18年度は、本格的な平野市政の予算編成に当たるのではないかと、こんなふうにも思っております。ぜひともひとつ、御抱負をお聞かせいただきたいと思います。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） 藤垣議員の御質問にお答えしたいと思います。

合併して3年を経過してまいりました。皆さん方からいろいろ御支援を賜りましたことについて、厚く御礼申し上げる次第でございますし、今、市長の抱負というようなお話でございますが、私なりにいろいろ抱負を持っておりますが、そういったものを持ってこの予算編成に臨んでまいりたいというふうに考えております。

現下の地方財政、皆さん御存じのとおり、平成6年度以降、12年連続の多額の財源不足が生じておりまして、この間、地方債の増発や交付税特別会計借入金等によりましてそれを補てんし、収支の均衡を図るといって極めて厳しい状況が続いております。これらに伴いまして地方の借入金残高は増高の一途をたどっておりまして、その結果、今年度末には205兆円にも達する見込みであるというふうに聞いております。

このような地方財政が引き続き極めて厳しい状況ではございますが、本市におきましても、合併特例債、過疎債等の活用により、本年度末の借入金残高は、約205億円程度に達する見込みでございます。これによる公債費負担額の増加と社会保障関係の歳出も上昇傾向で、自主財源の乏しい本市におきましては、歳出の抑制を図り、財政の健全化と効率化に向けた取り組みが必要かと考えております。

合併の主要事業でありました地域浄化事業、あるいは防災行政無線整備事業等も、ここの10月に完了した次第でございます。今後、さらに公共下水道事業、美山中学校の改築事業、ごみ処理施設の整備事業等、大型事業も山積しておる中で、財政運営は大変厳しいものでございますが、第1次総合計画、豊かな自然と活力のある都市が調和した、安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりを基本理念に、市民の皆様が生涯を通じて安らぎを感じられる福祉社会の実現並びに快適で便利な生活を送ることができる町の実現に向けて、新年度予算編成を見直してまいりたいと思います。

限られた予算ではございますが、そういった中でもめり張りのある予算にしてまいりたいというふうに考えております。

また、本市の発展の基礎になります、市民の皆様が待ち望んでみえます東海環状自動車道及びインターチェンジの早期整備、けさほどの新聞等でも若干そういった進展の兆

しが見えるニュースを目にしたわけですが、さらに国道256号線及び国道418号線の道路改良事業、さらには岐阜美山線の早期完成を目指し、また、鳥羽川の河川改修事業の推進等、国や関係機関に強力に働きかけてまいる必要があると思っております。

いずれにしましても、議員の皆様方の格別の御指導、御協力を賜りまして、こういった大事業が推進することを願っているわけですが。

以上、簡単ではございますが、所信を述べて答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

18番（藤垣邦成君） 質問を終わります。

議長（小森英明君） 以上で藤垣邦成君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位14番 谷村松男君。

11番（谷村松男君） 発言のお許しをいただきましたので、ただいまよりアスベストの使用実態調査とその対応について、総務部長さんにお尋ねをしたいと思います。

アスベストの問題は、直接住民の健康にかかわる問題であり、非常に不安を感じておられる方が多いのではないのでしょうか。アスベストは石綿、あるいはいしわたとも言われ、その語源は永久不滅を意味しております。角閃石や蛇紋石の中にあります繊維状の鉱物の結晶で、耐熱性、耐火性、絶縁性にすぐれ、高度経済成長時代のビル新築ラッシュ時には、燃えにくく、摩擦に強く、熱や電気を通しにくい、奇跡の材料ともてはやされておりました。

しかし、大量のアスベストが使用され、その新築ビルなどの建てかえの時期に来ております今、アスベスト繊維の吸引が原因と見られる中皮腫や肺がんなどの健康被害が各地で報告されております。

中でも中皮腫は、アスベストの吸入によって胸脈や腹膜にできるがんで、潜伏期間が20年から50年とも言われ、がんになってからの進行が早く、中皮腫と診断されてから短期間で死亡する確率が非常に高く、史上最悪級の環境問題であると言われております。

こうした健康被害への不安が広がっている中、岐阜県は、吹きつけ工法などでアスベストが使用されたと見られる県施設や公立学校などの実態調査をすることを決めた、また、民間建築物についても実態を把握する方針であると、7月16日付の中日新聞で報道されております。

岐阜市を初め各市町村とも実態調査に乗り出しております。瑞穂市も公共施設で天井や内外壁の材料の一部などに石綿が使われていないかどうかを確認するために実態調査を行う方針で、9月の定例議会に調査費を盛り込んだ一般会計補正予算が提出されております。

我が山県市も、9月の第3回定例議会に提案された一般会計補正予算にアスベストの使用の実態を調べるための一次調査委託料として304万5,000円を計上し、また、11月に開催されました臨時議会には2次調査費として705万6,000円が補正計上され、調査を実施しているところでありますが、1次調査、2次調査それぞれの発注の仕様、委託先、委託金額、調査の結果並びに進捗状況について、お尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 谷村議員の御質問にお答えします。

最初に、1次調査についてお答えします。発注目的及びその内容でございますが、設計図書及び目視によりまして吹きつけ石綿の有無を調査するとともに、危険の度合いを4段階で判定してもらい、2次調査以降の基礎としました。委託先は山県設計協会で、委託金額は304万5,000円でございます。

調査の結果でございますが、81施設158カ所を調査しまして、早急に詳細な調査が必要な施設及び箇所は9施設16カ所、さらに詳細な調査が必要となる施設及び箇所は24施設90カ所、取り壊しの時点で注意が必要とされる施設及び箇所は4施設6カ所、残りの施設については、吹きつけ石綿は確認されませんでした。

進捗状況は、第1調査としては100%でございます。

次に、第2調査でございますが、1次調査の結果を踏まえまして、30施設112カ所のアスベストの有無の調査と、含有が認められた場合の含有率調査、そして、3次調査として、含有率が1%を超えた場合の空気濃度調査を委託しております。委託先は株式会社総合保健センターで、委託金額は、含有の有無調査1件3万1,500円、含有率調査1件1万290円、空気濃度調査1件2万1,000円の単価契約でございます。

調査の進捗状況でございますが、アスベスト有無の調査と含有率の調査は完了しましたので、引き続き3次調査として、含有率が1%を超えた6施設8カ所について、空気濃度調査を実施中でございます。今月末までには結果が出るようになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 谷村松男君。

11番（谷村松男君） ただいま総務部長に答弁をいただきました。調査の内容によりますと、1次調査の対象81施設158カ所のうち、早急に調査の必要があるもの9施設16カ所、さらに詳細な調査が必要なものが24施設90カ所、取り壊しのときに注意が必要なものが4施設6カ所、こういうことでございますが、その結果、30施設112カ所について、アスベストの有無、アスベストの含有率を調べる2次調査ということで、アスベスト含

有率が1%以上の箇所の空気濃度を調べる、この3次調査、これが今実施されておる、こういうことでございました。

しかし、まだ調査中であり、言いにくい面もあろうかとは思いますが、もう少し調査の内容を詳しくお聞かせいただきたいと思います。本調査の結果は、先ほど言いましたように、直接住民の健康にかかわってまいります。使用の禁止の措置をとったものがあるのかないのか、あるいは応急手当ての必要なものはなかったのか、また、アスベストの含有率調査の結果、空気濃度の調査箇所数が減少してまいります、それに伴います委託料の減額の変更を行うのか、総務部長に再度お尋ねをいたします。

議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 谷村議員の再質問にお答えをします。

まず最初に、現段階における調査結果の詳細を、前の質問とは角度を変えて説明させていただきます。

すべての調査を完了したのは、9施設16カ所でございます。そのうち2次調査で1%以上のアスベストの含有が認められましたのは、1施設3カ所でございます。その3次調査を行いました、空気濃度は、1リットル当たり10本以上のものではありませんでした。空気濃度1リットル当たり10本以上というのは、大気汚染防止法で定められた濃度の基準でございます。

それ以外のところにつきましては現在2次調査が完了したところでございます、そのうちの定量分析によりましてアスベスト含有率が1%以上認められました6施設8カ所について、3次調査を行っている最中でございます。

調査中のものを除きまして、今のところ、使用禁止の処置をとらなければならないもの、または応急手当ての必要なものはありません。2次調査で1%以上の含有が認められた箇所についての対応は、すべての調査が年末に完了しますので、年明け早々に検討したいと考えております。

アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題ではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題であるというふうに書かれておりましたのを読んだことがございますし、そのことで年明け早々に検討をするわけでございますが、除去、封じ込め、囲い込み、この3つが主なやり方だということでございますので、どれに該当させるのか、1%以上はあっても空気濃度調査で10本以下でありましたものでございますので、それほど早急なといいますか、出てきた場所におきまして、その場所がどういう場所であるかによりまして対応の仕方が変わってくると思っておりますので、慎重に取り扱わせていただきたいと思いますと思っております。

次に、委託料の減額変更を行うかについてでございますが、3月の補正予算で減額補正を行う予定をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 谷村松男君。

11番（谷村松男君） ただいまの答弁によりますと、1次、2次調査はすべて終わっておる、それから、アスベストの含有率が1%以上認められた6施設8カ所の空気濃度の調査につきましてはまだ残っているということございまして、断定はできにくいと思いますけれども、アスベスト飛散のおそれがあると思われる10施設19カ所については3次調査と言われます空気濃度の調査も終わっており、アスベストが使用されている施設もあるものの、空気1リットル当たり10本以上のアスベスト繊維が認められなかったということございまして、本市の公共施設についてはほとんど問題がなく、ひとまず安堵いたしておるところであります。

次に、再々質問ということで、地区の公民館、あるいは一般住宅のアスベスト対策について、市民部長にお尋ねをしたいと思います。

各自治会及び集落で管理している公民館は、結構使用頻度も多いわけでございますし、また、災害時の避難場所にもなり得る施設と考えております。そこで、アスベストの使用状況について、どのように市は考えているのか。また、一般住宅については、8月28日付の中日新聞に、アスベストを含有する屋根材が全国の一戸建て住宅で約500万戸使用されておる、割合にしますと、5軒に1軒は現在でもアスベストの屋根材が使用されている、こういうことになると報じております。

昨日の新聞によりますと、岐阜県は、昭和31年から平成元年の間に施工されました床面積1,000平米以上の事務所、店舗、工場、病院等で、調査報告書の提出があった民間建物3,715棟のうち、6%に当たる226棟でアスベストの露出が確認された。こう報じております。

こうした情報を目にしたとき、我が家の壁や天井にも使われているのではないかと、こんな不安が広がってまいりますのは、私一人でしょうか。毎日の生活の場であり、アスベスト被害の影響が最も大きいと思われる個人住宅のアスベスト対策の取り組みについて、市はどのように考えておられるのか、また、山県市にはアスベスト検討委員会があると聞いておりますが、どのような組織でどのようなことが検討されているのか、お尋ねをいたします。

積極的な答弁を期待して、私の質問を終わります。

議長（小森英明君） 長屋市民部長。

市民部長（長屋義明君） 谷村議員の再々質問にお答えします。

1点目の各自治会の集会場または個人住宅のアスベスト対策の取り組みについての御質問でございますが、アスベストについての相談につきましては、環境衛生課が窓口になっております。各自治会の集会場または個人の住宅の壁、スレートがわら、天井に使用されている綿状の素材、あるいは吹きつけ塗装、技術製品への混合、石綿管、その他疑わしいものの現物確認の問い合わせにつきましては、アスベストは肉眼では判定が非常に確認しにくいことから、専門知識を持った業者を紹介することになります。検査の方法は、現物を採集し、ビニール袋に詰めて直接持参するか、自宅へ出張採集の依頼を行う方法があります。また、市民の方からの体の健康状態や健康被害の相談につきましては、市役所の健康課あるいは岐阜地域保健所を紹介しますが、個人の意思によって健康診断の受診を希望される場合は、医療機関での診療をお願いします。

また、業者の方から届け出が必要な免責要件に該当する吹きつけ石綿を使用した建築物の解体や回収、補修についての相談につきましては、岐阜地域振興局環境課環境保全係へ連絡していただければ、指導していただくようお願いしてあります。

アスベストが市民の健康への問題として社会的関心が高まっておりますので、市民の方の相談には積極的に対応してまいります。

2点目の山県市アスベスト検討委員会の検討事項につきましては、市民からのアスベストに関する各種相談及び健康相談に対応するとともに、市が所有または管理する施設のアスベスト対策に対する検討を行うために設置された委員会でございます。アスベストに関する協議事項が発生しますと、まず、施設を有する担当課長で構成された検討部会で協議が行われ、重要事項が検討委員会へ報告されます。検討委員会は、助役を委員長とし、教育長、議会事務局長、各部長、消防長、教育次長、総務部次長兼企画部次長で構成されております。現在までに3回開催され、市の各施設のアスベスト対策について協議を行い、定性・定量分析調査及び空気濃度測定調査を決定しております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小森英明君） 以上で谷村松男君の一般質問を終わります。

議長（小森英明君） 以上をもちまして、本日予定しております一般質問はすべて終了いたしました。

なお、22日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後2時01分散会

山県市議会定例会会議録

第5号 12月22日(木曜日)

議事日程 第5号 平成17年12月22日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第 86号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 87号 山県市収入役事務兼掌条例について
- 議第 88号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第 89号 山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例について
- 議第 90号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 91号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 92号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 93号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第 94号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について
- 議第 95号 岐北衛生施設利用組合規約の一部を改正する規約について
- 議第 96号 平成17年度山県市一般会計補正予算(第6号)
- 議第 97号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第 98号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議第 99号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第100号 市道路線の認定について
- 議第101号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の提起について
- 議第102号 平成17年度山県市一般会計補正予算(第7号)

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第 86号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 87号 山県市収入役事務兼掌条例について
- 議第 88号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第 89号 山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例について

- 議第 90号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 91号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 92号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 93号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第 94号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について
- 議第 95号 岐北衛生施設利用組合規約の一部を改正する規約について
- 議第 96号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第6号）
- 議第 97号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第 98号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第 99号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第100号 市道路線の認定について
- 議第101号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の提起について
- 議第102号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第7号）

日程第3 討 論

- 議第 86号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 87号 山県市収入役事務兼掌条例について
- 議第 88号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第 89号 山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例について
- 議第 90号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 91号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 92号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 93号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第 94号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について
- 議第 95号 岐北衛生施設利用組合規約の一部を改正する規約について
- 議第 96号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第6号）

	議第 97号	平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
	議第 98号	平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
	議第 99号	平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
	議第100号	市道路線の認定について
	議第101号	旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の提起について
	議第102号	平成17年度山県市一般会計補正予算（第7号）
日程第4	採 決	
	議第 86号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第 87号	山県市収入役事務兼掌条例について
	議第 88号	山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
	議第 89号	山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例について
	議第 90号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議第 91号	山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議第 92号	山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議第 93号	証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
	議第 94号	岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について
	議第 95号	岐北衛生施設利用組合規約の一部を改正する規約について
	議第 96号	平成17年度山県市一般会計補正予算（第6号）
	議第 97号	平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
	議第 98号	平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
	議第 99号	平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
	議第100号	市道路線の認定について
	議第101号	旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の提起について
	議第102号	平成17年度山県市一般会計補正予算（第7号）
日程第5	発議第8号	「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書について
日程第6	質 疑	
日程第7	討 論	

- 日程第8 採 決
- 日程第9 発議第9号 議会制度改革の早期実現に関する意見書について
- 日程第10 質 疑
- 日程第11 討 論
- 日程第12 採 決
- 日程第13 議会運営委員会・特別委員会中間報告について
議会運営委員会
環境保全対策特別委員会
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会
- 日程第14 質 疑
議会運営委員会・特別委員会中間報告について
- 日程第15 委員会閉会中の所管事務調査報告について
総務常任委員会
- 日程第16 質 疑
委員会閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第17 委員会閉会中の継続審査について
議会運営委員会
環境保全対策特別委員会
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員会委員長報告
- 議第 86号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 87号 山県市収入役事務兼掌条例について
- 議第 88号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第 89号 山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例について
- 議第 90号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 91号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 92号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第 93号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第 94号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について
- 議第 95号 岐北衛生施設利用組合規約の一部を改正する規約について
- 議第 96号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第6号）
- 議第 97号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第 98号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第 99号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第100号 市道路線の認定について
- 議第101号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の提起について
- 議第102号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第7号）

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第 86号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 87号 山県市収入役事務兼掌条例について
- 議第 88号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第 89号 山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例について
- 議第 90号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 91号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 92号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 93号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第 94号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について
- 議第 95号 岐北衛生施設利用組合規約の一部を改正する規約について
- 議第 96号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第6号）
- 議第 97号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第 98号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第 99号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第100号 市道路線の認定について
- 議第101号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の提起について

- 議第102号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第3 討 論
- 議第 86号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 87号 山県市収入役事務兼掌条例について
- 議第 88号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第 89号 山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例について
- 議第 90号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 91号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 92号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 93号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第 94号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について
- 議第 95号 岐北衛生施設利用組合規約の一部を改正する規約について
- 議第 96号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第6号）
- 議第 97号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第 98号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第 99号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第100号 市道路線の認定について
- 議第101号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の提起について
- 議第102号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第4 採 決
- 議第 86号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 87号 山県市収入役事務兼掌条例について
- 議第 88号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第 89号 山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例について
- 議第 90号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 91号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第 92号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 93号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第 94号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について
- 議第 95号 岐北衛生施設利用組合同規約の一部を改正する規約について
- 議第 96号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第6号）
- 議第 97号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第 98号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第 99号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第100号 市道路線の認定について
- 議第101号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の提起について
- 議第102号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第5 発議第8号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書について
- 日程第6 質 疑
- 日程第7 討 論
- 日程第8 採 決
- 日程第9 発議第9号 議会制度改革の早期実現に関する意見書について
- 日程第10 質 疑
- 日程第11 討 論
- 日程第12 採 決
- 日程第13 議会運営委員会・特別委員会中間報告について
議会運営委員会
環境保全対策特別委員会
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会
- 日程第14 質 疑
議会運営委員会・特別委員会中間報告について
- 日程第15 委員会閉会中の所管事務調査報告について
総務常任委員会
- 日程第16 質 疑
委員会閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第17 委員会閉会中の継続審査について

議会運営委員会

環境保全対策特別委員会

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

出席議員（22名）

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
収入役職務代理者 会計課長	遠山治彦君	教育長	小林囿之君
総務部長	垣ヶ原正仁君	企画部長	船戸時夫君
市民部長	長屋義明君	保健福祉 部長	土井誠司君
産業経済 部長	松影康司君	基盤整備 部長	長野昌秋君
水道部長	梅田修一君	消防長	高橋信夫君
教育次長	室戸弘全君	総務部次長兼 企画部次長	和田真吾君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林宏優	書記	棚橋和良
------	-----	----	------

書 記 堀 達 也

午前10時00分開議

議長（小森英明君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

議長（小森英明君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題とします。

本件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 村瀬伊織君。

総務常任委員会委員長（村瀬伊織君） 議長よりお許しをいただきましたので、総務委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は、12月15日午前10時より、審査を付託されました案件等について委員会を開催いたしました。出席者は、委員8名全員が出席、執行者側より所管する部長、課長の出席を求めました。

審査を付託されました議第87号 山県市収入役事務兼掌条例について、議第94号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について、議第96号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第6号）の総務関係、議第101号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害賠償請求訴訟の提起について及び議第102号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第7号）の5議案を一括議題とし、審査を行いました。議第101号の案件についての質疑応答があり、その後、討論、採決の結果、全議案、全会一致で原案どおり可決すべきと決定をいたしました。

続いて、2件の意見書について審査をいたしました。

1件目の「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書につきましては、地方の改革案に沿ったさらなる改革を推進する必要があるとのこと。2件目の議会制度改革の早期実現に関する意見書につきましては、本格的な地方分権時代を迎え、議会が役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改革が必要であることから、2件とも全会一致で意見書を提出することにいたしました。

以上、総務委員会の審査及び調査報告とさせていただきます。

議長（小森英明君） 続きまして、産業建設委員会委員長 藤垣邦成君。

産業建設常任委員会委員長（藤垣邦成君） 産業建設委員会から報告をいたします。

去る12月16日に委員会を開催いたしました。本委員会に付託されました議第92号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、

議第96号 平成17年度山県市一般会計補正予算(第6号)、議第99号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)、議第100号 市道路線の認定についてを付託されたので、慎重に審議をいたしました結果、いずれの案件も全会一致で可決すべしと決定いたしましたので、報告をいたします。

主な審議内容でございますけども、特に指定管理者制度についていろいろ議論がございました。執行部におかれましては、今後、指定管理者との協定にはきちっとした協定を結んでほしいと、こういう意見もございましたことを報告いたします。詳しいことは、議事録が事務局に保管してありますので、御精読いただきたいと思います。

以上でございます。

議長(小森英明君) 続きまして、文教厚生委員会委員長 横山善道君。

文教厚生常任委員会委員長(横山善道君) 文教厚生委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月19日午前10時より、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。執行者側からは所管する部長、課長の出席を求めました。

審査を付託されました議第86号 人権擁護委員会の推薦につき意見を求めることについて、議第88号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について、議第89号 山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例について、議第90号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議第91号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議第93号

証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について、議第95号 岐北衛生施設利用組合規約の一部を改正する規約について、議第96号 平成17年度山県市一般会計補正予算(第6号)(文教厚生関係)、議第97号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議第98号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)の10議案を一括議題とし、委員に質疑を求めました。

花咲きホールイベント事業の詳細、美山中学校家屋補償等調査委託料、青波福祉プラザ設置に伴う指定管理者制度の導入の理由などについて質疑応答の後、討論、採決の結果、議第88号及び議第95号の2議案につきましては賛成多数で可決、残り8議案につきましては全会一致で、それぞれ原案のとおり同意及び可決すべきと決定いたしました。

続いて、30人以下少人数学級の実現を求める意見書及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について調査をいたしました結果、賛成が少数でありましたので、採決しないことと決定しました。

また、その他で児童・生徒の登下校時の安全対策、大雪による高齢者及び独居老人世帯への対策についての質疑があり、担当課長より説明を受けました。

以上、文教厚生委員会の審査及び調査報告とさせていただきます。

議長（小森英明君） 御苦労さまでした。

各常任委員会委員長報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

議長（小森英明君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） 産建の藤垣委員長にお聞きします。

私は委員ですので、中身のことがないんですけど、今、総務と厚生の方の委員長の報告を聞くと、付託された議案、それがメインですので、それが先に説明があり、最後に所管事項、意見書とか委員会の範囲のことを報告されたんですけど、藤垣さんの方は議案だけの報告をされて、その他の委員会の調査、審議については報告がなかったんですが、その点、いかがお考えでしょうか。

議長（小森英明君） 産業建設委員会委員長 藤垣邦成君。

産業建設常任委員会委員長（藤垣邦成君） 当委員会に付託された案件、議会より付託された案件が議会での報告とっておりまして、追加日程、委員長の権限でもって、委員会の所掌事務について多数の意見があったら、この際、発言と質疑を許しますということで質疑をさせていただきました。あえて報告する必要はないかなと思いましたが、報告を削除させていただきました。したがって、詳しいことは議事録が事務局に保管してありますと、こういうふうに結びましたが、いけないでしょうか。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 付託案件というのは、基本になるのは当然なんですけれども、やはり議会の透明性だとか説明責任ということを考えると、正規の委員会の中で議論されたことは順を追って、すなわち付託案件、そして、それ以外の所掌事務についての調査、審議は報告されるというのが今の時代に合った議会の姿ではないかなと思うわけですね。そういった意味で、その他は議事録を見てくださいというのは非常に好ましくないのではないかなというふうに思ったんですが、今後、考えを改めていただけないでしょうか。

議長（小森英明君） 産業建設委員会委員長 藤垣邦成君。

産業建設常任委員会委員長（藤垣邦成君） 今後よく検討したいと思います。

議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

議長（小森英明君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第86号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから議第102号 平成17年度山県市一般会計補正予算(第7号)までの17議案に対する討論を行います。

討論の発言通告はありませんでした。

ほかに討論はありませんか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 私は、議第88号 山県市国民健康保険基金条例の一部改正について及び議第87号 山県市収入役事務兼掌条例についてと、さらに議第95号 岐北衛生施設利用組合規約の一部を改正する規約について、そして議第99号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算、この4件について反対討論をいたします。

まず、国民健康保険の基金条例の一部改正についてであります。今回は介護保険の保険料、2号被保険者の分の支払いにかかわる部分を挿入するという条例の一部改正案ではあります。しかし、条例そのものは、1年間に必要な経費の医療給付費などの12分の3というのを上限として基金を積み立てていくというものになっております。そもそもについて、この基金のことを振り返る必要も私は感じるわけであり。国が国民健康保険の医療費に対する国庫補助率を大幅に引き下げたことによりまして、地方自治体の負担が増え、その分が被保険者へ保険税として転化をされ、そして、それ以来、国民健康保険税の引き上げが繰り返されてきているわけであり。

一方で、国は地方自治体に基金の積み立てを指導し、山県郡の町村も指導以上の年間給付費の12分の3というのを上限として条例を設けました。旧高富町におきましては、国保税がどんどん引き上げられ、住民の暮らしを圧迫し、そして、滞納額も大きく膨らんできておりました。基金の有無や基金の多寡が国保医療給付の補償と関係するかのような考え方は、国の補助率削減のねらいにまんまと乗せられているにすぎないと言えるのではないのでしょうか。国民の健康を守る義務、社会福祉、公衆衛生、守る義務は、国にある、政府にあるということは憲法25条に明確にされております。そのための重要な

社会保障制度の1つ、それが国民健康保険制度であります。

実際、現実には基金を設けていない自治体もあり、また、基金の額も自治体によって何倍もの開きがあります。現在、この山県市におきまして、基金の廃止までは不安だと言われるにしても、上限の引き下げによりまして、国保税の引き下げが即可能になってまいります。ここに手をつけてみたらどうかということを再三主張しているところでございます。国保税の引き下げが市民の暮らしを支えることに直結します。ですから、私は、この12分の3という上限そのものに異議を申し上げなければならないということで、この議案に反対討論といたします。

次に、収入役の事務兼掌条例につきましてと岐北衛生施設利用組合規約の一部改正につきましてであります。山県市は町村合併によりまして、予算規模は一般会計だけでも150億円と大きく膨らみ、収支に関する公正さを確保するための収入役の任務というのは一層大きくなったと考えなければならないといふふうに思います。助役にいたしましても、合併により、その仕事量というのは大幅に増えていると思われれます。そうした中で、兼務することになれば、形式的なものへと流れていくことになりかねないと私は危惧をするものであります。兼務の目的の1つとして、人件費の削減による効率化が上げられておりますけれども、特別職の給与の見直しをまず選択すべきではないかと思うわけですが、まず、その前に、山県郡3町村は、合併によりまして、既に特別職の人件費、大幅に削減をされておきまして、一体どこまで削減したらいいのかということになるわけでありまして、地方自治体そのものの存立を問う、そういう状況に今なっているといふふうに思います。収入役の役割の再確認こそ私は今必要だといふふうに思います。廃止されるべきではないと考えますので、この意見について反対といたします。

議第99号 市の水道会計補正予算の第2号につきましては、さきの臨時議会でも議案が出てまいりましたけれども、人事院勧告にかかわる給与の引き下げ、これに反対であります。山県市の給与そのものは、指数を見ましても特別に高いというわけではなくて、国家公務員に比べまして低い状況にあるということもありますし、公務員の給与の引き下げがやはり民間に大きく影響していくということが言われております。私は、そうしたことからこういうことに反対を現時点ではしてまいりたいといふふうに思います。

以上、反対討論を終わります。

議長（小森英明君） 次に、賛成討論をどうぞ。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） 私、今回の議案にはすべて賛成ですけれども、そのうち議第89号、91号、92号、つまり、指定管理者という新しい制度に関する議案について、これは、

私がことしの6月議会でも指定管理者制度に関して一般質問したという立場で、一応賛成する理由を述べたいというふうに考えます。基本的に、指定管理者という制度が自治体にとって有用な手段であるというふうには私は考えています。ただし、合併直後の山形市にとっては、一般の方から見ても、議会サイドから見ても、現在の職員数は非常に多過ぎるというふうにほとんどの人が認識しています。

そういった状況の中で、指定管理者を一言で言えば、外に仕事を出すということにつきますから、それが現在の職員に対して労働を少なくするような方向、あるいは支出を増やすような方向、そういうふうになるとしたら、それは時期尚早であるということは明らかだと思えますね。そういった意味で、今回提案された議案をずっと議会中、いろいろと質疑したり、お聞きしたりして、中身を見てきました。そういった中で、今回、基本的には、職員の労働に対する影響というのはほとんどないといって等しいぐらいのものであるということ。それから、一部新規事業については若干の予算が増えるでしょうが、それに相当する管理者が選定されて、しかるべく事業がされれば有用であろうというふうに考えられます。そういった意味で、今回の議案は基本的には賛成していいのかなと個々の内容を見たときにそのように考えました。

また、市長からは、この議会の冒頭に提案説明の中で、私が6月議会でも懸念したことの1つ、情報公開あるいは個人情報保護、こういったことの懸念も来る3月の議会でも関係条例を改正していくというような説明もあったというふうに理解しています。そういった意味で、市も制度を整えていくという方針もある、そういうふうに受け取れます。そういった意味でも認めてもいいのかなというふうに考えています。

ただし、懸念があります。それは、委員会の質疑などでも明らかになったんですけど、担当レベルで実際にどういうふうに運用するかというところがまだイメージされていないし、また検討もされていない。多分、既に先行している自治体の例もほとんど調べられていないという意味で、来年の4月にスタートしたときにいろいろな混乱が起きるのではないかと、そういった懸念を実際に委員会などで感じました。そういった意味では、もうすぐスタートするわけですから、十分検討していただきたいというふうに感じています。

それから、既に先行している各地の全国の例を聞きますと、大抵が選定の委員会を庁内につくるわけです。一部外部の人を含めてつくる場所もあります。そういったところの審議過程は公開されるのが通常です。それを見ますと、実際のどの施設にどの管理者を選ぶかという審議の過程が非常にわずかな時間であると。ほとんど中身の審査がされずに選定されているという実態が最近明らかになってきています。そういった意味で、

山口市は新しく制度をつくり、3月までに候補者を選定されていく中で、十分な審議をされた結果として選定者を絞り込んでいただきたいと、そういったことも全国的な流れの中で感じておりますので、十分御留意いただきたい。

それから、今後、市長が6月にも答弁されましたけれども、市長でしたか、総務部長でしたか、各部、各課、各施設の係に任せるということでしたけれども、そういったことと、この議場には各責任者の部長がおりますのでお伝えしますが、今回は当初に申し上げたように、人為的にも特別に外に出すというような要素はなく、経費的にもそれなりに合理的であるということが考えられますが、反面として、そういった職員が指定管理者を出すことによって、職員が他の町内の仕事、市の仕事に向くという考え方はいけないと、そういうふうに考えられますので、その点、今後制度化される場合は、十分人為的、予算的な検討をされたいということを思います。

この理由をもって、一応賛成というふうに今回はいたします。

議長（小森英明君） 次に、反対討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） その他討論はありませんかというふうに質問をしていただくべきではなかったかなというふうに思いますが。

議長（小森英明君） 反対討論を求めたんです。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 反対討論の次にその他討論はありませんかというふうに。

議長（小森英明君） 賛成と反対の討論しか求めておりません。

吉田茂広君。

1番（吉田茂広君） ちょっとお尋ねしたいことがありまして、暫時休憩をお願いできますか。

議長（小森英明君） 暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時26分再開

議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに討論はありませんか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 先ほど反対討論をしましたけれども、賛成討論をしたいという

ふうに思います。

〔「賛成討論は反対討論の後にしなきゃいかん」と呼ぶ者あり〕

15番（中田静枝君） 反対討論はありませんでしたので。

議長（小森英明君） 賛成討論ですか。そしたら、次をやります。今、反対討論を求めました。その次に賛成を求めます。交互に行うということだそうですから。

次に、賛成討論をどうぞ。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 私は、議第89号と91号、92号について、特に賛成の討論をしたいと思います。

指定管理者制度導入のためのこの3つの条例の一部改定であります。今後の協定書に地方自治法244条1項の公的施設の目的や理念を盛り込むこと。また、コストの削減、人件費の削減、労働条件の低下で利用者サービスの低下にならないようにすること。情報公開や個人情報保護、議会のチェック、住民参加など、管理運営に関して透明性を確保すること。そして、委託業者との行政関係者との癒着など、不正の温床にならないようにすることなど、必要な手だてをとること。これらを今後の協定書に盛り込むことを提案したいというふうに思います。

そして、この3つの案件につきましては、これまでも委託をしております市の社会福祉協議会や事務所を置いている森林組合への指定につきまして、私は妥当と考えます。

また、青波福祉プラザにつきましては、地域団体などの指定が望ましいというふうに考えられます。非営利団体への指定により、公的施設がその目的を達成できるように市の努力を求め、また、他の施設への拡大については慎重な対応を求めて、賛成討論いたします。

議長（小森英明君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 討論は、ないものと認めます。これをもちまして、議第86号から議第102号までの討論を終結いたします。

日程第4 採決

議長（小森英明君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第86号から議第102号までの採決を行います。

最初に、議第86号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は同意であります。本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議第87号 山県市収入役事務兼掌条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第88号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第89号 山県市青波福祉プラザの設置及び管理に関する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第90号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり

り可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第91号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第92号 山県市美山山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第93号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第94号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第95号 岐北衛生施設利用組合規約の一部を改正する規約について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第96号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第6号）。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第97号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第98号 平成17年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第99号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第100号 市道路線の認定について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定しました。

議第101号 旧高富町子どもげんきはうす建設工事に係る入札価格吊り上げに伴う損害

賠償請求訴訟の提起について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第102号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第7号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第5 発議第8号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書について

議長（小森英明君） 日程第5、発議第8号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書についてを議題といたします。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

議長（小森英明君） 提案者に提案理由の説明を求めます。

村瀬伊織君。

20番（村瀬伊織君） 議長のお許しをいただきましたので、提案理由の説明をいたします。これは、朗読をもって提案理由の説明といたしますので、よろしくお願いをいたします。

「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書。

「三位一体改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な政策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行財政運営を確立することにある。

地方六団体は、平成18年度までに第1期改革において、3兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年の3.2兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る7月20日に残り6,000億円の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案（2）」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところであります。

政府・与党においては、去る11月30日、「三位一体改革について」が決定され、地方への3兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とさ

れ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものであるが、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も多く含まれ、今後の「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、「地方の改革案」に沿って平成19年度以降も「第2期改革」として、更なる改革を強力に進める必要がある。

よって、国においては、真の地方分権改革を実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

記。

1、3兆円規模確実な税源移譲。

3兆円規模の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税の10%比例税率化により実現すること。

また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。

都市税源の充実確保。

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。

真の地方分権改革のための「第2期改革」の実施。

政府においては、「三位一体の改革」を平成18年度までの第1期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成19年度以降も「第2期改革」として「地方の改革案」に沿った更なる改革を引き続き強力に推進すること。

義務教育費国庫補助負担金について。

地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、「地方の改革案」に沿った税源移譲を実現すること。

施設整備費国庫補助負担金について。

施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が50%とされ、税源移譲の対象とされたところであるが、地方の裁量を高めるため、「第2期改革」において「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

法定率分の引き上げ等の確実な財源措置。

税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分に引き上げで対応すること。

地方財政計画における決算かい離の同時一体的な是正。

地方財政計画と決算とのかい離については、平成18年度以降についても、引き続き同

時一体的に規模是正を行うこと。

「国と地方の協議の場」の制度化。

「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的に開催し、これを制度化すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月22日

岐阜県山県市議会

提出先、衆議院議長 河野洋平殿、参議院議長 扇 千景殿、内閣総理大臣 小泉純一郎殿、内閣官房長官 安倍晋三殿、経済財政・金融担当大臣 与謝野 馨殿、総務大臣 竹中平蔵殿、財務大臣 谷垣禎一殿。

以上でございますが、皆さん、十分御審議を賜り、御決定をいただきますようよろしくお願いをいたします。

議長（小森英明君） 提案者の説明が終わりました。

日程第6 質疑

議長（小森英明君） 日程第6、質疑。

ただいまから、発議第8号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） 提案者にお尋ねいたします。

先ほど委員長報告のときに委員会でも協議されたということもあり、そういう中で出てきているというふうに理解しますが、率直に申し上げて、今の提案理由の説明、趣旨説明ですと、それをもって否決せざるを得ないような説明だというふうに思います。議事録を読んだら、中身が全くわからないと思います。そういった意味で、非常に無責任だというふうに率直に思いました。

そこでお聞きしますが、委員会ということですが、当初、委員会で質疑、議論、討論はあったのでしょうか。

議長（小森英明君） 村瀬伊織君。

20番（村瀬伊織君） 一応、委員にはお諮りをいたしましたけれども、反対の意見もございませんでしたし、討論もございませんでした。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番(寺町知正君) ここに『全国市議会旬報』というのがあります。皆さんもいつも読んでみえますね。12月5日号、第1600号であります。ちょうど12月議会が始まる前に皆さんに渡ったんです。ここの表紙に書いてありますけど、全国市議会議長会が出しているんですが、ここで報告書の案がまとまりましたと書いてあります、市議会議長会が。そこにこういうのがあるんですよ。いいですか、提案者の方。市議会議長会の報告書の案がまとまったと書いてある。そこにこう書いてあるんですよ。意見書は、その内容について議会で十分な審議を行った上で提出するものであることを改めて認識することなどを提言していると書いてあるんですね。余りにも違い過ぎるんじゃないでしょうか。

お聞きするわけですが、これを提案されるのは中身を十分理解したから提案されるのか。それとも、一応、議長会から議長を通じて、議員を通じてきたから上げましょうというのか、どっちなんですか。

議長(小森英明君) 村瀬伊織君。

20番(村瀬伊織君) 今、後から寺町議員が申されましたように、地方六団体の議長会等々で意見書を提出するというので、今、六団体の中でやるという、提出をするということで、中身についてはもう少し早く皆様方に出すのが本来でしたけれども、政府の方も、これを踏まえて、いろいろ協議をされた中で、いろいろ解決しておる分もございまして、その点につきましては、六団体の原案どおり、私は当初から説明をしておるわけですので、御理解いただきたいと思います。

議長(小森英明君) 寺町知正君。

13番(寺町知正君) ほかに人に配るのが遅くなったのはいいんですよ。まず、提案しようと思うあなたが全部理解されたかということをお尋ねしているんですが、それで、率直に上から来たから出すよという趣旨だということなので、あえてお聞きしません。私は、十分理解しているとおっしゃったら、今回の提案の例えば7番目、地方財政計画における決算乖離の同時一体的な是正、この意味をお尋ねしようと思いました。非常にこれはわかりにくいし、説明が難しいと思うんですよ。地方財政計画とは何かをとっても、あるいは決算乖離をとっても、そして、7番の3行目に規模是正と、この規模とはどういうことなのか。ここがわかって提案されるべきであるというふうに思います。そうでないと、余りにも無責任な意見書になるんじゃないでしょうか。

議長(小森英明君) 村瀬伊織君。

20番(村瀬伊織君) 十分理解して行いますので、よろしく願いをいたします。

議長(小森英明君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、発議 8 号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書についての質疑を終結いたします。

日程第 7 討論

議長（小森英明君） 日程第 7、討論。

ただいまから、発議第 8 号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書についての討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

寺町知正君。

13 番（寺町知正君） 発案者の提案の説明、それから、先ほどの質疑を聞いても皆さんわかんと思うんですが、余りにも無責任であって、山県市議会として、このような理解の中でこれを出すということは到底許されないというふうに考えて、私は反対いたします。

例えば先ほどでも 7 番について答えてくださいということでしたが、もう総論的にさっと逃げるだけで、それではいけないと思うんですよ。これは法律に定められた意見書なんですから、どこから来たかそれはともかく、この議会、あるいは提案者の中でかみ砕いてこういうふうだと、仮にそれが当初の発端と違う考えがあってもいいと思うんですけど、こういうふうだからこういうふうに政府に求めたい、他に求めたいという意見書を出す。それが制度なんですから、私はもう一度検討されて出すべきである。休憩時間に私はそんなことをお話しした覚えがありますが、非常にこれは多岐にわたるので、十分な検討が必要なことばかりなんです。

そうでありますから、突如出てきた、しかも、発案者自身も率直に認められたように、内容に対する理解もない段階で意見書として認めるというのは、余りにも制度を冒瀆するものであるという意味で、反対をいたします。

議長（小森英明君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 次に、反対討論はありませんか。

中田静枝君。

15 番（中田静枝君） 私は、真の地方分権ということについては、憲法の位置づけから考えて、当然追求されていくべきであるというふうに思います。しかし、この意見書

案につきましては、真の地方分権そのものと国が国としての責任を果たす、義務を果たすというのと同列でないということで、特にそこを明確に考えながらの判断が必要かなということをおもいます。

特に、この項目の中で言いますと、ひっかかってまいりますのが、第4の義務教育費の国庫補助負担金についてのところでありますが、特に義務教育費につきましては、教職員の給与についての国の負担金というのの削減がずっと政府の方で強行的に進められてきておまして、そういうことに対しての地方の団体はどうかというと、必ずしも地方六団体すべて、その点について、国庫補助負担金、教職員の義務教育費の負担金を削減していくべきだというふうに一致はしていないわけでありまして、第4項目については非常にそこら辺が、地方の改革案、この中身そのものにかかわってくるかなというふうに思うわけでありまして、憲法の第26条に、「義務教育は、これを無償とする」というふうに明確に書かれておりますけれども、それはやっぱり等しく教育を受ける国民の権利を保障するための大事な条件でありまして、それを果たすのはやっぱり国の責任、義務であります。そこをやっぱり、ここの第4項は私は非常に危惧をいたしますので、どうしてもここは譲れないというふうに思います。

以上をもちまして、この意見書案に反対討論といたします。

議長（小森英明君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

議長（小森英明君） 日程第8、採決。

ただいまから採決を行います。

発議第8号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書について。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前11時19分再開

議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第9 発議第9号 議会制度改革の早期実現に関する意見書について

議長（小森英明君） 日程第9、発議第9号 議会制度改革の早期実現に関する意見書についてを議題といたします。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

議長（小森英明君） 提案者に提案理由の説明を求めます。

村瀬伊織君。

20番（村瀬伊織君） 議長のお許しをいただきましたので、議会改革早期実現に関する意見書、朗読をもって提案説明とさせていただきます。これにつきましても、総務委員会の中では十分精査をした結果、提出するという事に決定をいたしましたので、朗読をもって提案説明の理由とさせていただきます。

議会制度改革の早期実現に関する意見書。

国においては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」について調査・審議を行っており、このような状況を踏まえ、全国市議会議長会は、さきに「地方議会の充実強化」に向けた自己改革の取り組み強化についての決議を同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改革要望を提出したところであります。

しかしながら、同調査会の答申を見ると、全国市議会議長会を初めとした三議長会の要望が十分反映されていない状況にある。

本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹を成す議会が、その期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠である。

よって、国においては、現在検討されている事項を含め、とりわけ下記の事項について、抜本的な制度改革が行われるよう強く求める。

記。

1、議会の招集権を議長に付与すること。

2、地方自治法第96条第2項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど、議決権を拡大すること。

3、専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務づけること。

4番、議会に附属機関の設置を可能とすること。

5、議会の内部機関の設置を自由化すること。

6、調査権・監視権を強化すること。

7、地方自治法第203条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置づけるとともに、職務遂行の対価についても、これにふさわしい名称に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月22日

岐阜県山県市議会

提出先、衆議院議長 河野洋平殿、参議院議長 扇 千景殿、内閣総理大臣 小泉純一郎殿、総務大臣 竹中平蔵殿。

以上であります。御審議の上、決定をしていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小森英明君） 提案者の説明が終わりました。

日程第10 質疑

議長（小森英明君） 日程第10、質疑。

発議第9号 議会制度改革の早期実現に関する意見書についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） まず、お尋ねする前に、議長、先ほど議運でもありましたが、今の提案説明、先ほどの提案説明も議事録は修正されておかないといけないわけですが、議場でそれを議長が発声されないと勝手に変えられても困りますので、開会中に議長が発声していただけますか。明らかな間違いは議長特権で直せますけど、発声をしておかないといけない。

議長（小森英明君） 間違っただけの点については修正をいたします。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、提案者に質問ですけれども、先ほどの意見書と同じ

ですが、現在、既に市議会議長会でも意見書については議会で十分審議するようにというふうに方向づけられている中で、今回の提案に当たって、委員会では質疑、討論、あるいは議論などをされたのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、もう一点、今、具体的に1から7まで項目がありますけど、このうち幾つかは既にこの議会で意見書として出ているように記憶するわけですが、何番から何番が既に出ていて、なぜ再度出すのかというところ、その理由を明らかにしてください。

議長（小森英明君） 村瀬伊織君。

20番（村瀬伊織君） この意見書につきましても、委員会としては、質疑も十分にいたしましたし、討論はございませんでした。

〔「質疑はなかったでしょう」と呼ぶ者あり〕

20番（村瀬伊織君） それと、前回、委員会の中でも御説明を申し上げましたから、1番から6番までは前回のときに提出をいたしましたけれども、この件についても、さらにもう一度提出するというところで、委員の方には御説明申しまして、7番についてですけれども、これにつきましても、7番についてが追加というようなことになりすけれども、さらに議会改革を進めていく中で提出をするということで、議長会等々でも御議論されたようですので、委員会として再度出すことに決定をいたしました。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 委員会では質疑がなかったというふうに理解していいんですね。質疑、討論はなかったということですね。それで、6番までは既に出ているけれども、再度出すということで、どうも理由づけは明確ではないんですけど、そういう事実関係ですね。

そこで、残る7番についてですけれども、地方自治法203条というのは特別職の議員も含めてですけど、常勤である一般職に対して、非常勤の職員についての報酬とか費用弁償を定めているわけです。ここのところの中から議員を外して、別の項目をつくってほしいという趣旨にとれます。それが公選職という定義づけというふうな提案だと思うんですけど、これは、実は、現在、政務調査費というのが法制化されていますけど、これに先立って、首長からの議員、あるいは会派への補助金という形で従前は調査費がありました。これが全国的に大きな問題になって、監査請求、訴訟などが起きたということの中から、議長会などが国に要望して、自治法が改正されて、数年前に現在の100条13項政務調査費というふうに位置づけられたわけです。その歴史を考えると、今回の議員を公選職という別枠で法制化してほしいということの真のねらいというのは、現在、各地でやはり調査費についても訴訟が続いている。それと同じように、費用弁償や議員

の報酬についてもそうなんです。そういったものをかわそうとする意図にあるのではないかとしか私にはとれないわけです。

そこで、提案者はなぜこの7項目、7番目を提案するのかというところをもう少し必要性を説明いただきたいと思います。

議長（小森英明君） 村瀬伊織君。

20番（村瀬伊織君） これは議会の現状、民意等々のものを反映するためには、こういう制度をつくって、費用弁償等々は別枠で行われるのが妥当だというような意見もありましたので、意見というか、そういう趣旨も踏まえて、この7項目につきましては出すつもりでございますので、よろしく願いいたします。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） そうすると、今の説明を聞いてもなかなかしっくりこないんですけど、要は、先ほどの意見書と一緒に、積極的にこうしてほしい、これが必要だということよりも、村瀬議員が提出、提案されるのは、どちらかといえば、議長会から要請が来たので、それにこたえてという非常に消極的、受動的な立場だというふうに理解したらいいんでしょうか。

議長（小森英明君） 村瀬伊織君。

20番（村瀬伊織君） そうです。そのとおりです。

議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、発議第9号 議会制度改革の早期実現に関する意見書についての質疑を終結いたします。

日程第11 討論

議長（小森英明君） 日程第11、討論。

ただいまから、発議第9号 議会制度改革の早期実現に関する意見書についての討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） 反対の立場で討論いたします。

まず、1つ、提案者に積極的に提案理由を展開する見解もないし、質疑に対する答えでも、議長会の方から来たから消極的に出すという程度だというふうに認識されています。これでは、あえて議会が議決をして意見書を出すというものに当たらないという、

そういう制度上の問題として必要ないということを1点申し上げます。

それから、もう一点ですけど、質疑でも一言申しましたけれども、過去の議員への調査費というのが非常に不明確で、その使い道が裁判などでも有権者から問われてきた。そういう歴史があって、議長会は国に要望し、地方自治法を改正し、現在の100条13項で政務調査費を位置づけてもらった。そして、自治体の条例で今堂々ともらっているという、そういう歴史があります。今回の7番目の1つの意見書の案にある意図というもの、議員の費用弁償、報酬、これらに多くの疑問が今投げかけられていて、実際に監査請求や訴訟も続いている。そういった中で、結局、以前の調査費と同じように法制化をする中で、少しでも自分たちの立っているスタンスを強くしたいという方向でないかというふうに想像されます。私は、今、必要なのはそういった法律上のものではなくて、議会が有権者の負託にこたえるだけの活動をするような仕事をする、あるいは必要な部分を改正する、そういうことであって、報酬や費用弁償、その位置づけや名称を変える、そういったことで対策をとるべきではないというふうに考えています。

そういった意味で、この意見書には反対いたします。

議長（小森英明君） 次に、賛成討論はありませんか。

藤垣邦成君。

18番（藤垣邦成君） 今提出されました意見書の賛成という立場で討論をさせていただきます。

ここに書かれておりますように、議会制度改革の早期の実現と書いてあります。まさに早期が望まれているわけです。といいいますのは、いわゆる地方の議会制度改革がおくれますと、それによって、地方にも議会の改革、行政改革を義務づけてきました。そういった中で、自治法の改正なくして、例えば地方制度調査会の地方部会では、地方議会委員会の委員の重複等も今検討されております。というのは、いわゆる合併等によって議会の定数をどんどんどんどん減らして、委員会構成が難しくなっている。したがって、1人の議員が2つにまたがった委員会にも所属できると、こういう制度も今議論されております。と申しますのは、国の自治法の改正なくして、地方は受けて立てないわけですね。

したがって、こういった地方の分権社会の中で、こういった制度が国によって速やかに制定されて、そして地方におりてくる、そういったことが地方の改革につながる。また、地方の改革もスピードが上がると、こういうことでございます。

したがって、私は、そういう意味では、また、中身につきましては、全国700有余の市議会の議長様が一堂に会されまして、その中で、幹事会、理事会、あるいは政調

会があって、そこに審議の付託をいたして、三議長会の要望ということで出てくるわけ
でございます。したがって、地方の議会といたしましても、中身については十分精
査して理解することは大切ですが、いわゆるかがみの部分、早期の実現に関する意見書
は、ぜひとも必要で出すべきだと思います。

以上です。

議長（小森英明君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 賛成討論はありませんか。

中田静枝君。賛成討論をどうぞ。

15番（中田静枝君） 私は、本意見書案に賛成の立場なんですけれども、特に他の議
員から、この項目のうちの7番目の項目についてですが、地方自治法の第203条から「議
会の議員」を除きと、そして、別途「公選職」という新たな分類項目に位置づけるとと
もに、職務遂行の対価についても、これにふさわしい名称に改めることというふうにな
っておりますけれども、こういうふうにするのが議会の議員のそのものの、ほか
のいろいろな委員さんはいらっしゃいますけれども、議会議員のほかにいろいろな委員
さんもこの203条には含まれているということになっているようであります。議会の議
員にかかわっては、やはり特別な責任があるわけありますので、このように分類を別
にして位置づけを明確にするということに私は何ら不都合はないと。むしろ、非常にわ
かりやすい地方自治法になるというふうには私は考えますので、賛成討論といたします。

以上です。

議長（小森英明君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いた
します。

日程第12 採決

議長（小森英明君） 日程第12、採決。

ただいまから採決を行います。

発議第9号 議会制度改革の早期実現に関する意見書について。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議会運営委員会・特別委員会中間報告について

議長（小森英明君） 日程第13、議会運営委員会・特別委員会中間報告についてを議題といたします。

議会運営委員会、環境保全対策特別委員会、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会に付託中の案件について、中間報告をしたいとの申し出がありますので、お諮りいたします。

本件は申し出のとおり報告を受けたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長から報告を受けることに決定いたしました。

初めに、議会運営委員会委員長の発言を許します。

議会運営委員長 村橋安治君。

議会運営委員会委員長（村橋安治君） それでは、議会運営委員会の委員長報告をさせていただきます。

本委員会は、閉会中に3回開催をいたしました。平成17年9月26日、委員5名と助役、総務部長の出席を求め、委員会を開催いたしました。審議事項は、平成17年度第4回定例会の日程について審議をいたしました。12月5日より12月22日までの18日間と決定をいたしました。

また、その他の事項として、助役より、執行部より、高富中学校のアスベスト対策としての補正予算、また、人事院勧告によります条例改正の対応につき、臨時会の開催を求められ、10月下旬に開催することを決定いたしました。

また、10月28日、委員4名と助役、総務部長、企画部長の出席を求め、委員会を開催いたしました。審議事項は、条例改正3件、補正予算1件、工事請負契約の変更契約1件について審議をいたしました。5議案について、臨時会に提出することに決定をいたしました。その他として、臨時議会終了後、完成をいたしました高富中学校の見学を全

議員において見学することに決定をいたしまして、全議員によります見学を実施したところであります。また、臨時議会におきましての資料の事前配付について審議をいたしました。また、この事前配付につきましては、議案の重要度によりまして、配付する場合と配付しない場合があるということで決定をいたしましたので、御報告いたします。

また、平成17年11月28日、委員5名と助役、総務部長、企画部長の出席を求め、委員会を開催いたしました。審議事項は、平成17年第4回定例会の提出予定議案について審議、補正予算案件4件、条例案件6件、その他の案件5件、そしてまた、4件の意見書については、文教厚生委員会及び総務委員会にて審議をしていただくことに決定いたしました。

また、11月30日、全員協議会に協議されました議会報の廃止の案件については、議会運営委員会に検討していただくように求められましたが、議員各位の御意見を十二分に聞いた上で審議をしていきたいと思っております。継続審議といたしましたことを御報告させていただきます。

以上で議会運営委員会の委員長報告とさせていただきます。

以上でございます。

議長（小森英明君） 御苦労さまでした。議会運営委員長の間接報告が終わりました。

次に、環境保全対策特別委員長の発言を許します。

環境保全対策特別委員長 大西克巳君。

環境保全対策特別委員会委員長（大西克巳君） 御指名を受けましたので、環境保全対策特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る11月30日午後1時より、全員協議会室で委員11名と所管部署の市民部長、産業経済部長、環境衛生課長、農林水産課長、クリーンセンター所長、農林水産課畜産係長兼林務係長出席のもとに付託案件の審査をいたしました。

まず、産業経済部長、農林水産課長より、畜産環境悪臭改善調査について、薬液の消臭剤噴霧による消臭実験の効果を実証し、改善対策を図る資料説明がありました。

次に、畜産農家意向調査書を作成し、地域住民の意向調査をして、悪臭問題対策の総合的検討、検証を重ね、市活性化構想を作成する。また、畜舎の消毒に対する計画を業者と協力して立案し、市内の畜産公害改善対策の進捗を図る。

さらに、市民部長、環境衛生課長から、ごみ処理事業場の現況について説明があり、地元自治会のおおむねの了解を得たものの、細部については自治会と協議中であるということでした。

次に、ごみ処理及び畜産公害等環境対策に対する調査研究は、引き続き重要でありま

すので、本特別委員会としましては、閉会中の継続審査について本会議に申し出をすることに決定いたしました。本委員会は午後1時55分閉会いたしました。

以上、委員長報告といたします。

議長（小森英明君） 御苦労さまでした。環境保全対策特別委員長の間接報告が終わりました。

次に、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員長の発言を許します。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員長 藤根圓六君。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長（藤根圓六君） ただいま議長の指名をいただきましたので、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会報告を行います。

去る11月2日、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員10名、助役、所管の長野基盤整備部長、林議会事務局長、神原都市計画課長、山口東環対策監、服部建設課長、棚橋議会事務局課長らにより、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会を開催しました。

まず、所管課により現在の進捗状況の報告がありました。次に申し上げますとおりです。

東海環状自動車道については、東深瀬東海環状自動車道建設促進委員会が平成16年7月11日に発足以来の要望活動の経緯説明があり、11月10日に測量立ち入りの説明会開催の予定。一応、これ、11月2日ですので、その日においては予定という報告がありました。国道256号高富バイパスについては、主要地方道関・本巢線から三田又川までについて、現在、説明会、丈量測量、用地買収単価の提示まで実施済みで、未契約が1件、税法上の関係で未契約2件となっていると。本年度中に工事発注の予定。

三田又川から市道2243号線（農免道路）については、現在連絡のとれない地権者1名の調査を行っている。連絡のとれ次第立ち会い、境界確定、用地単価発表、契約と順次進める予定。

国道418号については、平成17年度は、国道256号交差点から関市境において、第一工区360メートル、第二工区370メートル、第三工区290メートルを実施していると。山県高校付近の第三工区については既に完成し、供用開始されている。第二工区、第三工区は、用地補償関係で4件が契約困難となっており、早期供用が難しくなっているが、用地が確保されている区間については追加施工も考えられる。今後は畑野工区への計画を進める。水棚工区については、来年度から本格的な工事が行われる予定であると以上の報告があり、一層の工事促進を図る必要があり、特別委員会においては閉会中の継続審査とすることを今議会に申し出ることを決定しました。

以上をもって、本委員会の報告とします。

訂正をいたします。今、報告の中で助役と言いましたけども、助役さんは欠席だった

です。失礼しました。

以上です。

議長（小森英明君） 御苦労さまでした。東海環状及び幹線道路整備促進特別委員長の中間報告が終わりました。

日程第14 質疑

議長（小森英明君） 日程第14、質疑。

議会運営委員会委員長、特別委員会委員長報告についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第15 委員会閉会中の所管事務調査報告について

議長（小森英明君） 日程第15、委員会閉会中の所管事務調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員会委員長から閉会中の所管事務調査報告を求められています。

総務委員長 村瀬伊織君。

総務常任委員会委員長（村瀬伊織君） 議長の御指名をいただきましたので、総務委員会閉会中の所管事務調査報告をいたします。

総務委員会では、委員全員及び総務部長、議会事務局長の10名により、10月12日から14日まで、新潟中越大地震から震災後間もなく1年になる小千谷市の震災後の対応及び佐渡市の合併後の行政改革についてを研修いたしました。

小千谷市は、人口4万737人、世帯数1万2,258世帯、面積は155.12平方キロメートルで、新潟県の中央部に位置し、信濃川が貫流し、中山間地に展開する田園都市であります。特産は小千谷縮、ニシキゴイの産地であります。

中越地震は、震度7で10月23日午後5時56分に発生をいたしました。被害状況については、小千谷市は震度5以上、死者は13人、負傷者は785人、家屋被害は全壊の632棟を含め1万899棟、孤立21地区、避難所136カ所、避難者数2万9,243人、救援食糧はピーク時4万2,680食、避難勧告29カ所、火災は1件でありました。農地災害が多く、ライフラインはずたずたになり、長岡市方面からの県道が1本のみ無事でありました。

現在も、長岡市から小千谷市に至る関越自動車道は、至るところで道路の復旧工事中であり、周辺の山ろくは崩落で赤い地肌がむき出しの箇所が各所に見られました。未曾有の被害を受け、いかに激震であったかが伺われます。

被害地災害後、当地は19年ぶりの豪雪に見舞われ、家屋の倒壊は増し、その後、復旧に取り組むも、ことしの集中豪雨で工事もおくれ、公共施設はすべて発注済みであるが、農地は半分以下が手つかずの状態であります。今冬の降雪時を迎えると工事もまたストップする状態でありました。財政調整基金も20億のすべてを取り崩して対応がなされておりました。

震災直後の初動配備体制については、44分後に災害対策本部を設置し、避難場所の設置及び災害応急対策活動を開始いたしました。初動対応の情報収集、伝達については、庁舎内が荒れ、携帯型無線機が使用不能になり、電話回線はパンク状態で、被災地からの情報が一切なかったことから、双方向の無線や地震に対応できる防災無線の設置及び災害時優先電話、衛星携帯電話が有効となりました。

避難場所については、自主避難所等最高時で136カ所の避難場所の設置により、情報伝達の方法及び車上、車庫等の多数の避難者の把握について困難を極めたとのことでした。

要援護者対応については、避難誘導は自主防災組織、町内会、消防団、民生委員等で実施され、安否確認の困難性や310人が緊急一時預かりとなった特養、老健、ケアハウス、障害者施設との受け入れ協定の必要性が指摘されておりました。

自衛隊の応援・活動については、午後9時23分に到着され、活動内容は、ヘリコプターによる被災者救出、支援物資の搬送、負傷者救出、食糧の炊き出し・配食では、昼には2万2,600食の炊き出しが行われました。避難テントの設置は6人用が500張設置、ふるの設置等で大変有効な活動ということで感謝をされておられました。

この地震の教訓といたしまして、防災訓練を全市規模で実施。2番目に、市民へのPRを行うなど防災の日の設定。3番に、災害時の行政の対応には限界があることをPR。4番に、コミュニティーを大切に。5番目に、ライフラインは2系統に。6番目には、心のケア。7番目には、耐震性の住宅の促進・支援、8番目には、罹災証明、生活再建支援の確立と研修。罹災証明のための調査については、24日に神戸市の職員が駆けつけ、実務指導を受けておられました。復興計画の早期確立。復興基本法の制定等でありまして、特にコミュニティーの強化と情報の共有化の必要性を唱えておられました。

当地方においては、東海地震、東南海地震の発生が危惧されておりますが、備えあれば憂いなしと言われるように、小千谷市の視察を踏まえ、山県市で対処可能な事項についての早急な対応を行い、市民が安心して生活できる地域づくりの確立に努めなければ

ならないと感じたところであります。

続きまして、佐渡市の視察研修につきまして報告をいたします。

佐渡市は、新潟港から約67キロの距離にあり、平成16年3月1日に島内10市町村の合併により誕生いたしました。合併時の人口は7万458人、面積は854.98平方キロメートルで日本最大の離島であります。市の職員数は1,748名であります。

視察事項では、新市の状況について、合併前の市町村の規模等について、組織・機構改革の取り組みについて、行財政改革の取り組みについて、職員定数削減計画の取り組みについて研修をいたしました。

組織改革の取り組みについては、急激な変化による住民サービスの低下を懸念して、支所機能重視の配慮がなされ、本庁は管理部門220人の配置で、14課5局体制でスタートされています。

合併後、想定以上の業務が本庁に集中したことから、市議会の行政改革調査特別委員会により、本庁機能を強化して一元化を図るべきと報告がなされ、こうしたことから、17年度には助役が2名設置され、本庁に60名の増員がなされておりました。

また、市長を本部長とする行政改革推進本部、助役を委員長に行政事務改善委員会の設置及び行政改革推進室を立ち上げ、合併の行財政改革を取り組んでおられました。行政改革推進本部では、「時代の変革に対応した新しい佐渡市の形成」を目標に、効果的・効率的な行政運営の推進、組織・機構の整備と新たな人事管理の構築、市民の視線に立った行政サービスの提供、市民協働によるまちづくりの推進などを基本方針に定められておりました。

行政事務改善委員会では、行政改革大綱の推進、組織、出先機関の見直し、民間委託の推進及び施設の管理・運営の合理化、職員の定数管理・給与の適正化、財政運営健全化、事務事業の見直し等の事項について取り組んでおられました。

これらの行政改革の推進については、行政改革の実施状況について評価を行う学識経験者や公募市民などで構成する委員10名からなる行政改革推進委員会が市長の諮問機関として設置されておりました。

この行政改革推進委員会の中間報告では、18年度に部制を導入し、円滑な組織運営を図ること及び支所については今後の人員削減を考え、課・係の統合の必要性を打ち出しておられました。

行政改革の取り組みについては、予算規模は500億円で、自主財源の確保、拡充を図り、すべての事務事業の見直し、経費の節減と合理化を進め、市民に密着した行政サービスを提供するための財政基盤を構築するとしています。

職員定数の削減では、人口規模に比較して職員が多く、10年で300人、5年間で10%以上削減したいと考えておられました。

このほか、現在収入役が置かれてなく、12月の議会に助役が収入役を兼務する案件が諮られるとのことであります。

佐渡市では、今後、支所の統廃合の組織・機構改革を初め、積極的に財政改革に取り組むとしておられまして、大変重要な課題であると改めて認識をいたしたところであります。

以上が当委員会における視察研修の内容でございます。

あとは、議会報におきまして研修報告もいたしますので、よろしく願いをいたします。

議長（小森英明君） 御苦労さまでした。総務委員長の報告が終わりました。

日程第16 質疑

議長（小森英明君） 日程第16、質疑。

ただいまより総務委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第17 委員会閉会中の継続審査について

議長（小森英明君） 日程第17、委員会閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

環境保全対策特別委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規

則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長（小森英明君） これをもちまして、本日の議事日程はすべて議了いたしました。

これにて会議を閉じます。

会期中、皆様の格別の御協力に対し、心から感謝申し上げます。提案されました全議案につきまして、慎重御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成17年第4回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦勞さまでした。

午後0時06分閉会

地方自治法第129条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 小 森 英 明

1 番 議 員 吉 田 茂 広

13 番 議 員 寺 町 知 正